

目的別行政情報

45 市役所の組織と主な仕事内容

49 戸籍・住民登録

55 税金

59 国民健康保険・国民年金

64 福祉・健康

71 ごみ・生活環境

79 都市環境

86 暮らしの相談

90 市民参加・勤労福祉など

95 防犯・交通安全

97 主な公共施設・文化施設

106 市の地図・バス路線図



市役所の組織と主な仕事内容

- 市役所の代表番号(☎23-3000)へ電話をかけ、交換手に課・担当名またはお問い合わせ内容を伝えてください。電話欄に記載の番号は課への直通電話番号です。
- メールアドレスはメール欄に記載のテキストの後に@city.kamakura.kanagawa.jpがきます。メールの添付ファイルの上限は10MBです。フリーメールについては、市でメールの送受信ができない場合があります。
- 組織が変更になる場合がありますので、最新の情報は市ホームページをご覧ください。

共生共創部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
企画課	企画担当		総合計画、庁議、行政評価	keiki
行政マネジメント課			行財政改革、庁内の業務改善、職員の定数	jimukan1
デジタル戦略課	デジタル活用担当		デジタルトランスフォーメーション	gyoukaku
	ICT基盤整備担当		情報セキュリティ、情報処理システム	jhsuisin
政策創造課	政策創造担当		市政全般に関わる政策研究	souzo
	スマートシティ担当		スマートシティ関連施策	smart
秘書課			秘書、叙勲、表彰	hisyo
広報課		61-3867	広報活動、報道関係	koho
地域共生課	くらしと福祉の相談担当	61-3864	くらしと福祉の相談 わたしの提案、建築等紛争相談 共生社会の推進	shisei kyosei
	人権・男女共同参画担当	61-3870	人権啓発、人権相談、男女共同参画	jinken-danjo
	消費生活担当		消費生活センター	seikatu
文化課		61-3872	文化行政、平和推進、国際交流	bunka

歴史まちづくり推進担当

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
歴史まちづくり推進担当		61-3849	世界遺産登録に関する調査・研究	rekimachi

総務部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール	
総務課	総務担当		文書・公印、組織・事務分掌、市議会の招集	sohmu	
	市政情報担当		情報公開、個人情報保護	j-koukai	
	統計担当		統計調査	toukei	
	法制担当		法令の解釈	housei	
財政課	審査担当		条例・規則の審査、行政不服審査制度	housei	
	財政担当		予算、地方交付税、財政計画	zaisei	
職員課	ふるさと寄附金担当	61-3845	ふるさと寄附金制度	furusatokifu	
	人財育成担当		職員の人事・服務、研修	syokuin	
コンプライアンス課	労務担当		職員の給与・手当、健康管理、福利厚生	syokuin	
			庁内のコンプライアンス、職員公益通報、ハラスメント相談	compliance	
公的不動産活用課	公的不動産活用担当		公共施設の再編、公的不動産の利活用	facility	
	公的不動産維持担当	61-3714	公有建築物の工事	pre_iji	
		61-3747	設計・施工監理 公有建築物の設備工事設計・施工監理		
	公的不動産活用課	公共建築物点検		公共建築物の点検	
		61-3847	公有財産管理		
		61-3848	本庁舎の管理		pre_kanri
61-3856		市所有自動車の総括管理			
契約検査課	契約担当	61-3982	工事請負、物品購入等の入札、契約	keiyaku	
	検査担当	61-3986	工事等の検査		
納税課	税制担当	61-3911	市税関係諸証明書、公園の閲覧	nouzeika	
	納税担当	61-3915	市税の徴収、滞納整理、納付相談		
	債権管理担当	61-2307	市の未収債権の管理・徴収		
	61-3921	個人市県民税・法人の市民税・軽自動車税	saiken		
市民税課		61-3921	個人市県民税・法人の市民税・軽自動車税	kamatatax	
資産税課	資産税担当	61-3931	固定資産税・都市計画税、償却資産	sisanzei	
	土地評価担当	61-3934	土地の調査・評価		
	家屋評価担当	61-3936	家屋の調査・評価		

市役所の組織と主な仕事内容

市役所の組織と主な仕事内容

< 広告 >

KAMAKURA T&T

鎌倉市御成町13-22
(鎌倉駅西口すぐ)

帯&着物のリメイク

スカーフのリメイク

宝石のリメイク

人気です！オーダーフェルト・アニマル制作

0467-38-8099

素敵な男性用シルクシャツも制作。着物&生地持ち込みもOK。

市民防災部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
地域のつながり課	市民総務担当		部内の事務事業の総括	shiminsomu
	地域をつながり担当		自治会・町内会、市民活動支援	npo
総合防災課	安全安心担当		防犯対策、防犯情報の配信	anan
	危機管理担当		国民保護のための総合的調整、危機管理対処方針	k-hogo
防災課	防災担当		災害対策、防災計画、自主防災組織の育成	sogobo
	観光担当	61-3884	観光事業、海水浴場	kankou
観光課	オーバートーリズム担当	61-3884	観光マナーの啓発、観光客の分散化	
	商工課	商工担当		商工業の振興、中小企業への支援
勤労者福祉担当		61-3853	労働環境調査、労働相談、技能振興	rousei
市民課		61-3903	戸籍、住民登録、印鑑登録、マイナンバーカード、住居表示	shiminka
	戸籍、住民登録、印鑑登録、マイナンバーカード、市税関係証明書、国民健康保険・国民年金、母子健康手帳(父子手帳)の交付、自治町内会・地区社会福祉協議会との連絡調整	33-0710		kosigoe
腰越支所		48-0021		fukasawa
大船支所		45-7711		oohuna
玉縄支所		44-2217		tamanawa

市役所の組織と主な仕事内容

市役所の組織と主な仕事内容

こどもみらい部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
こども支援課	こども支援担当	61-3891	鎌倉市子ども・子育て会議、さらさらプラン	mirai
		61-3827	かまくらこども相談窓口 きらきら	
	こども施設担当	61-3895	公立保育所等の維持修繕・施設整備	koshise
保育課		61-3892	保育園の入園、保育料、給食管理	kodomo
こども相談課	家庭支援担当	61-3896	児童手当、ひとり親家庭の支援	k-sodan
	相談室担当	61-3751	こどもと家庭に関する相談、子育て支援センター	kokasou
青少年課	青少年担当	61-3886	放課後かまくらっ子、二十歳のつどい	k-ssn
発達支援室	発達相談担当	23-	子どもの発達についての相談・指導	h-shien
	支援担当	5130		

健康福祉部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
福祉総務課	福祉総務担当		福祉センターの管理、地域福祉	fukushi
	福祉政策担当	61-3436	包括的支援体制の推進	
生活福祉課	支援担当	61-3958	日本赤十字、ホームレスの相談	engo
	保護担当	61-2319	ひきこもり支援	hikikomori
高齢者いきいき課		61-3899	在宅生活支援、生きがいづくり	kourei
	介護保険課		61-3947	要介護認定、介護保険給付・保険料、老人ホーム施設整備
障害福祉課	障害福祉担当	61-3975	自立支援給付、手帳の交付、手当の支給	shafuku
	障害者雇用対策担当		障害者二千人雇用センター、ワークステーション	
市民健康課	健康づくり担当	61-3941	健康づくり、成人健康診査、救急医療	shikenko
	保健活動担当	61-3944	母子健康手帳(父子手帳)、妊産婦・乳幼児健診	
		61-3977	生活習慣病予防、介護予防	
新型コロナウイルスワクチン接種担当			新型コロナウイルスワクチン接種関連事業	c-vaccine
保険年金課	国民健康保険担当	61-3607	国民健康保険の資格・給付・保険料、国保特定健診	hokenen
	医療給付担当	61-3961	後期高齢者医療	
	年金担当	61-3963	国民年金、特別障害給付金	
スポーツ課	スポーツ担当	43-	スポーツ事業、スポーツ活動の普及	spopfi
	施設整備担当	3419	スポーツ施設の整備	

環境部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
環境政策課	環境総務担当	61-3378	部内の事務事業の総括	kankyo
	環境政策エネルギー担当	61-3421	環境政策、環境基本計画、エネルギー施策	
ごみ減量対策課	ごみ減量対策担当	61-3396	ごみの減量・資源化、廃棄物処理、生ごみ処理機助成	gomi
	戸別収集担当		清掃事業の計画、ごみ・資源物の戸別収集の実施に向けた検討	
環境施設課		61-3625	一般廃棄物処理施設の整備、ごみ処理広域化	siseken
	環境保全課	環境保全担当	61-3420	公害防止、深夜花火の防止
		61-3444	まちの美化活動、路上喫煙の防止	bika
動物保護管理担当		61-3389	犬の登録、狂犬病予防注射、野生鳥獣	bika
名越クリーンセンター担当		24-1096	ごみ処理施設の管理	nagoe-cc
環境センター	今泉クリーンセンター担当	44-5344	鎌倉市全域のごみの収集・運搬・処理、ごみ処理施設の管理	imaizumi-cc
	深沢クリーンセンター担当	32-4384	し尿の処理	fukacc
	苗田リサイクルセンター担当	32-9090	廃棄物の再利用、資源物の処理	fueda-rc

まちづくり計画部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
市街地整備課	市街地整備担当	61-3836	大船駅東口再開発、大船駅・鎌倉駅周辺のまちづくり	ur-ofuna
	庁舎整備担当		新庁舎の整備、現庁舎跡地の利活用	chousya-seibi
深沢地域整備課	深沢地域整備担当	61-	深沢地域整備事業	kamafuka
	企業誘致担当	3760	深沢地域整備事業に係る企業誘致	
土地利用政策課	まちづくり政策担当		土地利用調整制度、自主まちづくり計画	toshisei
	土地利用調整担当		土地利用調整制度、まちづくり条例、国土法、公法法の届出	tochiri
都市計画課	都市計画担当	61-3408	都市マスタープラン、都市計画	cityplan
	交通政策担当	61-3658	交通計画、公共交通の利用促進	koutsu
	交通安全担当		交通安全対策、放置自転車等対策	

都市景観部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
都市調整課		61-3541	開発事業等における手続	toshityo
都市景観課	都市景観担当	61-3477	都市景観形成、屋外広告物	keikan
	風致担当	61-3465	風致地区内行為の許可	
開発審査課	開発審査担当	61-3580	開発行為の許可、宅地造成の許可	kaihatsu
	開発指導担当	61-3576	開発行為、宅地造成の申請	
建築指導課	建築指導担当	61-3586	建築相談、建築等の許可、耐震相談	kensi
	建築審査担当	61-3644	建築確認申請の受理、建築物等の検査	
みどり公園課	みどり担当	61-3486	緑地の保全、緑化の推進	midori
	整備担当	61-3491	公園および緑地の整備計画・工事	park
	管理担当		公園・緑地・児童遊園等の維持管理	
	がけ地対策担当		私有のがけ地対策	gake

市役所の組織と主な仕事内容

市役所の組織と主な仕事内容

都市整備部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
都市整備総務課	都市整備総務担当		部内の事務事業の総括(下水道事業を除く)	tosiseib
	住宅担当	61-3679	市営住宅管理、住宅政策、空き家対策	jyutaku
道水路管理課		61-3538	道路占用、道路・水路管理、車両制限令	rosei
道水路調査課	境界担当	61-3639	土地境界確定、狭い道路、市道の認定・廃止	dorochosa
	道路台帳調査担当	61-3572	法定外譲与地、地籍調査、市道路台帳	
道路課	整備担当	61-3499	道路整備事業、電線類の地中化、道路の維持補修等工事	road
	国県道対策担当		国県道の整備促進対策	kokkendo
下水道経営課	経営計画担当	61-3732	下水道事業に関する統計、公共下水道等に関する計画	seibikei
	料金担当	61-3717	下水道使用料、受益者負担金	fukyu
下水道河川課	設備担当	61-3840	排水設備工事に関する確認申請・検査	gesui-seibi
	下水道担当	61-3769	公共下水道に関する企画・維持管理、下水道台帳	
	河川担当	61-3768	河川施設に関する企画・維持管理	
農水課			農業・水産業の振興、市民農園、漁港の管理	nousui
作業センター		46-8293	道路・下水道・河川・緑地の補修作業	sagyou
浄化センター	施設担当	46-	下水道終末処理場・ポンプ場等の維持管理	yamasui
	水質管理担当	8001	水質管理、事業場排水指導	



戸籍・住民登録

▶ 戸籍

問 市民課 ☎61-3906・☎61-3904 / 支所

個人の身分関係(出生・婚姻・死亡・親子関係など)を公簿上明らかにしておくもので、原則夫婦単位で一つの戸籍が作られます。この戸籍のあるところを本籍地といいます。
必要書類は個々の状況により異なる場合があります。手続きの前にご連絡ください。

▶ 出生届・死亡届・婚姻届・離婚届・転籍届(鎌倉市に届出をする場合)

届出の種類	届出期間	届出人	届出場所	手続きに必要なもの	ご注意
出生届	生まれた日を含め14日以内	父または母	生まれた所、本籍地または届出人所在地のうち、いずれかの市区町村役場	①届書 ②母子健康手帳 ※国民健康保険証	子どもの名前は、必ず常用漢字・人名漢字・平仮名・片仮名で書いてください。また、届書右半分に医師の証明を受けてください。
死亡届	死亡の事実を知った日を含め7日以内	親族または同居者	死亡した所、本籍地または届出人所在地のうち、いずれかの市区町村役場	①届書 ※国民健康保険証、年金手帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、住民基本台帳カード(持っている人のみ)など	届書の右半分に医師の証明を受けてください。届出人が親族または同居者以外の場合は、お問い合わせください。
婚姻届	届けた日に効力が生ずる	結婚する2人	届出人のいずれかの本籍地または届出人所在地の市区町村役場	①届書 ②戸籍謄本(鎌倉が本籍地の人には不要です) ③窓口へ来る人の本人確認のできる書類(運転免許証、パスポートなど) ※国民健康保険証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(持っている人で、氏に変更がある人のみ)など	結婚生活に入っても、婚姻届を提出しなければ法律上正式な夫婦とは認められません。なお、届書に証人(成年者)2人の署名が必要で、
協議離婚届	届けた日に効力が生ずる	夫および妻	届出人の本籍地または届出人所在地の市区町村役場	①届書 ②戸籍謄本(鎌倉が本籍地の人には不要です) ③協議離婚の場合は窓口へ来る人の本人確認のできる書類 ④裁判離婚の場合は調停調書、審判書、確定証明書などの裁判所から出る書類 ※国民健康保険証、年金手帳、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(持っている人で、氏に変更がある人のみ)など	届書に証人(成年者)2人の署名が必要です。夫婦の間に未成年の子どもがいる場合はどちらが親権者になるか決めてください。
裁判離婚届	調停裁判などの成立の日を含め10日以内	原則申し立てをした人	現本籍地、新本籍地または届出人所在地の市区町村役場	①届書 ②戸籍謄本1通(鎌倉市内で本籍を移す場合は不要です)	証人欄の記入は不要です。
転籍届	届けた日に効力が生ずる	戸籍の筆頭者およびその配偶者	現本籍地、新本籍地または届出人所在地の市区町村役場	①届書 ②戸籍謄本1通(鎌倉市内で本籍を移す場合は不要です)	

※は、鎌倉市に住民登録があり該当する人のみ関連手続きのために必要な事項です。
法改正により、令和6年3月1日から、手続きに必要なものうち戸籍謄本は不要です。(ただし、場合により必要となることもあります)
開庁時間外(土・日曜日、祝日も含む)は本庁警備員室にて届書をお預かりします。

〈 広告 〉



つながる相続へ

初回面談無料

湘南・鎌倉で、相続といえば
狭川 相続 税理士・行政書士事務所

鎌倉市長谷 2-18-12 ☎40-4695 さがわ相続 検索 https://sagawa-tax.com 江ノ電・長谷駅徒歩1分

戸籍住民登録
戸籍

会計管理者

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
会計課			公金の収納・支払、現金・有価証券の収納・保管	kaikei

市議会

議会事務局

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
議会総務課			議員報酬、議長会等事務、議会の傍聴	gikai02
議事調査課			本会議・委員会等議事運営、会議録作成	

教育委員会

教育文化財部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
教育総務課	総務担当	61-3740	教育振興基本計画、教育委員会の会議	kyouiku
	教育企画担当		教育政策の企画・調整	
	経理担当	61-3785	教育委員会の予算の総括	tayou
	多様な学びの場づくり担当	61-3826	不登校支援対策	
学校施設課		61-3753	学校施設の維持管理・修繕	sisetsu
学務課	教職員担当	61-3791	児童数等の推計、学級編制	kyosyoku
	給食担当	61-3804	学校給食	kyushoku
学務担当		61-3796	通学区域の決定、就学援助、学校保健	gakumu
	教育指導課		61-3812	教科等指導、児童生徒指導、進路指導
教育センター	研究研修担当	61-3820	教育に関する研究、教職員の教育研修	kenkyu
	相談指導担当	61-3809	教育相談、カウンセリング、適応指導教室	
文化財課	文化財担当	61-3857	文化財の指定・解除・保存・活用	bunkazai
	史跡担当		史跡の指定・解除・整備・活用	
生涯学習課	博物館機能等整備担当	61-3912	鎌倉市にふさわしい博物館の構築	hakubutukan kinou
	鎌倉歴史文化交流館	73-8501	施設の管理運営、資料の保管・展示、教育・普及事業	rekibun
	鎌倉国宝館	22-0753		kokuhoukan
生涯学習担当		61-3912	社会教育の振興、生涯学習の総合的企画	gakushuc
中央図書館	総務担当		施設管理、鎌倉市図書館協議会	chulib
	近代史資料担当	25-2611	近代史資料の収集・公開	
	資料サービス担当		図書等の収集・貸出し、レファレンス	

選挙管理委員会

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
選挙管理委員会事務局		61-3874	選挙の執行、選挙人名簿の調製	election

監査委員事務局

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
監査委員事務局			定期監査、列月出納検査、決算等審査	kansa

農業委員会

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
農業委員会事務局			農業委員会全般、農地の転用、農地相談	knougyou

消防本部

課等名	担当名	電話	主な仕事内容	メール
消防総務課		44-0983	消防職員の人事、消防広報、消防団	fd-soumu
警防救急課	警防担当	44-0974	消防警防計画、水害警防対策、消防車両管理	keibou
	救急救命担当	44-0977	医療機関等との連絡調整、救急業務の管理	
指令情報課		44-0995	災害・救急出動指令、火災警報・消防信号、気象観測	sirei
予防課	予防担当	44-0963	火災予防、消防用設備の指導、建築同意	yobou
	査察担当	44-0966	火災予防上必要な査察指導	
鎌倉消防署		24-0119	消防団への訓練指導、水・火災の警戒防	fd-kama kura
大船消防署		43-2424	御、救急業務、災害対策	f-oofuna

市役所の組織と主な仕事内容

市役所の組織と主な仕事内容

▶ 証明書の請求(戸籍・住民票の写しなど)

問 市民課 ☎61-3901/
支所・市民サービスコーナー

申請する際には、本人確認書類が必要です。また、代理人による請求の場合、委任状が必要です。

▶ 戸籍の全部・個人事項証明書(謄・抄本)

戸籍の全部事項証明書(謄本)は、戸籍簿に載っていること全部を証明したもので、戸籍の個人事項証明書(抄本)は必要な一部の人を証明したものです。

▶ 請求の方法

- 1 鎌倉市に本籍のある人は、市民課・支所または市民サービスコーナーで請求してください。
- 2 鎌倉市に本籍がない人は、本籍のある市区町村役場に直接請求してください。

なお、本人および直系親族の人の戸籍の証明書以外は、正当な理由がないと請求できません。

▶ 住民票の写しなど

住民票の写しは、原則として続柄、本籍、マイナンバーと住民票コードの記載を省略していますが、使いみちによって必要なときは、記載することができます。また、住民票記載事項証明書も交付しています。

なお、本人または同一世帯員以外の人(代理人)には住民票コード、マイナンバー記載の住民票は即日交付できません。委任者の住所(住民登録地)宛てに簡易書留での郵送対応になります。別の世帯や、他人の住民票の写しなどは、正当な理由がないと請求できません。

▶ 身分証明書

身分証明書は、禁治産または準禁治産の宣告、後見の登記および破産宣告または破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもので、本籍のある市区町村役場で発行します。

本人以外の方が身分証明書を申請する際には、本人の自筆の承諾書(例1)が必要です。

(承諾書(例1))

見本	承諾書
	住所 _____
	代理人 (窓口に来る人) 氏名 _____
	私は、上記の者が身分証明書の請求を〇〇番(通数を記入)することについて、承認いたします。
年 月 日	住所 _____
本人 (証明を受ける人)	氏名 _____ 印 _____
	電話番号(携帯等) _____

▶ 各種証明書の郵送請求

戸籍の証明書、住民票の写しなどを郵便で請求する場合は、申請書と一緒に手数料(郵便局にある無記名の定額小為替証書または現金書留をご利用ください)と返信用封筒(切手を貼付し、返信先を明記したもの※原則住民登録地以外へは返送できません)、請求者の返送先(住民登録地)記載の本人確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード(住所のある表面のみ)、住民基本台帳カード、健康保険証等。パスポートは不可)の写しを同封してください。(印鑑登録証明書の郵送請求はできません)

申請書はホームページのものをご利用いただくか、お問い合わせください。
※郵送請求の取扱いは市民課のみとなります

▶ 各種証明の手数料

戸籍の全部・個人事項証明書(謄・抄本)	1通450円
除籍・原戸籍の謄・抄本	1通750円
住民票の写し	戸籍の附票の写し
印鑑登録証明書	身分証明書
住民票記載事項証明書	1通300円



▶ 印鑑の登録と証明

問 市民課 ☎61-3901-☎61-3904/支所

印鑑登録申請・印鑑登録廃止届出などは、本人の申請・届出が原則です。

本人が、病氣その他やむを得ない理由により申請などができないときは、代理人の申請なども可能です。

▶ 印鑑登録の手続き

印鑑登録の手続きには、本人申請と代理人申請の2つの場合があり、次の3つの方式(免許証方式、保証人方式、文書照会方式)があります。本市で最初に行う登録については、手数料は無料です。改印や印鑑および登録証紛失などによる再登録の場合は、1件につき、300円手数料がかかります。

1▶ 本人申請の場合

① 免許証方式(印鑑登録証は、即日交付します)

☑ 登録する印鑑

☑ 申請者の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)や住民基本台帳カード(写真付き)など)

② 保証人方式(印鑑登録証は、即日交付します)

☑ 登録する印鑑

☑ 申請者の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)
☑ 保証人の保証書(例2)
保証人は市内外居住を問わず、印鑑登録をしている人に限ります
市外の人を保証人とする場合は、同人の30日以内に交付された印鑑登録証明書が必要です

(保証人の保証書(例2))

窓口の「印鑑登録等申請書・廃止届書」の中に書式が印刷されていますが、右の様式で別紙に作成してもかまいません。なお、保証人の欄については、保証人となる人が直筆で記入してください。

〈広告〉



見本	保証書	登録する印鑑
	住所 _____	印 _____
	登録する人 氏名 _____	生年月日 _____
年 月 日	この印鑑登録申請は上記の者によるものであることを保証します。	保証人の登録している印鑑
保証人	住所 _____	印 _____
	氏名 _____	生年月日 _____

③ 文書照会方式※官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類がない場合
(印鑑登録証は、即日交付できません。
後日、回答書をお持ちになったときに、交付します)

☑ 登録する印鑑

※廃止を伴う再登録の場合は、代理人の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)が必要になります

☑ 印鑑登録照会回答書

☑ 申請者の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)
☑ 代理人の場合は、申請者の本人確認書類(同上)に併せて、代理人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードや住民基本台帳カード(写真付き)など、官公署が発行した写真付きの本人確認書類または健康保険証、年金手帳など)

2▶ 代理人申請の場合

すべて文書照会方式です(印鑑登録証は、後日交付となります)。

☑ 登録する印鑑

☑ 本人自筆の委任の旨を証する書面(代理人選任届書)(例3)
※廃止を伴う再登録の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付き)など、官公署が発行した写真付きの本人確認書類または健康保険証、年金手帳など)が必要になります

(代理人選任届書(例3))

見本	代理人選任届書
	住所 _____
	代理人 氏名 _____
	生年月日 _____
	電話番号() _____
年 月 日	私は、上記の者を代理人に選任し(印鑑登録申請/印鑑登録廃止届出)に関する権限を委任したのでお届けします。
	☑ 本人の自筆
	☑ 登録印
(あて先) 神奈川県鎌倉市長	委任者 住所 _____
	氏名 _____
	生年月日 _____
	電話番号() _____

※印鑑紛失以外の理由で、廃止・登録を一度に行う場合には、新・旧両方の登録印を押印してください

☑ 印鑑登録照会回答書

☑ 申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付き)など、官公署が発行した写真付きの本人確認書類または健康保険証、年金手帳など)
☑ 代理人の場合は、申請者の本人確認書類(同上)に併せて、代理人の本人確認書類(同上)

登録できない印鑑

他者が現在登録中の印鑑、印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの、流し込みまたは機械彫りで大量に生産されているもの、ゴム印、縁のないものまたは縁が破損しているものなどは登録できません。また、文字の組み合わせによっては登録できない場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。

印鑑登録証の交付

印鑑登録の手続きがすべて完了すると印鑑登録証が交付されます。この印鑑登録証は、印鑑登録証明書の交付を受けるときに必ずお持ちください。

印鑑登録の廃止届出

- 持ち物**
- 印鑑登録証(お持ちの場合)
 - 本人確認書類(印鑑登録の手続きと同じもの)
 - 代理人の場合は、本人自筆の委任の旨を証する書面と代理人の本人確認書類(②に同じ)

印鑑紛失以外の廃止であれば、現在登録している印鑑を押印してください。

印鑑登録証明書の請求

- 持ち物**
- 印鑑登録証
- 注:印鑑登録証明書を請求する場合は、登録のときに交付された印鑑登録証を必ずお持ちください。印鑑や代理人請求の際の委任状は不要ですが、交付申請書に証明する本人の住所・氏名・生年月日の記載が必要です。

見本	委任状	
	住所	氏名
代理人	生年月日	電話番号 ()
私は上記の者に、_____に関する権限を委任します。		
年 月 日	住所	氏名
委任者	生年月日	電話番号 ()
本人の自筆	氏名	電話番号 ()

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードの継続利用

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている人が、他の市区町村に転出する場合、手続きを行うことで継続してカードを利用することができます。継続利用を希望される人は、転入手続きの際に、暗証番号を確認のうえカードをお持ちください。

ただし、以下の場合には継続利用できませんのでご注意ください。

- ① 転入をした日から転入届を出さないまま14日(※)を経過している。
 - ② 転出時に届け出た予定日より30日(※)を経過している。
 - ③ 転入届出時にカードを提出できず、その日から90日(※)を経過している。
 - ④ 継続利用手続き時にカードの有効期間を満了している。
- ※有効期限最終日が閉庁日の場合、翌開庁日であれば継続利用の手続きができます

通知カード

平成27(2015)年10月以降に、住民票を有するすべての人に配布されたカードで、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。ただし令和2(2020)年5月25日に法改正により、通知カードの新規発行および記載内容の変更等の手続きは終了しました。

●何ができる?

マイナンバーが必要な各種手続き等の際に、自分のマイナンバーを証明する書類として、本人確認書類(運転免許証等)と組み合わせることで、手続きを行うことができます。ただし、通知カードの記載内容に変更が生じた場合には使用できなくなります。

マイナンバーカード

通知カードと一緒に送付された申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼付しての郵送申請や、スマートフォン、パソコンからのオンライン申請をすることで、後日、市役所・支所窓口で交付を受けることができます。また、カードはICチップ内蔵で、表面には顔写真、氏名、住所、生年月日、性別、カードの有効期限などが書かれており、記載内容に変更が生じた場合は、市役所・支所窓口で変更手続きが必要になります。裏面には氏名、マイナンバーなどが記載されています。

●何ができる?

マイナンバーが必要な各種手続きのときに、マイナンバーの確認と本人確認がこのカード1枚でできます。インターネット上で確定申告(e-tax)などを行う際に、本人であることを証明するために必要な電子証明書がICチップに入っています。

●手数料は?

無料。紛失などによる再交付などは、有料(1,000円または800円)です。

●有効期限は?

18歳以上の人は、発行日から10回目の誕生日まで。18歳未満の人は、発行日から5回目の誕生日までです。

マイナンバーカード申請補助サービス

初めてマイナンバーカードの申請をする人を対象に、専用端末を利用して、無料の写真撮影から申請までを職員がサポートします。

●受付場所

市民課(本庁1階)および支所(12:00~13:00を除く)

●必要な本人確認書類

運転免許証・パスポート・健康保険の被保険者証・年金手帳など

住民基本台帳カード

マイナンバーカードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの新規発行は終了しました。今後は、同様の機能を有したマイナンバーカードをご申請ください。

これまでに発行したカードは、有効期限までお使いになれますので、利用する目的(本人確認書類など)によっては、すぐにマイナンバーカードに切り替える必要はありません。

公的個人認証サービス

ご自宅や職場などのパソコンからインターネットなどを通じて安全・確実な行政手続きなどを行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能です。マイナンバーカードのICチップ部分には、マイナンバーカードの申請時に希望されると、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2つの公的個人認証が搭載されます。

署名用電子証明書は、インターネット上での確定申告(e-tax)など文書を伴う電子申請などに利用します。

利用者証明用電子証明書は、マイナポータルログインや、コンビニエンスストアでの証明書交付サービスを利用する際などに、本人であることを認証手段として利用します。

各電子証明は5回目の誕生日まで利用できます。また、署名用電子証明書は、氏名、住所、生年月日、性別に変更があると失効しますので、市民課または支所で手続きをしてください。

住所変更の届出

問 市民課 ☎61-3901・☎61-3904 / 支所

市民の居住関係の証明、選挙権、国民健康保険や国民年金の加入状況など、日常生活に関係の深いことを記録したものが住民基本台帳です。

住民異動届

住所などが変わった際に行う届出で、これによって住民票の記録が修正され、市民サービスの基盤となります。

転入届・転出届・転居届

転入・転出・転居の届出方法は次の表のとおりです。

届出の種類	届出期間	届出人	届出場所	手続きに必要なもの	届出があったときに次のことをお聞きします
転入届 (市内に住所を移したとき)	移転してから14日以内	本人世帯主または代理人※1	市民課・支所	①前住所の市区町村で発行した転出証明書※2 ②国民健康保険証(転入先の世帯主が変更になる場合で、既に国民健康保険に加入されている人の分) ③後期高齢者医療被保険者証(②、③は関係のある人のみ) ④印鑑 ⑤届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ⑥前住所地発行の住民基本台帳カード(持っている人のみ) ⑦マイナンバーカード(持っている人のみ)	①新住所とその世帯主 ②転入年月日 ③国民健康保険、国民年金の手続き(該当者)
転出届 (市外へ住所を移すとき)	おおむね移転する14日前から、移転してから14日以内まで			①印鑑登録証 ②国民健康保険証 ③後期高齢者医療被保険者証 ④介護保険被保険者証など(①、②、③は関係のある人のみ) ⑤印鑑 ⑥届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ⑦住民基本台帳カード(持っている人のみ) ⑧転出する人マイナンバーカード(持っている人のみ)	①転出先の住所 ②転出(予定)年月日 ③転出する人
転居届 (市内で住所を移したとき)	移転してから14日以内			①国民健康保険証 ②後期高齢者医療被保険者証 ③介護保険被保険者証など(①、②、③は関係のある人のみ) ④印鑑 ⑤届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ⑥住民基本台帳カード(持っている人のみ) ⑦マイナンバーカード(持っている人のみ)	①新住所 ②転居年月日 ③転居した人

※1 代理人による届出の場合は、委任状が必要です(P53参照)

※2 住民基本台帳カードやマイナンバーカードを用いた「転入届の特例」を受ける場合、転出証明書は不要です

※海外から転入する場合は、全員分の戸籍の全部事項証明および戸籍の附票、全員分のパスポート(原本)が必要です。パスポートに出入国日が記載されていない場合は、出入国日が分かる資料を持参してください。なお、鎌倉に本籍がある人は、戸籍の全部事項証明および戸籍の附票は省略できます

※外国人住民の人は上記の届出の際に、特別永住者証または在留カードをお持ちください



税金

▷ 市民税・県民税(個人)・森林環境税

問 市民税課 ☎61-3921

市民税・県民税は、その年の1月1日(賦課期日)現在、市内に住所を有している人に課税されます。

市民税・県民税には、一定の税率で課税される「均等割」と、所得の金額に応じて課税される「所得割」があります。

また、令和6年度から、国税である「森林環境税」が課税されます。「森林環境税」は市民税・県民税の「均等割」に加算し課税されます。

なお、市内に住所を有していない人で、市内に事務所・事業所・家屋敷のある場合には市民税・県民税の「均等割」が課税されます。

▶ 申告について(市民税・県民税の申告)

1月1日現在市内に住所を有する人は、3月15日までに前年(1月～12月)の所得の申告が必要です。ただし、次の①～③に該当する人は申告不要です。

申告内容は税額の算定のほか、所得証明の発行や国民健康保険料の算定などさまざまな行政サービスに必要なため、前年の所得がない人(市民税・県民税が課税されない人)でも申告をお願いします。

- ① 税務署に確定申告をした人
- ② 給与と収入のみで、給与支払者から市役所に給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金等の収入のみで、年金支払者から市役所に公的年金等支払報告書が提出されている人

▷ 市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

市民税・県民税・森林環境税には、非課税の制度があります。

▶ 均等割(森林環境税)と所得割が非課税となる人

- ① 生活保護法の規定により、生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当し、前年の「合計所得金額」が135万円以下の人
- ③ 前年の「合計所得金額」が一定の金額以下の人

▶ 所得割が非課税となる人

- ④ 前年の「総所得金額等」が一定の金額以下の人

▷ 納税方法について

市民税・県民税の納税方法には、特別徴収(給与または公的年金等からの引き落とし)と普通徴収の2種類があります。

① 特別徴収

① 給与所得者

給与支払者が納税者の毎月(6月から翌年5月)の給与から税額を差し引き、給与支払者がとりまとめて納める方法

② 公的年金等受給者

年金支払者が納税者の隔月の年金から税額を差し引き、年金支払者がとりまとめて納める方法

② 普通徴収

市から送付する納付書によって、4期(6月・8月・10月・翌年1月)に分けて納める方法

▶ 証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードの公的個人認証(利用者証明用電子証明書)を利用して、お近くのコンビニエンスストア(マルチコピー機が設置されている店舗)で、証明書など(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書(本市に本籍のある人))が取得できます。

▷ 土・日曜日、祝日、時間外の利用案内

下表のとおり、土・日曜日、祝日と平日の17:00以降に住民票の写しや印鑑登録証明書などの交付が受けられます(年末年始(12月29日～1月3日)は休業。その他、臨時休業する場合があります)。

▶ 時間外の利用方法

	取扱内容	受け取り場所・時間	申請方法
日曜日・祝日 土曜日 (第2・4を除く)	● 戸籍の全部・個人事項証明書などの交付 ● 住民サービスコーナーのみ (市民サービスコーナーのみ) ● 住民票の写しの交付 ● 印鑑登録証明書の交付	● 本庁舎警備員室 ● 市民サービスコーナー (大船ルミネウイング6階) ※年末年始(12月29日～1月3日)、ルミネウイング休館日は休業 臨時に休業する場合がありますので、お問い合わせください	9:00～17:00 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:00に市民課へ電話で予約をしてください。
	● 戸籍の全部・個人事項証明書などの交付 ● 住民票の写しの交付 ● 印鑑登録証明書の交付 ● 印鑑登録の手続き ● 住民異動の届出(転入・転出・転居など) ● 戸籍の届出(出生・死亡・婚姻など) ※住民異動については、内容によって受け付けできない場合があります。	● 市民サービスコーナー (大船ルミネウイング6階) ※休業日は上記土曜日(第2・4を除く)・日曜日・祝日欄のとおり	10:00～18:00 直接、市民サービスコーナー窓口でお申し込みください。電話予約なしで、当日に証明交付できます。
毎月 第2・4土曜日	● 戸籍の全部・個人事項証明書などの交付 ● 住民票の写しの交付 ● 印鑑登録証明書の交付	● 本庁舎市民課 臨時に休業する場合がありますので、お問い合わせください	9:00～17:00 (12:00～13:00は証明発行のみ) 直接、市民課窓口でお申し込みください。電話予約なしで、当日に証明交付できます。
	● 戸籍の全部・個人事項証明書などの交付 (市民サービスコーナーのみ) ● 住民票の写しの交付 ● 印鑑登録証明書の交付	● 市民サービスコーナー (大船ルミネウイング6階) ※休業日は上記土曜日(第2・4を除く)・日曜日・祝日欄のとおり	10:00～18:00 直接、窓口でお申し込みください。電話予約なしで、当日に証明交付できます。
平日の 17:00 以降	● 戸籍の全部・個人事項証明書などの交付 ● 住民票の写しの交付 ● 印鑑登録証明書の交付	● 本庁舎警備員室	17:00～20:00 当日の8:30～17:00に市民課へ電話で予約をしてください。
	● 住民サービスコーナー (大船ルミネウイング6階) ※ルミネウイング休館日は休業	● 市民サービスコーナー (大船ルミネウイング6階) ※ルミネウイング休館日は休業	17:00～21:00 当日の10:00～18:00に市民サービスコーナーへ電話で予約をしてください。 ※18:00からの受け取りには、市民サービスコーナーへの電話予約が必要となります
毎日 (年末年始を除く)	● 住民票の写しの交付 ● 印鑑登録証明書の交付 ● 戸籍証明書(戸籍の全部・個人事項証明書)の交付	● お近くのマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア ※店舗の営業日・営業時間によって異なります	住民票の写し、印鑑登録証明書 6:30～23:00 戸籍証明書 10:00～18:00 利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードをお持ちの人。

※印鑑登録証明書の受け取りには、印鑑登録が必要で

※証明書などの受け取りには本人確認書類(運転免許証など)が必要です

※電話予約受付(祝日・年末年始を除く)月～金曜日の8:30～17:00、サービスコーナーは10:00～18:00)

本庁舎市民課 ☎61-3901
市民サービスコーナー ☎48-3030



固定資産税・都市計画税

問 資産税課 ☎61-3931

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産(事業用の機械・器具など)を所有している人が、その資産価値に応じて納める税です。

都市計画税は、道路・下水道・公園の整備などの都市計画事業に要する費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に固定資産税と合わせて課税されます。

納税通知書について

問 ☎61-3931

毎年4月に納税通知書を発送し、年4回に分けて納めていただきます。

1 売買や贈与などで所有者が変わった場合

固定資産税を納めていただく人は1年間(1期～4期)変わりません。所有者変更は、法務局(登記所)で登記をしてください。未登記の家屋の場合は資産税課にご連絡ください。

2 住所が変わった場合

納税通知書に添付されている住所等変更届を提出してください。市内での転居は届け出の必要はありません。国外へ転出する場合は、日本国内に居住する方を納税管理人に設定する手続きが必要となります。

3 課税内容を知りたい場合

納税通知書に添付されている課税明細書をご利用ください。さらに詳しい内容を知りたい場合はお問い合わせください。

土地について

問 ☎61-3934

土地の評価額は、国から示された「固定資産評価基準」および「鎌倉市固定資産評価事務取扱要領」に基づき、その年の1月1日の現況地目別の計算方法で求めた評価単価に、登記簿の地積を乗じて算出します。そのうち宅地の評価額は、地価公示価格等の7割を目途とした額になっています。この評価額をもとに、住宅用地の特例措置や負担調整措置により課税標準額を求め、これに税率を乗じて税額を算出します。

家屋について

問 ☎61-3936 ☎61-3937

1 新築・増築をした場合

新築・増築の登記や調査をもとに、市から所有者へ手紙で家屋調査の依頼をしています。家屋の仕上げや間取り、設備などを調査し、家屋の評価額を算出します。家屋評価は、国から示された「固定資産評価基準」に基づいて行います。要件を満たす新築住宅については、固定資産税に対して一定期間の減額措置があります。

2 家屋を取り壊した場合

登記されている家屋は法務局(登記所)で滅失登記をしてください。滅失登記に時間がかかる、または未登記家屋の場合は、資産税課にご連絡ください。1月1日を基準に翌年度から家屋の税金がかからなくなります。

3 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修をした場合

一定の改修をすると、固定資産税が減額される制度があります。工事完了後3カ月以内に申告してください。

償却資産について

問 ☎61-3931

償却資産とは、事業(収益事業とは限りません)用の資産で1年を超えて使用可能で、使用することによって毎年価値が減少する(減価償却する)資産のことです。工場内の機械や店舗のショーケースなど(土地・家屋・自動車などは除く)が該当します。

申告について

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産の状況を、1月31日までにその資産のある市町村に申告してください。申告方法などご不明な点はお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)

問 市民税課 ☎61-3921

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者(4月1日現在、登録のある人)に課税されます。

標識の交付および廃車の届け出

原動機付自転車などを取得したり、転入したときや他の人に譲渡したり廃棄したときは、市民税課または支所へ届け出てください。

盗難にあったときは警察へ盗難届を出し、市民税課または支所へ廃車の届け出をしてください。

(本人確認書類もお持ちください)

1 原動機付自転車などを購入したとき

販売証明書

2 原動機付自転車を譲り受けたとき

●市内の人から譲り受けたとき

譲渡証明書 標識交付証明書

●他市の人から譲り受けたとき

譲渡証明書

ナンバープレートおよび標識交付証明書または廃車証明書

3 原動機付自転車などを廃車するとき

ナンバープレート 標識交付証明書

持ち物

納税

問 納税課 ☎61-3911

主な市税の納期月

納期月	税目(期別)
4月	固定資産税・都市計画税(1期)
5月	軽自動車税(種別割)(全期)
6月	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収1期)
7月	固定資産税・都市計画税(2期)
8月	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収2期)
10月	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収3期)
12月	固定資産税・都市計画税(3期)
1月	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収4期)
2月	固定資産税・都市計画税(4期)

納付方法

市税の納付は、市内に店舗がある銀行・信用金庫(かながわ信用金庫は市内に店舗がありませんが、取り扱いができます)・農業協同組合・労働金庫の本支店、郵便局(ゆうちょ銀行・郵便局は、関東1都6県と山梨県に限ります)、市役所本庁舎で取り扱います。

なお、市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)については、上記以外の全国の金融機関等、コンビニエンスストア、各種キャッシュレス決済でも納付することができます。※最新の納付場所や納付方法等の詳細については、市ホームページなどでご確認ください



便利な口座振替をご利用ください

口座振替にすると、指定した金融機関の預貯金口座から自動的に納税できるため、支払いの手続きが簡略化できます。

申し込みは、市内の金融機関に納税通知書・通帳・届出印をお持ちいただくか、市役所納税課・支所に納税通知書・本人確認書類・キャッシュカード(本人名義のもの。また、一部利用できないカードがあります)をお持ちになってお申し込みください。市外の金融機関の窓口で申し込みをする場合は、ご相談ください。

納期内に納めましょう

主な市税の納期月は左記の表のとおりです。納期限までに納めていただかないと延滞金が発生したり、財産の差し押さえを受けることがあります。

なお、災害や傷病などで納期限までに納められないときは、納税の猶予や市税の減免を受けられる場合もあります。



▷ 市税の証明書

問 納税課 ☎61-3911 / 支所

市税に関する証明書は、納税課と支所で交付しています。主な証明書等は下表のとおりです。
証明書が必要な方は運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちのうえ、申請してください。なお、代理人が申請する場合は、委任状など代理人であることを確認できるものと、運転免許証やマイナンバーカードなど代理人の本人確認ができるものをお持ちください。ただし、鎌倉市在住で住民票上同一世帯の親族の方から依頼を受けて代理で申請する場合は、委任状を省略することができます。

- 軽自動車の継続検査のため、軽自動車税(種別割)の納税証明書を申請する場合は、車検証(写し可)をお持ちください
- 郵便での申請もできます。詳細はお問い合わせください

▷ 市税に関する主な証明書等

証明の種類	主な使用目的・内容	手数料	申請窓口		
課税(所得)証明	市民税・県民税・森林環境税	資金の借入、奨学金、年金申請、児童手当など	1件 300円	納税課、各支所	
土地評価証明	固定資産税・都市計画税	登記など評価額、税額の証明	2筆ごと、2棟ごとに、300円※1※2		
家屋評価証明	市民税・県民税・森林環境税	資金の借入など納税額の証明	1件 300円		
納税証明	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別割)	1件 300円		
	軽自動車税(種別割)	車検用	継続検査用		無料
	法人市民税	資金の借入など納税額の証明	1件 300円		
	無資産証明	農家分家住宅の申請など土地・家屋を所有していないことの証明	1件 300円		
法人市民税課税台帳登録事項証明(所在証明)	軽自動車の登録など所在の証明	1件 300円	納税課(各支所では取り扱っていません)		
住宅用家屋証明	登録免許税の軽減	1件 1,300円			
公園の閲覧	調査	1件 300円			
名寄帳の閲覧	固定資産税の課税内容の確認	1件 300円※2			
償却資産課税台帳の閲覧	償却資産の課税内容の確認	1件 300円			

※1 土地評価証明と家屋評価証明は個別に交付します

※2 納税通知書(所有形態)を交付の単位とします(同一人でも単独所有分と共有分は個別に交付します)

▷ 自動車税(種別割)

問 横須賀県税事務所 ☎046-823-0210

自動車税(種別割)は、4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。自動車の種類・用途・総排気量・最大積載量などによって、年税額が決まっています。

交通 京浜急行線「横須賀中央駅」から徒歩10分
京浜急行バス「米ヶ浜」「安浦一丁目」から徒歩5分

▷ 不動産取得税

問 横須賀県税事務所 ☎046-823-0210

不動産取得税は、土地や家屋を、売買・贈与・交換・建築などにより取得した人に課税されます。課税額は取得した土地や家屋の課税標準額の3%(店舗、事務所等の住宅以外の家屋については4%)です。なお、一定の住宅や住宅用土地については軽減措置があります。

交通 京浜急行線「横須賀中央駅」から徒歩10分
京浜急行バス「米ヶ浜」「安浦一丁目」から徒歩5分

▷ 所得税など

問 鎌倉税務署 ☎22-5591

所得税や相続税などの国税を取り扱っています。国税に関する相談は、国税局または税務署にお問合せください。

● 国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901(全国一律料金)
土日祝日を除く、8時30分から17時00分まで

電話による国税に関するご質問やご相談は、国税局電話相談センターにおつなぎします。

上記の番号が混雑して繋がらない場合は、税務署に電話して音声案内「1」番を選択してください。

面接相談の事前予約など、税務署にご用の方は、税務署に電話して、音声案内「2」番を選択してください。

国税のご質問は、国税庁ホームページの「チャットボット」や「タックスアンサー」が便利です。

交通 鎌倉駅西口から徒歩10分

年金

国民健康保険・国民年金

▷ 国民健康保険

問 保険年金課 ☎61-3607

国民健康保険(国保)は、自営業の人や、職場に健康保険制度のない人などを対象に医療保障する制度で、ほかの健康保険に加入していない人は必ず加入しなければなりません。病気がけがなどで、保険証を使用して受診した際には、医療費の一部を負担するだけで、医療が受けられます。

▷ 自己負担割合

就学前の被保険者☆	2割
70歳未満の被保険者(☆を除く)	3割
70歳以上の被保険者	2割

※ 同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上ある70～74歳の被保険者がいる世帯は3割
ただし、70～74歳の「基礎控除後の総所得金額等」の合計金額が210万円以下の場合、2割となります
また、以下の条件を満たす世帯も、窓口負担は2割となります
● 70～74歳の被保険者が1人の世帯…収入合計383万円未満
● 70～74歳の被保険者が2人以上いる世帯…収入合計520万円未満
● 70～74歳の被保険者が1人と国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人がある世帯…収入合計520万円未満

▷ 国民健康保険の加入と脱退

次のようなときには、必ず14日以内に手続きを

マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村から転入したとき	前住所地の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	離職票、退職証明書、健康保険の資格喪失証明書のいずれか1点
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	届出人の本人確認書類
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード
ほかの市区町村へ転出するとき	保険証
職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の被保険者が死亡したとき 保険証
生活保護を受けることになったとき(届け出が不要場合があります)	保険証、保護開始決定通知書
外国籍の人がやめるとき	在留カード、保険証
市内で住所が変わったとき	保険証
世帯主や氏名が変わったとき	保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、在学証明書
修学のためほかの市区町村に住むとき	保険証、在学証明書
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	届出人の本人確認書類

● 保険証は、原則郵送しますが、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カードなどで本人確認ができた場合は、その場でお渡しします
● 外国籍の人が国保に加入される場合は、パスポートの提示が必要になる場合があります
※ 脱退の手続きに市役所または支所にお越しできない場合は、郵送による手続きができます



国民健康保険の保険料

国民健康保険は、加入者の保険料を世帯単位で計算し、その納付義務は、世帯主が負うこととなっています。

国民健康保険料は、医療費に充てる医療給付費分、後期高齢者医療制度を支える後期支援金分、介護保険制度を支える介護納付金分が合算された額になります。医療給付費分と後期支援金分および介護納付金分は、それぞれ、前年の総所得金額等に料率をかけて計算する所得割額、加入者数に応じて計算する均等割額、その世帯が加入していることに応じて計算する平等割額で構成されています。なお、医療給付費分と後期支援金分は加入者全員が、介護納付金分は40歳から64歳の加入者が計算の対象となります。

国民健康保険料の料率と額は毎年6月に決まり、国民健康保険の資格を取得した月の分から納めていただきます。

「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の交付

国民健康保険に加入している70～74歳の人には、自己負担割合を示す「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

なお、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」は、満70歳の誕生日の翌月(1日生まれの場合は誕生日)の診療分から使用することになります。対象となる人には、誕生日(1日生まれの場合は前月)に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を市から送付します。

療養費

次のような場合は、一旦全額自己負担した後に申請してください。審査の結果、認められれば自己負担分を除いた額が「療養費」として払い戻されます。

- 1 やむを得ない事情により、国民健康保険証を提示しないで診療を受けたとき
- 2 コルセットなど医師が必要と認めた治療用の装具を作ったとき
- 3 医師の同意のもとで受けた、はり、灸(きゅう)、マッサージなど
- 4 柔道整復師の施術を受けたとき
- 5 海外で治療を受けたとき※1
 - ※1 治療が目的で渡航した場合は、支給されません

- 国民健康保険証
- 診療報酬明細書※2または医師の証明書
- 領収書
- 世帯主の口座がわかるもの
- パスポート(海外で治療を受けたとき)
- マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるもの
- 靴型装具に係る申請の際は、当該装具の写真
 - ※2 診療報酬の明細書等が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文(翻訳者の氏名、住所を記載)が必要で

持ち物

第三者行為による傷病

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合、第三者行為による傷病に該当することがあります。その場合、届出をしていただくことにより国民健康保険を使うことができます。保険年金課国民健康保険担当に必ずご連絡ください。届出に必要な書類をお送りします。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険が使えなくなる場合もあります。示談の前に必ず保険年金課国民健康保険担当へご連絡ください。

- 国民健康保険証
- 交通事故証明書(後日でも可)
- 印鑑
- マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるもの

出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している人が出産したときに支給されます(妊娠85日以上であれば、死産・流産も対象)。

支給額	50万円
支給方法	原則として世帯主の同意を得たうえで、市が医療機関等に直接支払います。出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、差額を世帯主に支給します。

葬祭費の支給

国民健康保険に加入している人が死亡したときに葬祭を行った者に支給されます。支給額は5万円です。

- 国民健康保険証
- 会葬礼状や領収書など葬祭を行った者であることが分かるもの
- 申請者(葬祭を行った者)の口座がわかるもの

移送費の支給

医師の指示により、緊急やむを得ず重病者の入院や転院などの移送に費用がかかったときで、必要と認められた場合には移送費が支給されます。

- 国民健康保険証
- 医師の意見書
- 移送に要した費用の領収書
- 世帯主の口座がわかるもの
- マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるもの

持ち物

高額療養費

国民健康保険の被保険者が、同じ月にかかった治療費などの一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合、超えた部分を高額療養費として市が負担します。

- 高額療養費で償還額が発生した場合は、該当された世帯に市から申請書をお送りしています。一度ご申請いただくと、それ以降の高額療養費は原則として自動振り込みとなります
- 対象となる一部負担金は、70歳未満の人は、一つの医療機関(内科と歯科、入院と外来は別計算)において、同じ月の負担金がそれぞれ21,000円以上のものを合算します。また、70～74歳の人は、同じ月のすべての負担金を合算します。なお、この一部負担金は保険診療分に限られます

1 70～74歳の人の自己負担限度額および70歳未満の人の自己負担限度額は次のとおりです。

負担割合	70～74歳	
	市民税課税標準額	外来+入院 外来(個人単位)A (世帯単位)B
3割	690万円以上 (現役並み所得者III)	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%※3
	380万円以上 (現役並み所得者II)	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%※4
2割	145万円以上 (現役並み所得者I)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%※5
	145万円未満 (一般)	18,000円 (8月～翌年7月の 年間限度額144,000円)
	市民税非課税 (低所得者II)※1	8,000円
	市民税非課税 (低所得者I)※2	8,000円

- ※1 住民税非課税世帯で低所得者I以外の人
- ※2 住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる人
- ※3 過去12か月以内にAの限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は140,100円
- ※4 過去12か月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は93,000円
- ※5 過去12か月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は44,400円

所得区分	70歳未満		
	所得※6	認定区分	4回目以降※7
住民税課税世帯	901万円超	ア	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%
	600万円超 901万円以下	イ	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%
	210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
	210万円以下	エ	57,600円
住民税非課税世帯	オ		35,400円

※6 所得とは、国民健康保険料の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は所得901万円超とみなされます

※7 過去12か月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。(平成30(2018)年度より、県内に住所変更された場合は、引き続き支給の回数を数えます。)

●75歳到達月(誕生日)の自己負担限度額の特例

月の途中で75歳の誕生日を迎え、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した人および他の健康保険から後期高齢者医療保険に移行したことにより、国民健康保険に加入した扶養家族の人は、その月のみ自己負担限度額を本来の額の1/2としています。

- 2 入院や高額な通院をする場合、70歳未満のA～Eの人は、3割の高齢受給者証を持っている70～74歳の現役並み所得者I・IIの人は「限度額適用認定証」、70歳未満のオの人または70～74歳の低所得者I・IIの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。この認定証が必要な人は申請してください。

※70歳未満の人は、保険料の滞納がないことが要件となります

- 国民健康保険証
- マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるもの

- 3 厚生労働大臣が指定している長期特定疾病(血友病・人工透析を必要とする慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)については「特定疾病療養受療証」の提示により、自己負担限度額が1万円(人工透析を要する70歳未満の所得600万円超えの上位所得者は2万円)となります。この受療証が必要な人は申請してください。

- 国民健康保険証
- 特定疾病認定意見書(医師の診断書)
- マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるもの

※詳細は市ホームページをご覧ください

▶入院時食事代の減額

国民健康保険加入者で市民税が非課税の世帯の人は、食事療養費標準負担額が減額されます。入院時に食事療養費標準負担額の減額認定証を提示すると、1食あたりの食事の自己負担分が下記のとおりとなります。

▶入院時食事代の標準負担

一般(下記以外の人)		460円
●市民税非課税世帯 ●低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

●市民税非課税世帯の人または低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください

- 持ち物**
- 国民健康保険証
 - マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるもの
 - 過去1年間の入院日数が90日を超えている場合は、それを証明する書類(低所得者Ⅰの人を除く)

▶高額介護合算療養費の支給

国民健康保険に加入している人で、国民健康保険・介護保険の両保険から給付を受け、さらに合算した自己負担の金額が国保・介護合算の自己負担限度額を超えた場合には、超えた分を高額介護合算療養費として支給します。対象の人には、申請の勧奨を行っています。

●対象となるのは、1年間(毎年8月～翌年7月末)に支払った国民健康保険・介護保険の自己負担額です。なお、この自己負担額は保険診療分に限られます

- 持ち物**
- 国民健康保険証
 - 世帯主の口座がわかるもの
 - マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるもの
- 70～74歳のおおよび70歳未満の人がいる世帯の自己負担限度額(12カ月)

70歳未満の人		
所得区分	所得(P●参照)	限度額
住民税課税世帯	901万円超	212万円
	600万円超901万円以下	141万円
	210万円超600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

70歳以上75歳未満の人		
市民税課税標準額	限度額	
690万円以上(現役並み所得者Ⅲ)	212万円	
380万円以上(現役並み所得者Ⅱ)	141万円	
145万円以上(現役並み所得者Ⅰ)	67万円	
145万円未満(一般)	56万円	

70歳以上75歳未満の人	
市民税課税標準額	限度額
市民税非課税(低所得者Ⅱ)	31万円
市民税非課税(低所得者Ⅰ)	19万円

●低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります

▶国保の健康づくり(保健事業)

問 保険年金課 ☎61-3954

▶特定健康診査・特定保健指導

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査(特定健康診査)を行います(メタボリックシンドロームの予防と改善)。

40～74歳で国民健康保険に加入している人を対象に、個別に受診券を発送しますので、市内の実施医療機関で受診してください。この健診結果によって、医師、保健師、管理栄養士などが生活習慣の改善に取り組むための指導(特定保健指導)をします。

▶人間ドック費用助成

40～74歳で、国民健康保険に加入している人が、医療機関にて人間ドックを受診した場合、申請により一定額の助成を市から受けることができます。

▶国民年金

問 保険年金課 ☎61-3963

公的年金制度の土台として、すべての国民共通の基礎年金を支給する制度で、国が運営し、社会全体で支え合う仕組みで成り立っています。老後の生活だけでなく、万一の病気や事故で一定の障害の状態になったときや、配偶者が亡くなったときなどに、強い味方になってくれます。

自営業・自由業の人、会社員・公務員やその配偶者、学生などで、20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入することになります。外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人も希望により加入することができます。

▶国民年金の加入者

1▶強制加入の人

- ①第1号被保険者 = 日本に住所のある20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者、第3号被保険者以外の人の
- ②第2号被保険者 = 厚生年金の加入者で原則65歳未満の人
- ③第3号被保険者 = 第2号被保険者の被扶養配偶者(サラリーマンの妻など)で20歳以上60歳未満の人

1▶任意加入できる人

- ①外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ②日本に住所のある20歳以上60歳未満で、厚生年金の老齢年金や共済組合の退職年金を受けている人
- ③日本に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ④65歳に達しても年金受給権が確保できない70歳未満の人が70歳になるまでの間で老齢基礎年金の受給資格を満たすまでの期間。ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限ります。

▶保険料

保険料は、月額1万6,980円(令和6(2024)年度)です。このほか月額400円を追加すると、年金額を増やすことができる付加年金制度があります。

保険料を納める必要がある人は第1号被保険者および任意加入者です。第2号被保険者、第3号被保険者は、厚生年金から国民年金に拠出する拠出金で基礎年金の費用が負担されますので、個別に国民年金の保険料を納める必要はありません。

保険料の納付方法は、納付書(銀行などの窓口、電子納付、スマートフォンアプリ)による支払い、口座振替、クレジットカード払いがあります。

また、2年分・1年分・6カ月分の保険料を一括前納すると割引になる前納制度もあります。

▶保険料の免除

所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難なときは、保険料の全額、3/4、半額、または1/4の納付を免除する制度や、50歳未満の人を対象にした納付猶予制度、学生には保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があるほか、出産前後の保険料が免除される産前産後期間の免除制度があります。

また、生活保護を受けているとき、障害(基礎)年金を受けているときは、保険料の納付が免除されます(法定免除)。

いずれの場合も申請が必要です(所得により承認されない場合もあります)。

- 持ち物**
- 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード
 - 申請理由が失業の場合は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証などのコピー
 - 学生納付特例制度を申請する人は学生証など
 - 産前産後期間免除を申請する人は母子健康手帳
- ※詳しくはお問い合わせください

▶国民年金に加入するとき

退職して厚生年金を脱退したときや、第3号被保険者の人が配偶者の社会保険の扶養から外れたとき(配偶者が65歳になったとき、離婚したときも含む)は、国民年金に加入する必要があります。

- 持ち物**
- 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード
 - 勤めをやめたときは、退職日の分かる書類。配偶者が第3号被保険者のときは、配偶者の年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカードも必要
 - 第3号被保険者の人が扶養から外れたときは、配偶者の勤務先が発行する資格喪失証明書
 - 第3号被保険者の人が離婚したときは、配偶者の勤務先が発行する資格喪失証明書、および離婚について記載された戸籍簿本

▶年金を請求するとき

国民年金から受ける年金の種類は、「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」などで、厚生年金加入者は基礎年金の上乗せとして、報酬比例の年金が受けられます。

請求する年金の種類によって、届け出先や必要なものが異なります。

▶特別障害給付金

国民年金の任意加入対象期間に、加入をしていなかったことにより障害基礎年金等が受給できない人を対象とした福祉的措置です。

1▶対象者

- ①平成3(1991)年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者年金(厚生年金、共済組合等)加入者の配偶者等
 - ※①②のいずれかに該当する人で、任意加入をしていなかったときに初診日のある負傷や疾病が原因で、障害基礎年金1級または2級相当の障害の状態にある人(請求は65歳の誕生日の前々日まで)。ただし、障害を支給事由とする年金を受けている人は対象になりません

2▶給付金の額(令和5(2023)年度)

- 1級障害 月額 5万3,650円
- 2級障害 月額 4万2,920円
- ※給付金の額は物価スライドにより変動します
- ※所得による支給制限や、老齢年金、遺族年金を受給しているときには支給調整があります

▶国民年金基金

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)の上乗せするために、第1号被保険者が任意で加入する公的な個人年金です。詳しくは、全国国民年金基金首都圏支部(☎0120-65-4192)へお問い合わせください。



福祉・健康

▷ 障害のある人の福祉

問 障害福祉課 ☎61-3974

相談

障害のある人の生活に関することや、医療・補装具・施設利用・就業・将来の問題などについて相談をお受けします。

▶ 障害者虐待や障害者差別の通報・相談

障害者虐待や障害者差別に関する通報や相談をお受けします。家庭、施設、雇用先などで、心配事がある場合には、障害者虐待防止センター(障害福祉課)までご連絡ください。

▶ 身体障害者手帳の交付

事故や病気などにより、肢体不自由や、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障害のある人に対して手帳を交付し、自立と社会参加を促進します。

(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの本人確認書類をお持ちください)

- マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類
- 指定医師の診断書(所定の様式)
- 写真(縦4cm×横3cm)
- 更新の場合は現在の身体障害者手帳

持ち物

▶ 療育手帳の交付

知的障害のある人の一貫した相談・支援を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするために療育手帳を交付し、福祉の向上を図ります。手帳の交付を受けるには、総合療育相談センター(更生相談所)または児童相談所の判定が必要となりますので、障害福祉課にご相談ください。

※18歳以上で新規に交付を希望される場合は、事前に障害福祉課で面談をします。また、本人の出生から現在までの様子が分かるもの(母子健康手帳、成績表など)も必要です

- マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類
- 写真(縦4cm×横3cm)
- 更新の場合は現在の療育手帳

持ち物

▶ 精神障害者保健福祉手帳の交付および更新

一定の精神障害の状態にあると認定された人に手帳を交付し、その自立と社会復帰や社会参加の促進を図ります。

(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの本人確認書類をお持ちください)

- マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類
- 医師の診断書(神奈川県所定の様式)
※精神障害を事由とした障害年金を受給されている人は、医師の診断書に代えて障害年金証書もしくは直近の年金振込通知書または年金支払通知書で申請できます
- 写真(縦4cm×横3cm)
※更新の場合は不要な場合があります
- 更新の場合は現在の精神障害者保健福祉手帳

持ち物

▶ 障害福祉サービスの給付

居宅介護、就労支援、放課後等デイサービス、移動支援などのサービスの支給を受けようとする障害のある人などが市に申請し、支給要否の決定を受けて、指定の事業者と利用の契約を結び、サービスの提供を受けるものです。サービスの利用にあたっては、事前の面談などの手続きが必要ですので障害福祉課にご相談ください。

▶ 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必要のある病状の人に、通院のための医療費の一部を支給します。

▶ 自立支援医療(更生医療)

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人が、必要な医療を受けることによって、日常生活能力や職業能力が回復できると総合療育相談センター(更生相談所)が認めたとき、必要な医療費の一部を支給します。

▶ 自立支援医療(育成医療)

身体障害を除去、軽減する手術などにより、生活能力を得るために必要な医療費の一部を支給します。保護者の所得により自己負担があり、対象者は次に該当する人です。

- 1▶ 18歳未満の人
- 2▶ 肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡機能障害、音声言語機能障害、内部障害(心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫など)のいずれかの障害がある人

▶ 補装具費の支給

身体の機能を補い日常生活を容易にするため、補聴器・義肢・車椅子などの補装具の購入・修理の費用を支給します。障害の内容・等級などにより対象となる補装具に違いがあります。ただし、所得制限があります。

▶ 日常生活用具の給付

日常生活の利便性を図るためにベッド・便器・ストーマ装具などの日常生活用具を給付します。排泄管理支援用具、埋込型人工喉頭用人工鼻、点字図書以外は所得に応じた自己負担金があります。障害の内容・等級などにより対象となる日常生活用具に違いがあります。ただし、給付には一定の条件があります。

▶ 障害者医療費助成

市内在住(住所地特例を含む)で、次の条件に該当する人へ医療費を助成します。ただし、所得制限があります。

条件

- 健康保険の加入者で次の①~⑥のいずれかの障害の状態に該当する人。なお、平成25(2013)年10月1日以降に65歳以上で新たに障害者に認定された人は助成の対象外となります。
 - ①身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者等級表で1級から3級までの人
 - ②同じく、4級のうち音声機能・言語機能の障害
 - ③同じく、4級のうち下肢障害の1号・3号または4号の人
 - ④療育手帳A1、A2またはB1の人
 - ⑤障害年金1・2級の人
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級の人
- ※所得制限…障害の種類や等級によって所得制限の範囲が異なります(詳しくはお問い合わせください)

- ①障害者手帳、障害年金証書など
- ②健康保険証
鎌倉市に転入した人などは、下記の③、④のいずれかの書類が必要となります。(詳しくはお問い合わせください)
- ③前住所の市区町村長が発行した所得証明書
- ④マイナンバーカードまたはマイナンバー記載の住民票と本人確認ができるもの

持ち物

< 広告 >

障がい児通所支援事務所
放課後等デイサービス
グローブ

できないことを延ばすより、できること!!
みんな一緒に...でも、同じでなくていい!!

「身体のケア」
「遊びのケア」
「心のケア」
「学びのケア」

見学随時受付中
☎平日9:30~18:30 土・祝日・長期休み9:00~18:00
0467-38-4537
鎌倉市岡本 2-3-16
株式会社グローブSV



鎌倉市障害者福祉手当

在宅で心身に障害がある人に手当を支給します。ただし、所得制限があります。支給対象は65歳未満のときから次のいずれかに該当する人です。

- ① 身体障害者手帳の等級が1級・2級・3級の人
- ② 知能指数50以下の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人

支給額は月額2,000円です。

- 持ち物
- 障害者手帳
 - 普通預金通帳
- ※転入された場合、市区町村長が発行した所得証明書が必要となる場合があります

神奈川県在宅重度障害者等手当

毎年8月1日現在で県内に6カ月以上居住している、在宅で常時介護を必要とする重度重複の障害者などに支給します。ただし、65歳以上で手帳を新規に取得した人、継続して3カ月以上特定の施設や医療機関に入所入院をしている人および所得が一定基準を超える人には支給されません。

特別障害者手当

日常生活において、常時、特別な介護を必要とする在宅の重度障害者に支給します。ただし、特定の施設に入所している人、継続して3カ月以上入院している人および所得が一定基準を超える人には支給されません。※支給要件があるため、あらかじめご相談ください

障害者福祉タクシー利用券などの助成

障害者福祉タクシー利用券、福祉有償運送利用券、自動車燃料費助成券のいずれかを、助成します。助成対象は、市内在住で次の条件に該当する人です。ただし、所得制限があります。

- ① 身体障害者手帳A1・A2を持つ人
- ② 療育手帳A1・A2を交付されているか知能指数35以下の人
- ③ 身体障害者手帳3級を持ち、かつ知能指数50以下の人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人

- 持ち物
- 障害者手帳
- ※転入された場合、市区町村長が発行した所得証明書が必要となる場合があります

障害児福祉手当

常時、介護を必要とする在宅で20歳未満の重度障害児に支給します。ただし、特定の施設に入所している人および扶養義務者の前年の所得が一定基準を超える人には支給されません。

※支給要件があるため、あらかじめご相談ください

心身障害者の扶養共済制度

将来、独立して自活することが困難な障害者(身体障害1～3級、知的障害、身体・精神に左記と同程度と認められる永続的な障害)を持つ保護者(65歳未満)が一定の掛け金を支払い、保護者が死亡もしくは重度障害者となった場合、その障害者に一生を通じて年金が支給されます。

支給額＝月額2万円(1口加入)、月額4万円(2口加入)
掛け金＝保護者の年齢に応じた額(加入数2口まで)

相談支援事業者による相談

市が委託した相談支援事業者による、電話、面談、訪問での必要な情報の提供および助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行っています。

●相談支援事業所

事業所名	電話番号	住所
地域生活サポートセンター とらいむ	61-3205	由比ガ浜2-2-40 KFビル4F
地域活動支援センター キャロットサポートセンター	25-3939	由比ガ浜2-9-62 フォーラム301
ラファエル会 鎌倉地域支援室	55-8878	小袋谷1-4-20 ピオニー鎌倉1F

障害者の就労や雇用についての相談

障害のある人の自立、社会参加に向け、本人の「働きたい」「働き続けたい」、企業の「雇用したい」「雇用し続けたい」をサポートします。

- 鎌倉市障害者二千人雇用センター
鎌倉市福祉センター1階(鎌倉市御成町20-21)
☎53-9203 ☎53-9204
- 受付時間 9:30～17:00

施設など通所交通費の支給

在宅の障害のある人が、障害者施設などに訓練や作業のため通所する場合、交通費を支給します。※支給要件があるため、あらかじめご相談ください

手話通訳者の設置

聴覚障害のある人が市の窓口で各種手続き、相談などを行う際に意思疎通が円滑に行われるよう手話通訳者を設置しています。設置時間は8:30～17:00です。

手話通訳者および要約筆記者の派遣

聴覚障害のある人が医療・教育・就職・生活などの場面でコミュニケーションを円滑に行えるよう手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

派遣を希望する場合は、通訳または要約筆記を必要とする日の7日前までに申し込んでください。

重度障害者住宅設備改造工事費の助成

障害のある人やその保護者が、住宅設備を障害に合うように改造する場合、その工事に要する費用の一部を助成します。

対象は1・2級の身体障害者手帳を持っている人、知能指数35以下と判定された人、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数50以下と判定された人です。

助成金が受けられる対象工事は、玄関・台所・浴室・トイレなどで、助成額は所得に応じて異なります。

障害者向け図書等の貸し出し

中央図書館(☎25-2611)では、読書を楽しんでいたため、視覚障害のある人にテープ図書、デジ図書、点字図書や音楽などのCDを郵送で貸し出しています。また、重度の障害により図書館に来館できない人にも、図書などを郵送しています。

訪問入浴サービス

自宅や施設で入浴することが難しい65歳未満の重度障害のある人に、訪問入浴を行います。浴槽を家の中に持ち込んで家庭の人と協力しながら、入浴と洗髪のお手伝いをします。利用には、所得に応じて費用の一部を負担していただきます。

障害者職業能力開発校

身体障害・知的障害および精神障害のある人が職業訓練を受け、社会参画・経済的自立を可能にするための開発校があります。修得期間は6カ月～2年間です。授業料は無料。身体障害のある人には寮もありますが、食費や寝具、日用品などについては本人負担となります。

- 神奈川障害者職業能力開発校 相模原市南区桜台13-1
☎042-744-1243 ☎042-740-1497

障害者雇用奨励金の支給

障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、市内に住所を有する原則として療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する人を雇用する事業主に雇用奨励金を支給します。支給額は1人月額2万円です(就労継続支援A型事業者については1人月額7,500円)。特例子会社および大企業については、対象となりません。

障害者就労移行支援金の給付

障害のある人の自立に向けた生活、生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、就労移行支援金10万円を給付します。給付対象者は、市内に住所を有し、障害者手帳の交付を受けている、もしくは医療機関などから発達に関する診断を受けている、または難病の指定を受けている障害のある人で、連続して3カ月以上就労移行支援または就労継続支援を利用した後、3カ月以内に一般就労に移行し、一般就労先で連続して6カ月以上勤務した人になります。

ただし、給付は1回限りとなります。

▷ 生活保護

問 生活福祉課 ☎61-3972

生活を支えていた人が、病気や事故その他さまざまな理由により収入がなくなり、毎日の生活を維持していくことが困難になった場合に、最低限度の生活を保障する生活保護を受けることができます。

▷ 生活困窮者への自立支援

問 生活福祉課 ☎61-3958

生活に困窮している人に、さまざまな制度や地域の連携先を活用しながら生活の安定や自立を目指した支援を行います。

▷ ひきこもりに悩んでいる

問 生活福祉課 ☎61-2319

ひきこもりの状態にある人やその家庭、周囲の人からの相談に応じます。

▷ 戦没者の遺族等への援護

問 生活福祉課 ☎61-3958

戦没者の遺族などに対して、特別給付金・弔慰金などの請求や相談に応じます。

▷ 原爆被爆者への援護

☎ 生活福祉課 ☎61-3958

原子爆弾被爆者と認定された人に、援護手当の支給(月額2,000円、7月・11月・3月の3回支給)や市民税、国民健康保険料の軽減などの援護をしています。

対象者は、被爆者健康手帳の交付を受け、市内に引き続き1年以上住んでいて、住民基本台帳に登録されている人です。

▷ 市営住宅

☎ 都市整備総務課 ☎61-3679

- 市営住宅入居の申し込みができる人は、
- ①申し込み人が市内在住または在勤であること
 - ②部屋が狭すぎる(1人平均3畳以下)、家主から立退き請求を受けているなどで、住宅に困っていること
 - ③申し込み人(一緒に入居する家族を含む)の所得が一定の基準以下であること
- ※募集時期等、詳しくは都市整備総務課で発行する「入居者募集のおしり」をご確認ください

▷ 市民葬儀

☎ 生活福祉課 ☎61-3958

神奈川県葬祭業協同組合鎌倉支部加盟の2社の協力を得て、葬祭費の負担の軽減を行います。

▷ 民生委員・児童委員

☎ 生活福祉課 ☎61-3958

福祉や子育てのお悩みについて、地域の身近な相談役です。お近くの民生委員がご不明な場合は、ご連絡ください。

▷ 鎌倉市社会福祉協議会

☎ ☎23-1075

社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織で、社会福祉法に定められ、全国、都道府県、市区町村単位に1つずつ設置されています。

年齢、性別、障害の有無など問わず「みんなつながる、支え合い、助け合うまち かまくら」を目指し、地区社協との連携協働事業、ボランティア活動の推進、食糧支援、車椅子の貸出しなど、各種援助活動のほか、さまざまな地域福祉のための活動を展開しています。

▷ 生活福祉資金

お金にお困りの世帯などに対し、相談に応じるとともに自立に必要な資金の貸し付けを行っています。

貸し付けには一定の条件があります。返済計画も含め事前に十分なご相談をさせていただきますので、あらかじめご連絡をお願いいたします。

▷ かまくらボランティアセンター

「ボランティアをしたい」「ボランティアをお願いしたい」などのボランティア活動全般に関する相談を受け付けているほか、各種ボランティア研修・講座も開催しています。

▷ 鎌倉市成年後見センター

市内に在住する人およびその親族などの成年後見制度の利用をはじめ、権利擁護に関する相談に応じます。弁護士などによる無料相談も原則第4水曜日(9:00~12:00)に予約制にてお受けしています。

▷ 就労準備支援事業

社会との関わりに不安がある、他の人とコミュニケーションが上手く取れないなど、ただちに就労が困難な人に対し生活リズムを整えることやボランティア体験、就労体験を通じ、就労に向けた支援を、『フリー・プラス 鎌倉』という事務所名で行っています。

▷ 日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立した日常生活が送れるように、利用者との契約に基づき金銭管理、預貯金通帳や各種証書などの重要書類の保管のほか、福祉サービスなどの利用の支援を行います。

▷ 共同募金活動への協力

赤い羽根共同募金は、毎年10月1日から3月31日まで、全国一斉に実施されます。この募金は、各地域内で地域福祉の推進を図ることを目的に使われます。

▷ 日本赤十字

☎ 生活福祉課 ☎61-3958

募金や活動資金募集運動の受け付け、救急法などの各種講習会を行っています。

▷ 成人健康診査

☎ 市民健康課 ☎61-3942

がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診を実施しています。

また、生活習慣病予防として20歳~39歳の人にスマホdeドック、鎌倉市国民健康保険に加入している40歳~74歳の人に特定健診、75歳以上に後期高齢者健診を行っています。

対象者には右表のとおり、誕生日ごとに受診券を発送します。

対象者年齢の基準日は、本年度3月31日です。

健診などの種類	対象者	備考
スマホdeドック(郵送・在宅健診)	20歳~39歳の人	検査キットを使い、ご自宅でご受けられる健診です。検査申込・結果確認をスマートフォン・パソコンで行います。
鎌倉市国保特定健診 鎌倉市国保人間ドック 費用助成	40歳~74歳で鎌倉市国民健康保険加入の人	健診の結果で生活習慣の改善が必要と判定された人は、特定保健指導の対象となります。詳細は、保険年課☎61-3954にお問い合わせください。
後期高齢者健診	75歳以上の人および65歳~74歳で、一定の障害により広域連合の認定を受けた人	
生保受給者健診	40歳以上で生活保護受給中の人	
大腸がん検診★	40歳以上の人	★痔などがある人は、潜血反応が出やすく、要精密検査となることが多いため、主治医にご相談ください。
胃がんリスク検診	40歳~49歳および75歳以上の人で平成31(2019)年度以降未受診の人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">各がん検診・結核検診共通</p> <p>次に該当する人は医療機関をご受診ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在気になる症状がある ● 前年に「要精密検査」と判定され、何らかの所見がある ● 既にそのがんの治療を受けている ● その部位に手術歴がある </div>
胃がん内視鏡検診※	50歳~74歳の偶数年齢の人	
肺がん・結核検診	40歳以上の人	
乳がんマンモグラフィ検診※◎ ・医療機関 ・検診車(市役所)	40歳以上で偶数年齢の女性	
子宮頸がん検診※	20歳以上で偶数年齢の女性	◎撮影時に乳房周辺を圧迫します。
前立腺がん検診	50歳以上の男性(令和4(2022)年度以降受診済みでPSA値の小点数以下第二位を四捨五入して、1.0ng/mg以下の人を除く)	ペースメーカーなど医療機器を装着している人や乳房や胸部に充てん剤などを入れている人、授乳中または授乳が終わってから6カ月経っていない人は、原則受診できません。
歯周病検診	20・24・28・32・36・40・50・60・70歳の人	歯ぐきの状態をチェックして歯周病の進行度を確認します。
肝炎検診	40歳以上の人(申込制)	平成14(2002)年度から実施している市の肝炎検診を未受診の人で、現在肝機能の異常で医療機関に通院していない人のみ対象です。市民健康課に受診券の発行をお申し込みください。
乳房健康指導※	20歳~38歳で偶数年齢の女性	乳がん早期発見のための健康指導です。

※前年度に偶数年齢で受診しなかった人で、今年度受診券をご希望の人は、市民健康課までご連絡ください

▷ 無料クーポン券検診事業(乳がんマンモグラフィ検診・子宮頸がん検診・肝炎検診)

市の通常検診とは別に、次の対象者の人へ無料クーポン券を交付します。対象者の人には、同じ項目の市検診の受診券は交付しませんので、クーポン券をご利用ください(通常の受診券とは交付時期、封筒が異なります)。

対象年齢の基準日は、検診を受診する年度の4月1日です。

健診の種類	対象者	受診の方法・注意など
子宮頸がん検診	20歳の女性	対象者には、6月に通常の受診券とは別に、無料クーポン券を交付します。
乳がんマンモグラフィ検診	40歳の女性	
肝炎検診※	40歳の人	

※肝炎検診:45歳以上で5歳刻みの年齢の人にも、お申し出により、無料クーポン券を発行できます(ただし、鎌倉市の肝炎検診を未受診の人に限りません)。検診をご希望の人は、市民健康課までご連絡ください



ごみ・生活環境

地球環境を守るため、ごみの減量に取り組もう！

ごみをなるべく出さない、ものを大切に使うライフスタイルに変えましょう。
一人ひとりの小さな行動であっても、皆で積み重ねれば、大きな行動につながります。

リサイクル率 > 全国 **第1位!**

鎌倉市の取り組み

環境省が公表した令和3年度調査によると、本市のリサイクル率は52.6%。人口10万人以上の市の中で全国第1位となりました。さらなるごみの減量・資源化を目指しましょう！

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指す！

3Rのすすめ（リデュース、リユース、リサイクル）

環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市では3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しています。

リデュース
Reduce

ごみを減らす

何かを買う際はごみが増えないものを選び、 unnecessaryなものは断りましょう。そして、捨てない工夫をしましょう。



リユース
Reuse

繰り返し使う

ごみとして捨ててしまう前に、何かに使えないかを考えてみましょう。リサイクルショップやフリーマーケットを活用しましょう。

リサイクル
Recycle

再利用する

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効活用することも考えましょう。



かまくらプラごみゼロ宣言

きれいな海を未来へ残すために、「マイバッグ、マイボトルを使いましょう」と呼び掛けを行うなど、使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいます。



マイボトル用の給水スポットを整備

神奈川県企業庁やウォータースタンド株式会社と連携し、水道直結給水機を市内の公共施設等に設置することで、マイボトルの活用を呼びかけ、ペットボトルをはじめとしたプラスチックごみの削減に貢献しています。



ライフ + ゴミリサイクル

資源物のごみの分け方・出し方

ごみの分別や地区別の収集カレンダーなどを記載したパンフレットです。市役所にも用意していますので、お気軽にお問合せください。



鎌倉ごみ調べ

LINEのトーク機能を利用して、ごみと資源物の分け方・出し方や収集日などの情報を発信しています。詳細は二次元コードから。



▷ 健康づくり支援

問 市民健康課 ☎61-3946・3976

生活習慣病予防や介護予防などの健康づくり支援を行っています。日程や場所などは「広報かまくら」「鎌倉衛生時報」「市ホームページ」でお知らせします。

1 健康よろず相談

健康づくりや未病改善に関する、保健師、栄養士による個別相談です。

予約は随時受け付けています。(日程・会場についてはご予約時に案内します)

2 健康コンシェルジュ ～健診結果総合相談～ ☎61-3940

健診結果をもとに生活習慣改善についてのアドバイスをします。

3 健康づくり応援団

自治会・町内会、PTA、地域のサークルなどのグループのお申出に応じて保健師、栄養士などの専門職が健康づくりのための講話などに伺います。内容をご相談に応じます。

4 健康づくり講座

生活習慣病予防や“こころ”“からだ”の健康づくりについて、講座を行っています。また、介護予防の一貫として、「かまくらシニア健康大学」「運動の教室」などを実施しています。

5 未病センターかまくら

測定機器を使った健康チェック、健康づくりのアドバイスをしています。

場所は鎌倉市福祉センター1階(要予約)

▷ スポーツの出張指導と生涯スポーツリーダーの紹介

問 スポーツ課(鎌倉武道館内) ☎43-3419

自治会や町内会、市民の愛好家グループを対象にスポーツのきっかけづくりとして出張指導に出向きます。また、市に登録している生涯スポーツリーダーを紹介いたします。対象は、次の条件をすべて満たすグループです。

- 1 加入者が10人以上いること
- 2 スポーツ活動としてグループを結成することを目的としていること
- 3 活動場所(市内限定)や用具の確保がされていること
- 4 会員全員が傷害保険に加入していること

指導内容は実技指導、体力相談など。指導種目はリズム運動、ストレッチング、健康体操、バレーボール、卓球、ニュースポーツ、水泳、ヨガ、硬式テニスなどです。

▷ 献血

問 市民健康課 ☎61-3979

献血は皆さんの善意により進められています。市内で行われる日程や会場は市ホームページなどでお知らせします。ぜひご協力をお願いいたします。

血液や輸血のお問い合わせは、神奈川県赤十字血液センター献血推進課(☎045-834-4619)へ。



資源物の収集

週1回 飲食用カン・ビン



- カンとビンは、飲食用に限り、資源物として収集しています(飲食用以外のカン・ビンは、燃えないごみの日に出してください)。
 中をすすいで、袋に入れずに直接コンテナに入れてください。コンテナは、収集日の前日にクリーンステーションに配布します。
- 飲食用のカン:黄色のコンテナへ
 - 飲食用のビン:青色のコンテナへ。プラスチック製のふたは容器包装プラスチック、金属製のふたは燃えないごみ、その他の素材のふたは燃やすごみへ。また、注ぎ口に付いているプラスチックなどで簡単に取れないものは、付けたまま出す
 - 一升ビン、ビールビン:なるべく購入先(酒屋など)などに返す

週1回 布類



- ①布類(シャツ、セーター、下着、靴下、ストッキングなどの衣類、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど)
 - ②その他の布類(再使用可能な状態のものに限る)
 革製・羽毛入り・綿入りの衣服、ベルト、かばん、帽子
 ※衣服以外の革製・羽毛入り・綿入り製品、ビニール製品、ゴム製品、汚れやカビの生えているものは燃やすごみ
- 洗って乾かしてからまとめて透明または半透明の袋に入れる
 ※雨の日にはなるべく出さない

週1回 紙類



- ①新聞(折り込み広告含む)
 - ②雑誌・古本・ボール紙(紙箱類)・クラフト紙
 - ③段ボール
 - ④紙パック(牛乳、ジュース、酒などの容器として使われている紙製容器)
 - ⑤ミックスペーパー(レシート、封筒、包装紙、はがき、写真、チケット類、パンフレット、学校などのプリント類、使用済み半紙や画用紙、メモ帳、カレンダー、シュレッダーにかけた紙、トイレトペーパーなどのやわらかい紙芯など)
 ※燃やすごみに出す使用済みティッシュなどの不衛生な紙、ラップなどの硬い芯を除く
- ①～③の紙類:品目ごとにひもで十文字にしぼるボール紙は雑誌にはさむか、紙袋に入れてひもでしぼることも可
 - ④紙パック:中をすすいで、開いて乾かしてから、輪ゴムやひもなどで束ねる
 ※プラスチック製のキャップは容器包装プラスチック ※茶色のもの、銀色のもの、アルミコーティングしてあるものも可
 - ⑤ミックスペーパー:紙袋に入れ、口をガムテープやホチキスで留める。窓あき封筒などのセロファンやホチキスの針などが付いていても可

(広告)

古道具・骨董品 こととうひん
 買取りいたします
 古ければガラクタでも構いません

見積無料
 一買取り品目一例
 骨董・掛軸・古書・繪物・陶磁器・贈答品・茶道具・絵画・版画・かんざし・刀・置物・時計・作家物
 ・室内調度品・ガラス製品・装飾品・玩具など

物置や押入れに眠っている古い物もヨリだけでもOK
 お引越や家屋解体時にもご相談下さい

飾り屋 ☎0120-89-6676
 茅ヶ崎市十間坂2-3-20 古物商許可 神奈川県公安委員会許可 第452670000506号

週1回 容器包装 プラスチック



- ポリ袋、食品トレイ・ボトル・発泡スチロールなど、「プラ」マークがついているものは、容器包装プラスチックとして収集しています。
 食べ物が残っている場合は、拭き取るか、水ですすいで汚れを取り、透明または半透明の袋に入れて出してください。

月1回 製品プラスチック

- 「容器包装プラスチック」以外のプラスチックでできている製品、一部他の素材(金属・ゴムなど)が付いた製品、シリコン、ウレタン、スポンジ製品などを、製品プラスチックとして収集しています。
- 汚れや異物などは落とす(砂や泥は洗い流す)
 - 小さいもの:透明または半透明の袋に入れる
 - 大きいもの:袋に入れなくても出せる
 - 不衛生なもの、塩化ビニール製品は燃やすごみ
 - 電気・電池を使うものは燃えないごみ
 - 一辺が50cm以上のものは粗大ごみ

週1回 ペットボトル



- 飲料類、酒類、しょうゆ、食酢などが入っていたペットボトルを収集しています。
- 本体:ふたを取り、中をすすぎ、できればつぶして、透明または半透明の袋に入れる
 - ふた・ラベル:プラスチック製の場合は容器包装プラスチックへ
 ※着色されたペットボトルは燃やすごみ

週1回 せん 植木剪定材



- 剪定した植木の枝や葉、草・落ち葉など(竹・笹・シュロ類を含む)を収集しています。
- 束ねて出す場合は、長さ50cm、太さ15cm以内に切り揃える
 - 袋に入れて出す場合は、透明または半透明の袋に入れる
 - 1回に出せる量は、1世帯につき合計5つまで(例)3束+2袋=5つ
 - 一度に多量に処分したい場合は、植木剪定材受入事業場へ持ち込む(有料)か今泉クリーンセンターへ連絡を(有料で収集)
 - 長時間袋に入れたままにせずになるべく収集日の直前に袋に入れ、乾かした状態で出す
 - 異物(石・土・紙くず・たばこの吸殻・軍手・犬猫のフンなど)が入らないように注意する
 - 植木剪定材受入事業場へ持ち込む場合は、枝や幹は長さ1.5m、太さ60cm以内にして持ち込む
 - 造園業者などの事業者が剪定した枝葉は、事業系ごみとして、事業者に処分してもらう

それはごみ?資源?!!
 身近な分別マークに着目!

紙

●紙製容器包装

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源?!!
 身近な分別マークに着目!

プラ

●プラスチック製容器包装

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源?!!
 身近な分別マークに着目!

PET

●ペットボトル

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

▷ ごみの収集

週 2回 燃やすごみ



生ごみ、ゴム、ビニール製品、汚れた紙類などは、燃やすごみとして収集しています。

●有料袋(指定収集袋)に入れる

※生ごみの減量とクリーンステーションのガラス対策などのために「生ごみ処理機」の利用をお勧めしています

月 1回 燃えないごみ



金物(鍋、フライパン、やかんなど)、傘、小型電気製品(一辺が50cm未満のもの)などの金属類、飲食用以外のカン・ビン、ガラス類、陶磁器類は、燃えないごみとして収集しています。

●有料袋(指定収集袋)に入れる

危険・有害ごみ、使用済み食用油と同じ日

月 1回 危険・有害ごみ



燃えないごみ、危険・有害ごみと同じ日

①蛍光管・電球②乾電池・リチウムコイン電池③水銀使用の製品(体温計・温度計など)④スプレーカン・カセットボンベ⑤割れ物・刃物類は品目ごとに分けて出す。

- 蛍光管・電球は、購入時の包装容器に入れるか、紙類で包み「蛍光管」「電球」と書いて出す
- ②と③はそれぞれ透明または半透明の袋に入れて出す
- スプレーカン・カセットボンベは中身を使い切って、透明または半透明の袋に入れて出す
- 割れ物・刃物類は紙に包み「キケン」と書いて出す

月 1回 使用済み食用油

燃えないごみ、危険・有害ごみと同じ日

サラダ油、コーン油、菜種油、オリーブオイルなどの植物性食用油(ラードなどの動物性油、エンジンオイルなどの鉱物性油は除く)を使用済み食用油として収集しています。

- 500mlのペットボトルを容器として使用する(500mlのペットボトルがない場合は、他の容量のペットボトルで)
- 必ずペットボトルに「食用油」と表記し、ふたをしっかりと閉めて、袋に入れずにクリーンステーションに出す

▷ 粗大ごみなど

要予約 粗大ごみなど



ファンヒーター、ふとん、家具など一辺が50cm以上の大型のものは粗大ごみとなります。クリーンステーションには出せません。

緊急的に多量のごみを処理しなければならない引越ごみなども含め、今泉クリーンセンターに電話で予約が必要です。なお、有料となります。詳細は、市ホームページをご確認ください。

今泉クリーンセンター ☎44-5344

●受付:月～金曜日(祝日含む)

※全てのイラストは「経済産業省HP」より引用しております

▷ 事業活動から出るごみ

問 ごみ減量対策課 ☎84-8706

事業活動により発生するごみは、法人・個人問わず「事業系ごみ」の扱いとなり、地域のクリーンステーションには出すことはできません。事業系ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、排出の方法がそれぞれ異なります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ 事業系一般廃棄物(可燃ごみなど):ごみ減量対策課(☎84-8706)
産業廃棄物(プラスチックや金属など):
神奈川産業資源循環協会(☎045-681-2989)

▷ し尿

問 ごみ減量対策課 ☎61-3396

し尿のくみ取り

し尿のくみ取りは定期的に行っています。

浄化槽の清掃

浄化槽の清掃は、次の許可業者が扱っています。
神中運輸(☎22-2205)または浜設備興業(☎45-3326)にお問い合わせください。

▷ 植木剪(せん) 定材の受け入れ および土壌改良材の配布

問 ごみ減量対策課 ☎61-3396

植木剪定材の受け入れ

植木剪定材受入事業場では、市民や事業者が排出した植木剪定材の受け入れを行っています。

植木剪定材受入事業場
鎌倉市関谷1493-2 ☎45-0526

土壌改良材の配布

市内6カ所で植木剪定材から作った土壌改良材の配布を行っています。

土壌改良材配布場所

名称	住所	電話番号
①植木剪定材受入事業場	関谷1493-2	☎45-0526
②市役所本庁舎	御成町18-10	
③笹田リサイクルセンター	笹田1-11-34	☎61-3396
④腰越支所	腰越864	(ごみ減量対策課)
⑤大船市民農園	大船1969	
⑥今泉クリーンセンター※	今泉4-1-1	

配布時間 ①は、月曜日～金曜日の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分、土曜日の午前8時30分～11時30分(年末年始を除く)。②～⑥は、月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始を除く)
※⑥は、令和5年度(2023年度)中に廃止予定

▷ 市で取り扱えないもの

●家電リサイクル法の対象になるエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機:リサイクル料金と収集運搬料金を負担して、購入した店または買い替

える店に引き取りを依頼するほか、家電リサイクル券対応業者へ収集を依頼する方法や自分でメーカー指定場所に搬入する方法もあります。詳しくはごみ減量対策課へお問い合わせまたは、市ホームページを参照してください。

●パソコン:リネットジャパンリサイクル株式会社の宅配便による回収(https://www.renet.jp/)を利用するか、お持ちのパソコンのメーカーへ連絡し、回収の申し込みを。連絡先は、各メーカーまたはパソコン3R推進協会のホームページ(https://www.pc3r.jp/)などで確認をしてください。

▷ リユースネットがまくら

問 ごみ減量対策課 ☎61-3396

家庭で不用になった物やほしい物を登録し、不用品を譲り合うことができる制度で、NPO法人の鎌倉シチズンネット、鎌倉リサイクル推進会議と市が協働で行っています。

1 登録申込方法(次のいずれかの方法)

- ①インターネット(パソコン・携帯電話)「リユースネットがまくら」へ入力
- ②登録カードをごみ減量対策課へ提出
- ③登録カードを鎌倉リサイクル推進会議(〒248-0027 笹田1-11-34 笹田リサイクルセンター内)へ郵送
- ④登録カードを行政センターの受付へ提出

2 登録内容(不用品情報)の掲示場所

- ①インターネット「リユースネットがまくら」
- ②本庁舎ロビーの掲示板

3 登録者の連絡方法(電話番号など)の問い合わせ

鎌倉リサイクル推進会議 ☎32-9094
(月～金10:00～16:00、祝日を除く)

▷ その他

声かけふれあい収集

問 今泉クリーンセンター ☎44-5344

クリーンステーションまでごみや資源物を出すことが困難な高齢者や障害者のみで構成されている世帯を対象に、週に1回、安否確認をしながら戸別にごみや資源物を収集する制度です。申請には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

清掃活動によるボランティアごみ

問 ごみ減量対策課 ☎61-3396

公共の道路などを清掃して出たごみは「清掃ごみ」として無料で回収します。「清掃ごみ」を出す際には、出来るだけ分別していただき、以下のとおり出してください。

●燃やすごみ・燃えないごみ

45ℓ相当までの透明・半透明の袋に入れ、「清掃ごみ」と書いてそれぞれの収集日に出す。

●それ以外の資源物

それぞれの収集日に出す。

▷ 生ごみ処理機購入費助成制度

問 ごみ減量対策課 ☎61-3396

鎌倉市では、各家庭の生ごみの減量・資源化推進のため、生ごみ処理機の購入費の一部を助成しています。


▷ 生ごみ処理機の種類

90%助成
(一世帯当たり2台まで)
助成額の上限は1台3万円


非電動型

屋内
発酵資材をかけてバケツ内で生ごみを発酵、堆肥化します。
◆価格:約2,000円~2万円
◆自己負担額:約200円~2,000円

(バケツ型)



屋外
土の中の微生物により生ごみを堆肥化または消滅させます。約3カ月~半年で堆肥化します。(コンポスト型)(消滅型)
◆価格:約3,000円~4万円
◆自己負担額:約300円~1万円




75%助成
(一世帯当たり1台まで)
助成額の上限は1台3万円

電動型


屋内
生ごみを温風により乾燥処理し、約1/7に減らします。(処理後は燃やすごみとして処分できます)。
処理時間は約2~4時間。
◆価格:約2万円~10万円
◆自己負担額:約5,000円~7万円

(乾燥型)



屋外
微生物の力で、生ごみを水と二酸化炭素に分解します。定期的に中身のバイオ剤の補充が必要な機種もあります。
◆価格:約9万円~13万円
◆自己負担額:約6万円~10万円

(バイオ型)



- 対象**
- 購入時・申請時において鎌倉市にお住まいの人(住民登録されている人)
 - 生ごみ処理機を購入して、使用する一般家庭の人
 - 鎌倉市の市税を滞納していない人
 - 暴力団員等でない人
 - 生ごみ処理機の使用状況調査に協力してください

- 助成額** 非電動型生ごみ処理機は購入費の90%(3万円が限度額)、電動型生ごみ処理機は購入費の75%(3万円が限度額)
- 対象台数** 一世帯あたり非電動型2台、電動型1台まで
- 申請方法** ごみ減量対策課・支所にある申請書に(市ホームページよりダウンロード可)必要事項を記入して、領収書原本(機種名、購入者名、販売店名、販売日が明記されたもの)と一緒に、ごみ減量対策課または申請書を支所でお預かりします。

▷ 食品ロス削減への取り組み

まだ食べられるのに捨てられている食品のことを「食品ロス」と言います。
ご家庭やお店で、ぜひ食品ロス削減へのご協力をお願いいたします。

▷ 食品ロス削減協力店

市内で食品ロス削減に取り組んでいるお店を「食品ロス削減協力店」として登録しています。
詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問い合わせ ごみ減量対策課 84-8706

▷ フードドライブ

「食品ロス」の削減に向けて、まだ食べられる食品を使いたい人へ引き渡すフードドライブを実施しています。

平日9時から17時まで通年で実施しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問い合わせ ごみ減量対策課 61-3396

▷ 環境美化

問 環境保全課 ☎61-3444

美しい鎌倉のまちを守り、継承していくために落書きや不法投棄の防止、あき地の環境保全のほか、自治会・町内会が実施する「まち美化統一クリーンデー」の支援や春秋の「クリーンアップかまくら(市内一斉清掃)」など、さまざまなまちの美化活動を、市民の皆さんと協働で実施しています。さらに、喫煙者には、道路・公園・広場など、屋外の公共の場では喫煙をしないようお願いしています。

▷ クリーンアップかまくら(市内一斉清掃)

開催予定など詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▷ 鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金

問 環境政策課 ☎61-3421

住宅のスマート化および再生可能エネルギー等の有効利用の促進と脱炭素社会の実現に寄与するため、再生可能エネルギー・省エネ機器(HEMS機器、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車充電設備)の設置費(国または神奈川県補助金の交付を受けるネットゼロ・エネルギー・ハウスの場合、補助金額に加算あり)、電気自動車の購入費の一部を補助します。

申請の手続き 市ホームページで申請方法を確認のうえ、申請書および必要書類を環境政策課に提出してください。

▷ エコワット・省エネナビを無料で貸し出します

問 環境政策課 ☎61-3421

家電製品の電気使用量などを目で見て確認できるエコワットと自宅全体の電気使用量などを目で見て確認できる省エネナビを無料で貸し出します。

▷ 飼い猫の不妊・去勢手術の補助

問 環境保全課 ☎61-3454

市民が飼い猫を市内の動物病院または湘南獣医師会会員動物病院で不妊・去勢手術した場合、その費用の一部を補助します。補助金額は不妊・去勢手術費用の20%で、オス2,500円・メス4,000円を上限とし、同一年度に1世帯あたり2頭を限度とします。

環境保全課または手術をした湘南獣医師会会員動物病院で手続きをしてください。
詳細は、市ホームページをご確認ください。

▷ マイクロチップ装着の補助

問 環境保全課 ☎61-3454

市民が飼い犬・飼い猫に市内の動物病院または湘南獣医師会会員動物病院でマイクロチップを装着した場合、その費用の一部を補助します。補助金額は装着費用の30%で、上限1,500円とし、同一年度に1世帯あたり2頭を限度とします。

装着施術費の領収書の写しと環境大臣指定登録機関が発行したマイクロチップ情報の「登録証明書」の写しを持参し、環境保全課で手続きをしてください。
詳細は、市ホームページをご確認ください。

▷ 飼い猫の不妊・去勢手術の補助



▷ マイクロチップ装着の補助



1.暮らし・生活環境
生ごみ処理機購入費助成制度/食品ロス削減への取り組み/環境美化/クリーンアップ

1.暮らし・生活環境
鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金/エコワット・省エネナビを無料で貸し出します/飼い猫の不妊・去勢手術の補助/マイクロチップ装着の補助

〈 広告 〉

湘南獣医師会

ペットに関するお悩みはお近くの動物病院まで

● 鎌倉市	おおいし動物病院	長谷 1-14-15	0467-24-3031
	小川犬猫病院	津西 1-9-14	0467-39-3715
	オハチ動物病院	材木座 1-10-3	0467-25-3217
	かまくら犬と猫の病院	御成町 12-28	0467-22-4976
	鎌倉山動物病院	鎌倉山 1-9-2	0467-31-0053
	七里が浜ペットクリニック	七里が浜東 4-5-1	0467-32-7732
	タカダアニマルホスピタル	大町 1-11-1	0467-22-7466
	なぎさ動物病院	坂ノ下 24-5-1	0467-24-0203
	西鎌倉動物病院	西鎌倉 2-2-12	0467-31-4480
	のっぽ動物病院	岡本 2-12-2	0467-44-1125
	本田獣医科病院	常盤 946-2	0467-32-0556
● 逗子市	逗子動物病院	久木 4-3-7	046-871-7177
	トダアニマルキャンプ	小坪 1-32-1	046-870-6853
	モノ動物病院	桜山 8-1-44	046-854-5751
	安田動物病院	桜山 3-3-16	046-871-5151
	リッキー動物病院	逗子 7-1-32	046-872-1522
● 葉山町	こうめ動物病院	木古庭 1687-5	046-878-9911
	葉山どうぶつ病院 (P7掲載)	堀内 639	046-875-1199

湘南夜間救急動物病院

Shonan Emergency Animal Medical Center

夜9時~翌朝6時 要電話予約

TEL 0466-26-9912

※カウパワーカー

藤沢市片瀬 4-14-8 駐車場完備

当院は藤沢市獣医師会と湘南獣医師会(鎌倉・逗子・葉山)との共同設立による夜間診療専用の救急動物病院です。
受診の際は先ずお電話下さい。
継続治療はかかりつけの病院で受けていただきます。
お支払はなるべくカードでお願いたします。

湘南夜間救急動物病院 🔍 検索



都市環境

▷ 犬の登録と狂犬病の予防注射

問 環境保全課 ☎61-3454

- 犬の所有者は、次のことを必ず守ってください。
- 犬を飼ったら必ず登録をし、犬の鑑札の交付を受けてください。登録は狂犬病予防法に定められた犬の所有者の義務です。犬の登録は一度行えばその犬の生涯にわたり有効です。飼育犬には毎年1回、狂犬病予防注射(毎年4月に実施する集合注射でも可)を受けさせてください。注射後、獣医師が交付した注射済証を環境保全課に提示し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。手数料は次のとおりです。
 - 登録手数料(生涯に1度3,000円)
 - 注射済票交付手数料(毎年550円)
 - 犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず首輪に付けてください。犬が行方不明になったときに所有者が分かります。
 - 犬を制御できる人が丈夫な綱、鎖などにつないで散歩させてください。犬のフンは散歩させる人が責任をもって持ち帰りましょう。
 - 犬や所有者に変更があったときは、環境保全課に届け出てください(下の表中②～⑤の届け出は、電子申請も可)。

届出内容	届け出に必要なもの
①犬が市外から鎌倉市に移ったとき(所有者の鎌倉市への転入に伴い、一緒に引越してきた場合または他市町村の人から犬を譲り受けた場合)	【マイクロチップを装着していない犬】 前住所地交付の犬鑑札 【マイクロチップ装着済の犬】 前住所地交付の犬鑑札 (前住所地でマイクロチップが犬鑑札とみなされており交付されていない場合は不要) 環境大臣指定登録機関登録済の場合 マイクロチップ情報の「登録証明書」 ご不明点は環境保全課へ
②市内で所有者の住所を変更したとき	
③市内で犬の所在地を変更したとき	登録番号が分かるもの
④市内で所有者を変更したとき	
⑤犬が死亡したとき(電話でも受け付けています)	鑑札・注射済票(電話で届け出た場合は、後日、鑑札と注射済票を返却してください)

▷ 鎌倉市内の動物病院リスト

施設名	住所	電話番号
おおいし動物病院	長谷1-14-15	24-3031
オハナ動物病院	材木座1-10-3	25-3217
小川犬猫病院	津西1-9-14	39-3715
かまくら犬と猫の病院	御成町12-28	22-4976
鎌倉山動物病院	鎌倉山1-9-2	31-0053
七里が浜ペットクリニック	七里が浜東4-5-1	32-7732
湘南鎌倉動物病院	岩瀬1048-1	42-7775
タカダアニマルホスピタル	大町1-11-1	22-7466
なぎさ動物病院	坂ノ下24-5-1	24-0203
西鎌倉動物病院	西鎌倉2-2-12	31-4480
のっぽ動物病院	岡本2-12-2	44-1125
本田獣医科病院	常盤946-2	32-0556

▷ 飼えなくなった犬と猫の相談

問 環境保全課 ☎61-3454
県動物愛護センター(平塚市) ☎0463-58-3411
県鎌倉保健福祉事務所 ☎24-3900

家庭の事情などでどうしても飼えなくなり、新しい飼い主を捜しても見つからないという場合は、ご相談ください。

▷ ハチなど害虫の駆除

問 環境保全課 ☎61-3444

ネズミやハチなど、害虫の駆除の相談に応じます。
なお、スズメバチの巣の駆除については、駆除費用の3分の1(上限額1万円)の補助金制度があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

▷ スズメバチの巣駆除費の補助



▷ 野生鳥獣(アライグマ・タイワンリス)

問 環境保全課 ☎61-3389

アライグマ、タイワンリスは「特定外来生物」に指定され、また、ハクビシンは「重点対策外来種」に指定されており、私たちの生活環境や生態系に被害を及ぼしています。県や市では、防除実施計画を策定し、被害の低減を目指し捕獲などを実施しています。市では、被害を受けた人や捕獲に協力していただける人に、捕獲わなの貸し出しをしています。

また、野生動物に餌付けをすることは、生態系に影響を与えたり、屋外での食事中にトビに狙われたりする被害の原因となりますので、やめてください。

▷ 建物の新築・増改築

問 建築指導課 ☎61-3644

■ 建築確認

建物を新築したり、増改築したりするときは、その計画内容が建築に関する法令に適合しているかどうか、市または指定確認検査機関に確認申請書を提出し、確認を得る必要があります。防火・準防火地域外で、10㎡以下の増改築を行う場合は、確認の手続きが省略されることがありますが、その場合でも建築基準法や他の法令などに適合していなければなりません。

建築の計画を進めるに当たっては専門の知識が必要ですから、あらかじめ建築士などに相談のうえ、申請してください。

▷ 建物の耐震診断・耐震改修

問 建築指導課 ☎61-3586

■ 耐震診断の相談窓口

専門家による耐震診断の相談窓口を開設しています。

対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造在来工法の一戸建住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅で、市民が自ら所有し居住する建築物

■ 現地耐震診断費用の補助

耐震診断の相談を受けた人のうち、希望者に専門家による現地耐震診断を実施します(一般診断法による)。

この診断を実施した場合、費用の一部を補助します。

補助金の額 6万7,000円(診断費用は8万9,000円)

※令和2年度より

交付の手続き 耐震診断実施後、申請書と郵便払込受付証明書を建築指導課に提出してください

■ 耐震改修工事費用の補助

現地耐震診断などの結果「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省監修)による総合評価が基準値未満となった木造住宅において、補強工事を実施する場合、費用の一部を補助します。

補助金の額 工事に要する経費の1/2(上限100万円。低所得者世帯などは上限120万円)

※令和2年度より

交付の手続き 必ず耐震改修工事を行う前に、申請書に必要書類を添付し、建築指導課に提出してください

▷ 危険ブロック塀等対策費用の補助

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、市はこれまで道路に面した倒壊のおそれのある危険ブロック塀等の除却費を補助してきました。平成29(2017)年度から補助金額の上限を撤廃し、新たに危険ブロック塀等を除却した後の軽なフェンス等を設置する費用も補助対象とするなど、補助対象および金額について拡充しました。

補助金の額 市が定めた単位当たりの標準工事費に塀の面積(基礎は長さ)を乗じた額と、対策工事を実施する額(業者見積)とのいずれか少ない額に補助率を乗じた額。補助率は、区域や面している道路によって決定しますので、お問い合わせください

交付の手続き 必ず工事を行う前に、申請書に必要書類を添付し、建築指導課に提出してください

▷ 耐震改修アドバイザーの派遣

耐震診断や耐震改修に関する勉強会・検討会に、市が依頼した建築士をアドバイザーとして派遣します。

対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた共同住宅など

▷ 分譲マンションの耐震診断費用の補助

耐震改修アドバイザーの派遣を受けた分譲マンションの耐震診断を実施する場合、費用の一部を補助します。

補助金の額 診断に要する経費の1/2(上限150万円。ただし、延べ面積が1,000㎡未満の場合は、1㎡当たり1,500円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨て)

交付の手続き 必ず診断を行う前に、申請書に必要書類を添付し、建築指導課に提出してください

▷ 避難路沿道建築物の耐震診断費用の補助

耐震診断義務路線(国道134号、県道21号)に接する新耐震基準が導入される前に建築した一定の高さ以上の建築物の耐震診断費用を補助します。

交付の手続き 必ず診断を行う前に、申請書に必要書類を添付し、建築指導課に提出してください

▷ 防災工事資金の助成など

問 みどり公園課 かけ地対策担当

▶ 防災工事資金の助成

かけ崩れ災害発生のおそれのある箇所において「樹木の枝払い・伐採」や「防災施設の設置」などを行う場合について、工事費の一部を助成する「既成宅地等防災工事資金助成制度」を運用しています。

▶ 助成対象

かけの高さ2m以上、角度30度以上、保全対象物の有無等の助成要件を満たした場合に助成金を受けることができます。

詳しくは工事着手前に担当課にご確認ください。

▶ 助成金額

樹木の枝払い・伐採などを行う「伐採工事」については「工事費の2分の1で限度額100万円」、また、防災施設の設置などを行う「防災工事」については、「工事費の2分の1で限度額500万円」を助成します。

▶ 住宅金融支援機構の融資

住宅金融支援機構では、宅地造成等規制法などの法律に基づく勧告あるいは命令を受けた人が、災害の防止のため擁壁または排水施設の設置改造などの工事をする場合、工事に必要な資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構取扱店と表示されている最寄りの金融機関へお問い合わせください。

▷ 空き家

問 都市整備総務課 61-3679

適切に管理されない空き家は、防災、衛生、景観、防犯などの面で地域住民の生活環境に影響を及ぼすことがあります。

空き家を相続した、所有する家が将来空き家になりそう、近所の空き家に困っているなど、空き家に関する疑問や不安があれば、お気軽にご相談ください。

▷ 都市計画情報等提供サービス

問 都市計画課 61-3408

市内の最新の都市計画情報などをインターネット地図により公開・提供するマップです。市ホームページの「鎌倉市都市計画情報等提供サービス(外部サイトヘリンク)」から利用規約をご確認のうえ、都市計画情報などの参考としてお役立てください。

なお、内容を証明するものではありませんので、詳細な情報などについては、必ず都市計画課窓口でご確認ください。

▷ 風致地区での建築など

問 都市景観課 61-3465

市域の約55.5% (約2,194ヘクタール)は、風致地区に指定され、鎌倉市風致地区条例の規制を受けています。この地区内で、建築・宅地造成・樹木の伐採などの行為をする場合は、市長の許可が必要です。

また、近郊緑地保全区域(約294ヘクタール)内で同様の行為をする場合には、届け出が必要です。近郊緑地特別保全地区(約131ヘクタール)内については、市長の許可が必要です。

▷ 古都保存区域での建築など

問 都市景観課 61-3465

市内には、鎌倉の歴史的風土を守るため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域が約982ヘクタールあり、このうちの特に重要な約573ヘクタールが歴史的風土特別保存地区に指定されています。

歴史的風土保存区域内で、建築・宅地造成・樹木の伐採などの行為をする場合は、届け出が必要です。

また、歴史的風土特別保存地区内で同様の行為をする場合には、県知事の許可(受け付けは市都市景観課)が必要ですが、周辺の歴史的風土と調和しない行為はできません。

▷ 景観法

問 都市景観課 61-3477

▶ 景観地区

鎌倉駅・若宮大路を中心とする鎌倉景観地区と北鎌倉駅周辺の北鎌倉景観地区を指定しています。建築物の高さの最高限度は15m(ただし、第一種低層住居専用地域に指定されている区域は10m)で、建築物のデザインや色彩は周辺の自然環境やまち並みと調和することが必要です。

地区内で建築物の建築等を行う場合、あらかじめ市長に認定申請する必要があり、建築物の形態意匠の制限に対して、適合している旨の認定を受けた後でなければ、工事に着手することはできません。地区内で建築行為や外壁・屋根の塗り替えなどを予定されている場合は、事前にご相談ください。

▶ 景観計画

市全域が景観法に基づく景観計画区域です。建築物の建築等、工作物の建設等および土地の区画や形質の変更等を行う場合は、景観計画に定められた景観形成方針・基準を遵守することが必要です。

また、一定規模以上の建築行為等は、景観法に基づく届出が必要です。この届出内容が景観形成方針・基準に適合していない場合は、勧告・変更命令(形態意匠の制限に限る)・氏名公表の対象となります。

▶ 地区レベルでの取り組み

景観法を活用すると、住民主体の景観形成を推進することが可能となります。さらに魅力的な景観形成を推進するため市もこれらの制度活用の支援をしていきます。

● 特定地区計画の策定

一定地区を対象に住民の合意により、地区独自の詳細な景観形成方針・基準を定める制度です。

● 景観協定

土地所有者の合意により自主的に協定を結ぶ制度です。自治会・商店街単位で取り組むほか、通りや隣接する数軒で景観形成のルールづくりに取り組むことが可能です。

▷ 景観重要建造物等保全基金

問 都市景観課 61-3477

都市景観の形成に重要な役割を果たしている建造物を後世に伝えることを目的とする保全事業の推進を図るため、鎌倉市景観重要建造物等保全基金を設置しています。基金への寄附は鎌倉市ふるさと寄附金による特例控除など税法上の優遇措置があります。

▷ 屋外広告物を掲出するとき

問 都市景観課 61-3477

屋外広告物を掲出する場合は、許可申請が必要です。申請には、事前にデザインなどについて協議が必要です。

▷ 土地境界の確定など

問 道水路調査課 61-3639

市が管理している道路や河川などに接している土地を所有している人は、道路や河川などとの境界確定が必要になる場合があります。また、市では、建築行為などによる道路後退(セットバック)用地の買取または寄付の受け付けを行う制度があります。

▷ 自主まちづくり計画など

問 土地利用政策課 まちづくり政策担当

地域の皆さんが主体となって、その地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを進めるための制度があります。

▶ 自主まちづくり計画

まちづくり市民団体※は、快適な居住環境の保全と創造を図るために自主まちづくり計画を策定し、市長に提案することができます。市は、自主まちづくり計画の提案を受けたときは、その周知に努め、市が実施する施策に反映させるように努めます。また、自主まちづくり計画が定められた地区において建築行為などを行おうとする者は、その計画を自主まちづくり計画と調和させるよう努めることが必要となります。

なお、自主まちづくり計画のほか、自主まちづくり協定の制度があります。

※まちづくり市民団体…一定の要件を満たし、市長の認定を受けた団体

(広告)

土木・舗装・建築工事

建設業許可 神奈川県知事許可 第 8000 号
神奈川県県営上下水道指定工事事業者 第 2033 号
鎌倉市下水道指定工事店 第 221 号

鎌倉土建株式会社

〒248-0007 鎌倉市大町1-4-15
TEL(0467)22-7135
FAX(0467)22-7800



株式会社
現代建設

代表 中村 眞一郎

〒248-0027
神奈川県鎌倉市苗田1-3-32
TEL 0467-40-1463
FAX 0467-40-1464

**土地境界の調査・測量
土地建物の各種登記**

- 土地分筆・地積更正
- 建物新築・増築の登記
- 建物取り壊しの登記 他

原光 地産調査士事務所

☎0467-84-8601

電話相談は無料です!
お気軽にご連絡ください。

https://tochiechosa.com/
info@tochiechosa.com
〒247-0063 鎌倉市磯崎1-11-12

境界 紛争
紛争 宣言

▶ まちづくり市民団体の活動への助成

自主まちづくり計画などを策定、変更しようとするまちづくり市民団体に、その活動に必要な経費の一部を助成しています。

▶ まちづくりコンサルタントの派遣

自主まちづくり計画などを策定、変更しようとするまちづくり市民団体に、それぞれの地域のテーマに沿った専門的な助言などを行う専門家を派遣しています。

▷ 公共下水道

問 下水道経営課 ☎61-3717

本市では、家庭や事業所からの排水などを「雨水(うすい)」と「汚水(おすい)」に分けて公共下水道で処理しています(これを分流水処理といいます)。

現在、本市公共下水道(汚水)は、約97%まで普及しています。

▶ 公共下水道に接続できる区域

公共下水道管が整備されると、処理区域として供用開始の公示を行い、公共下水道の使用が可能となります。この区域では、浄化槽やくみ取便所の便槽を廃止し、公共下水道へ接続しなくてはなりません。また、この区域での建物の新築などは、公共下水道に接続した計画でなければなりません。

▶ 公共下水道への接続工事

公共下水道へ接続する排水設備工事は、市長が指定する鎌倉市下水道指定工事店でしか行うことができません。

また、接続工事にはあらかじめ市長による確認が必要です。

なお、ディスプレイの使用は、下水道管などへの負担がかかるため、処理槽を有するディスプレイなどで市長が認めるもの以外は、禁止しています。

▶ 補助金と貸付金

公共下水道が使用できる区域になってから3年以内に、くみ取便所を水洗便所に改造する場合や、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合などに、市では補助や貸し付けを行っています。

● 私道内の共同私設下水道工事費の補助

公共下水道が使用できる区域になってから3年以内に、私道内に10m以上にわたって私設下水道を設け、3宅地以上で利用する場合、共同私設下水道の布設にかかる市長が認める工事費のうち、本管延長から10m分を除いた額を対象に補助します。

また、布設工事の完了日から25年を過ぎている場合、改築または修繕にかかる工事費の80%を限度として補助します。

● 私設汚水ポンプ施設工事費の補助

公共下水道が使用できる区域になってから3年以内に、公共下水道への接続工事などを行う際に、市長が定める形式の汚水ポンプを2棟共同で設置する場合、設置工事に要した金額を補助します。

また、過去に市の交付金を受けて設置された汚水ポンプで設置工事の完了日から15年を過ぎている場合、改築または修繕にかかる工事費の80%を限度として補助します。

● 浄化槽雨水貯留施設設置の補助

公共下水道に接続する際に、不要となる浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として活用する工事を行う場合、4万円を限度として補助を行っています。

▶ 下水道使用料

下水道使用料は、公共下水道に汚水を流している人が納めるもので、下水道営業所から水道料金と併せて「上下水道料金」として請求されます。算定は、水道メーターの点検ごとの水量をもとに計算します。

▶ 下水道使用料の減免

次に該当する人(在宅に限る)がいる世帯または社会福祉施設などを対象に、下水道使用料の減免を行っています。

基本料金の免除対象者

- 児童扶養手当の支給を受けている人
- 特別児童扶養手当の支給を受けている人
- 国民年金法の規定により遺族基礎年金の支給を受けている人(次のいずれかに該当する遺児がいること)
 - ・18歳到達年度の末日(3/31)を超過していない
 - ・20歳未満で障害年金障害等級1級または2級の状態
- 重度の知的障害(療育手帳A1またはA2)の判定を受けている人
- 身体障害者手帳(1級または2級)を交付されている人
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)を交付されている人
- 介護保険法の規定により要介護4または5の認定を受けている人
- 次のうち2つ以上に該当する人
 - ・程度の知的障害(療育手帳B1またはB2)の判定を受けている人
 - ・身体障害者手帳(3級)を交付されている人
 - ・精神障害者保健福祉手帳(2級)を交付されている人

社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を営む施設等

- 減免額 第1種 下水道使用料の20%
第2種 下水道使用料の10%

資格確認に必要な証書・手帳をご持参のうえ、市役所下水道経営課で手続きをしてください。電子申請も受け付けています。



電子申請はこちら

▷ 上水道

問 県営水道お客様コールセンター(ナビダイヤル) ☎0570-005959

水道に関するお手続き・お問い合わせは、神奈川県営水道お客さまコールセンターへ連絡してください。水漏れに気づいたときは、宅地内のメータを通過したじや口側での漏水は県営水道の指定給水装置工事事業者へ、宅地内のメータより道路側での漏水は県鎌倉水道営業所(☎22-6200)へご連絡ください。夜間・休日の道路、メータより道路側での漏水は神奈川県営水道緊急ダイヤル(☎0570-032119)へご連絡ください。

▷ 作業センター(山崎浄化センター内)

問 ☎46-8293

市道の凹凸や側溝のふたの壊れ、カーブミラーの破損や方向の直し、側溝の清掃、下水道の詰まりの解消、市管理の河川や水路の清掃などに対応します。

▷ 保存樹木等の助成

問 みどり公園課 ☎61-3486

鎌倉のまちの緑の多い良好な環境を守るため、美観上優れている樹木や樹林を市が指定し、奨励金を交付しています。指定の基準は、健全で樹容が美観上優れており、かつ次の条件に該当する場合です。

▶ 保存樹木等

1▶ 保存樹木

- ① 単木で1.5mの高さの幹の周囲が1.5m以上あるもの
- ② 単木で高さが15m以上あるもの
- ③ 株立ちした樹木(ツツジなど)で高さが3m以上あるもの
- ④ はん登性樹木(フジなど)で、枝葉の面積が30㎡以上あるもの

2▶ 保存樹林

- ① 面積が500㎡以上あるもの
- ② 生け垣で、長さが20m以上あるもの
上記の指定基準に該当しなくても美観や風致を保つために必要な場合は、保存樹木や樹林に指定します。

3▶ 保全の支援のための奨励金など

- | | |
|------|--------------------|
| 保存樹木 | 1本または1株につき年額1,800円 |
| 保存樹林 | 100㎡につき年額530円 |
| 生け垣 | 片側の面積10㎡につき年額860円 |
| 指定期間 | 指定期間3年 |

※令和5(2023)年度は、上記の金額となります
ただし、年度途中で指定を受け、その年度の指定期間が6カ月に満たないときは半額になります



緑地保全契約

- 対象** 市街化区域内のおおむね1,000㎡以上の樹林
- 契約期間** 10年
- 奨励金額** 当該地に賦課される当該年度の固定資産税、都市計画税および特別土地保有税相当額と、土地の現状維持に対する手当ての助成金として1㎡当たり年額13円です
※令和5(2023)年度は、上記の金額となります

市民緑地制度

問 みどり公園課 ☎61-3486

緑地の所有者からの申し出に基づいて所有者と市が契約を締結し、その緑地を地域の人々が憩える公開された「市民緑地」として、一定期間提供していただく制度です。

面積(300㎡以上)、契約期間(5年以上)など、契約するための要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

緑地保全基金

問 みどり公園課 ☎61-3486

市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るため、鎌倉市緑地保全基金を設置しています。基金への寄附は鎌倉市ふるさと寄附金による特例控除など税法上の優遇措置があります。

クレジットカードからもご寄附いただけます。



緑を学ぼう・育てよう

問 みどり公園課 ☎61-3486

緑を育てるために次のような事業を、公益財団法人鎌倉市公園協会(☎45-2750)と連携して行っています。

緑の学校・緑のレンジャー

公園や緑地などの保全や管理活動を行うための講座を開催しています。

受講者は2月～3月に募集します。

緑の学校

自然観察などを通して緑の効用や仕組みを理解していただくことを目的とした講義です。

レンジャー(18歳以上)

自然を理解するための学習、公園緑地などの下草刈りや、間伐などの体験作業を行っています。

レンジャージュニア(小学4～5年生)

自然観察や体験講座を通して自然の大切さを学びます。

まち並みのみどりの奨励事業 ～接道部緑化の助成～

問 みどり公園課 ☎61-3486

接道部(敷地が道路に接する部分)の緑化は、緑豊かなまち並みや通気性の良い環境を作るとともに、地震などが起きたときの防災にも役立ちます。このため、新たに接道部分を緑化する人に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

1 対象となる緑化

- 1 住宅、店舗、事業所などの敷地および駐車場に新たに植栽する樹木または生け垣。ただし、販売目的の住宅用地などに設置するものは除く
- 2 接道緑化延長(道路に接する緑化の幅の合計)が3m以上であること
- 3 接道部から奥行き3m以内に植栽される樹木または生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせる場合、生け垣より敷地内側の中・低木は除く
- 4 樹種は市長の推奨するもので、樹木が健全であること
- 5 緑化後、少なくとも5年間は樹木を伐採しないこと

2 補助金の額と手続き

1 補助金の額

市が定めた接道緑化に必要な経費(標準経費)の1/2の額です。ただし、工事予定額が標準経費を下回る場合は、工事予定額の1/2(※)の額になります。最高限度額は15万円です

2 交付の手続き

接道緑化を行う前に、申請書に必要事項を記入して提出してください。申請に基づき職員が現地を調査します。補助金は緑化工事が完了した後、現地を確認してから交付します

※鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金(鎌倉市立小学校の通学路(補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの)に面したものに限る。)の交付決定を受けて、1年以内にこれに替わる緑化をする場合、補助率が9/10になります。また、緑化工事を行う場所が次の地区内で、その区域に接道緑化の取決めがある場合、補助率が2/3になります

- 都市計画法による地区計画が定められている区域
- 鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画が策定されている地区
- 鎌倉市都市景観条例による景観形成地区

風致保存基金

問 みどり公園課 ☎61-3486

公益財団法人鎌倉風致保存会の活動を、財政的に支援するため、鎌倉市風致保存基金を設置しています。基金への寄附は鎌倉市ふるさと寄附金による特例控除など税法上の優遇措置があります。

緑地維持管理相談専門委員について

問 みどり公園課 ☎61-3486

緑地維持管理相談専門委員は、緑地維持管理に関する知識や経験を持つ専門の技術者です。日々の管理方法を中心に、緑地維持管理に関することをご相談いただけます。

年3回、期間を定めて相談募集を実施していますので、緑地の維持管理についてお困りのことがありましたら、ぜひご相談ください。なお、相談料はかかりません。

民有緑地維持管理助成事業について

問 みどり公園課 ☎61-3486

緑地の所有者が実施する、樹木の伐採や枝払いなどの維持管理に対し助成を行います。

既に行なった作業については、助成の対象になりません。事前届出書や交付申請書を提出し、交付決定を受けてから作業を実施してください。

【対象となる土地】

森林法第2条に基づく森林。詳しくは担当課にご確認ください。

【対象となる維持管理作業】

- 樹木や竹の伐採・剪定
民有緑地内の樹木や竹の伐採・枝払い
- 緑地内部の倒木・枯れ木の撤去処分
民有緑地内の、すでに倒木または枯死した樹木・竹の除去、一時的に積み置かれた木・竹の除去

【対象となる経費】

- 申請者が、作業を発注した事業者を支払う経費のうち、次のもの。
- 助成の対象となる作業に要した経費
- 伐採後の樹木など廃棄物の搬出、運搬および処分に要した経費

【助成金額】

経費の2分の1の額(上限額は100万円(1,000円未満は切り捨て))。

鎌倉風致保存会

問 ☎23-6621

公益財団法人鎌倉風致保存会は、鎌倉市内の美しい自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的として、昭和39年(1964年)12月に設立しました。

御谷山林、笹目緑地や十二所果樹園用地を買い入れ保全するとともに、取得した緑地、史跡指定地および寺院所有緑地で下草刈りや倒木処理などの山の手入れを行っています。

また、作家大佛次郎氏が使用した建物を会の保存建造物に指定し、維持管理費の一部を助成するとともに、寄贈を受けた坂井家住宅の一部を事務所として使用し、歴史的建造物の保全・活用を図っています。

会の活動資金は、会費(一般会員年3,000円)や寄附金などで賄っており、活動は、会員、市民および企業ボランティアが参加して行っています。



文化財保護・埋蔵文化財の確認など

問 文化財課 ☎61-3857

1 文化財の指定

文化財のうち、市にとって特に重要なものを鎌倉市指定文化財に指定し、永く後世に伝えます。また指定文化財の保存修理補助事業も行っています。

2 史跡指定地の環境整備

国指定史跡の土地の公有化、環境整備を行い、史跡の保護を図っています。

3 埋蔵文化財にかかわる事業

建築その他の工事で土地の掘削をしようとする場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか確認してください。文化財保護法に基づく手続きが必要となり、事前の発掘調査が必要な場合があります。周知の埋蔵文化財包蔵地外であっても、工事中に土の中から遺跡などを発見したらご連絡ください。このほか、史跡指定地内では法に基づく許可の手続きが必要です。

4 文化財保護の普及・啓発事業

文化財に対する理解を深めていただくため、各種出版物の刊行、遺跡展の開催などの事業を実施しています。日程などは「広報かまくら」でお知らせします。



暮らしの相談

誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる共生社会へ

みんなのための「くらしと福祉の相談窓口」

自分だけでは解決できない「困りごと」を丸ごと受け止める場所として、専門機関と連携して対応する窓口です。制度や分野に分かれた縦割りではなく、包括的な支援を目指し、皆さんの「困りごと」の解決につながるサービスを充実させていきます。

相談先に迷ったら、お声掛けください！



☎ 0467-61-3864 (平日8:30~17:00)

ワンストップで対応します！

「どこに聞いていいかわからない生活上の困りごと」について



ゆっくりお話を聞き、一緒に考え、適切な窓口におつなぎします。

- うまく説明する自信がなく、相談できていない
- 困っているが、どこに相談していいのかわからないので、誰かに整理してほしい
- こんなことを相談していいのかな、と迷っている



お困りごとに応じて、それぞれの担当者が一緒に考えます。

- 子育てと親の介護が重なって、悩んでいる
- 年金暮らしだが、無職の子どもがいて将来が不安
- 幼稚園や学校などで心配なことがあるが、教育と福祉のどちらの問題なのかわからない

学校に行くのがつらい
いじめで悩んでいる

生活が苦しい
相続の相談をしたい
契約トラブルで困っている

DVを受けている
育児や介護のことで
悩んでいる

色々な困り事をどこに相談
すればいいかわからない

こころやからだの相談をしたい
つらい気持ちを聞いてほしい

職場のことで悩んでいる
人間関係で困っている

～ご家族などが亡くなられた際の手続きをサポート～

「おくやみコーナー」

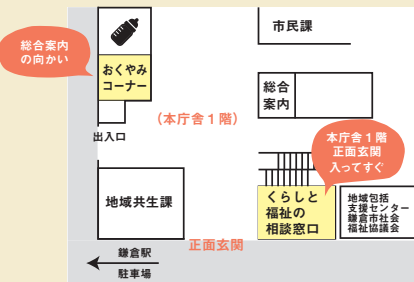
ご遺族が行う手続きの負担を軽減するため、「おくやみコーナー」を設置しています。

8時30分から17時(土日祝日、年末年始を除く)
事前予約制。利用日の4日前(土日祝日・年末年始を除く)
までに電話予約が必要です。

【予約番号】0467-61-3833(予約受付時間:8時30分から16時30分)

困りごとに応じたさまざまな窓口で
皆さんを支援しています。

「くらしと福祉の相談窓口」を軸に、各窓口・専門機関と連携していきます。



▷ 消費生活センター

☎ 消費生活センター ☎24-0077

商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談に、消費生活相談員が応じます。相談は月～金曜日の9:30～16:00です。

▷ 消費生活出前講座

☎ 地域共生課 消費生活担当

消費生活に関する知識や消費者被害を未然に防ぐ情報を広く伝えるため、自治会・町内会など各種団体からの申し込みにより、消費生活相談員が講師として地域に出向き、出前講座を実施しています。

▷ 市民相談

☎ 地域共生課 ☎61-3864

▼ わたしの提案

皆さまからの意見や提案を、今後の市の政策や施策に活かすための提案・提言型の制度です。封筒と用紙は、地域共生課・支所、その他の公共施設にあります。

郵送料は、市が負担する受取人払いですので、切手を貼らずにお出しください。また、市役所ロビー、支所に投函箱があります。

▼ 市民相談

市では、さまざまな相談を受け付ける窓口を設けています。弁護士などの専門家が相談に応じています。

名称	相談日	時間	相談員	相談の内容	担当窓口
法律相談	毎週金曜日 第2・4火曜日	9:00～16:00	弁護士	相続、借家、借地などの法的な問題についての相談	地域共生課 ☎61-3864
	第1・3火曜日 ※1・8月は第3火曜日のみ	17:30～20:00			
	第1水曜日(深沢支所) 第2水曜日(大船支所) 第3水曜日(腰越支所) 第4水曜日(玉縄支所)	10:00～16:00			
	●すべて予約制				
女性のための法律相談	第3木曜日 ●予約制	9:30～16:30	弁護士(女性)	女性を対象とした法的な問題についての相談	
行政相談	日程・場所は「広報まくら」でお知らせします	13:00～16:00	行政相談委員	国の行政などについての相談	
建築等の紛争に係る相談	毎週月曜日 ●予約制	9:00～16:00	建築等紛争相談員	建築や開発行為に係る紛争の予防および調整についての相談	
不動産相談	第2木曜日 ●予約制	14:00～16:00	専門の相談員	不動産に関する相談	

(広告)



～専門相談員による不動産無料相談～

・鎌倉市役所 毎月第2木曜日 } 14:00～16:00
・当支部会館 偶数月第1木曜日 }

公益社団法人
神奈川県宅建物取引業協会
鎌倉支部

〒248-0007 鎌倉市大町2-1-10
TEL.0467-23-2085

民事(不動産・借地借家・債権回収・交通事故等)、
家事(離婚・相続・遺言作成・成年後見等)、刑事等...

宮田法律事務所

まずはお電話ください!
(受付時間:平日9時～19時)

《土・日・祝の打ち合わせ、応相談》

弁護士 宮田 学(神奈川県弁護士会所属)
〒247-0072 鎌倉市岡本2丁目12番6号 小山ビル3階

TEL0467-38-6351 FAX0467-38-6352

*大船駅南改札から西口(大船観音側)に出て、柏尾川に沿って
フラワーセンター方向へ(改札から約650m・鎌倉岡本郵便局らび)

名称	相談日	時間	相談員	相談の内容	担当窓口
マンション管理相談	第1木曜日 ●予約制	13:00~16:00	マンション管理士	マンションの修繕や管理規約の改正、理事会運営などマンション管理にかかわる相談	地域共生課 ☎61-3864
行政書士相談	第4水曜日 ●予約制	13:00~16:00	行政書士	遺言書、遺産分割協議書などの作成の支援、契約書類の作成などについての相談 <注意> 法的判断を伴う相談は「法律相談」をご参照ください	
税務相談	第2水曜日 ●予約制	9:00~16:00	税理士	土地の売買、相続、贈与などの税金についての相談	
司法書士相談	第3火曜日 ●予約制	13:00~16:00	司法書士	土地の売買、相続などに伴う登記、成年後見制度等の手続きについての相談	消費生活センター ☎24-0077
消費生活相談	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)	9:30~16:00	消費生活相談員	商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談	
人権相談	原則第1・3火曜日(祝日・年末年始を除く) ●予約制	13:00~16:00	人権擁護委員	人権に関する悩み事についての相談	地域共生課 ☎61-3870
女性相談(面談)	月~金曜日(祝日・年末年始を除く) ●予約制	10:00~13:00 14:00~16:30	女性相談員	女性の生き方や家庭、地域、職場などで女性が持つ悩みの相談	地域共生課 ☎23-9311 (相談専用)
女性相談(電話)	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)				
働く人のメンタルヘルス相談	月1回 ●予約制(前月の20日から受け付け)	13:30~16:30	産業カウンセラー・精神保健福祉士	職場でのストレス症状などの悩み事相談	勤労者福祉担当 ☎61-3853
メール労働相談	市ホームページで「メール労働相談」を検索し申し込み				
労働相談	月2回 ●予約制(前月の20日から受付)	13:30~16:00	社会保険労務士	労働条件など労働問題全般の相談	
就職支援相談	月4回 ●予約制	13:30~16:00	キャリアコンサルタント	就職活動の進め方や書類の書き方など就職・転職に関する相談	勤労者福祉担当 ☎61-3853
経営相談	月1回 ●予約制	9:00~17:00	中小企業診断士	売上拡大、創業、事業継承、商品開発など経営に関わる相談全般	商工課 (商工担当)
障害福祉相談	月~金曜日(祝日・年末年始を除く) ラファエル会 鎌倉地域支援室	8:30~17:30 ●面談は予約制			ラファエル会 鎌倉地域支援室 ☎55-8878
	月~金曜日(祝日・年末年始を除く) キャロットサポートセンター	9:00~17:00 ●面談は予約制	専門の相談員	障害福祉全般の相談	キャロットサポートセンター ☎25-3939 (つながらない場合は☎23-5235)
	月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 地域生活サポートセンターとらいむ	9:30~17:00 ●面談は予約制		主に精神障害の方を対象にした障害福祉全般の相談	地域生活サポートセンターとらいむ ☎61-3205

< 広告 >

不動産鑑定・建築設計
㈱鈴木設計・鑑定総合事務所
 不動産鑑定士・一級建築士 鈴木泰三

詳しくはホームページへ → 

☎0467-45-0484


大船駅東口徒歩7分
鎌倉市小袋谷1-7-24



**不動産のお悩み
ご相談下さい**

相続対策・有効活用・売買・建築・分割・境界
行政書士・土地家屋調査士
雪野事務所

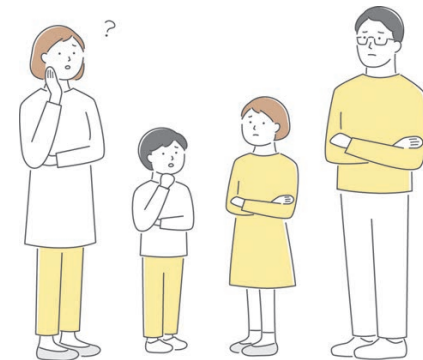
相談無料 お気軽にお電話下さい
☎0467-73-7676

神奈川県鎌倉市高野7番地4
 雪野事務所  <http://yknj.jp/>



名称	相談日	時間	相談員	相談の内容	担当窓口
障害者就労相談	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)、第2・4土曜日 ●予約制 障害者二千人雇用センター(福祉センター1階)	9:30~17:00	専門の相談員	障害者の就労に関する相談全般	障害者二千人雇用センター ☎53-9203
こどもと家庭の相談室	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)	8:30~17:00	専門の相談員	こどもと家庭に関する相談・通告(虐待を含む)の受け付け	こども相談課 ☎23-0630 (相談専用)
	第2土曜日	8:30~17:00			かまくらこども相談窓口「きらきら」 ☎61-3827
	第4水曜日(祝日・年末年始を除く)	17:00~20:00			
ひとり親家庭の相談	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)	8:30~17:00	ひとり親家庭自立支援員	ひとり親家庭についての相談	こども相談課 ☎61-3897
	第2土曜日	9:00~17:00			かまくらこども相談窓口「きらきら」 ☎61-3827
	第4水曜日(祝日・年末年始を除く)	17:00~20:00			
教育相談	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)	9:00~17:00	専門の相談員	幼児から青少年まで(主に学齢期)の教育や生活上の諸問題などの相談	教育センター ☎24-3495 ☎24-3386 (相談専用)
いじめ相談ダイヤル	月~金(祝日・年末年始を除く)	9:00~17:00	専門の相談員	学校でのいじめについての相談	教育センター ☎24-5235 (相談専用)
成年後見専門相談	原則第4水曜日 ●予約制 成年後見センター(福祉センター2階)	9:00~12:00	弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士	成年後見制度の利用についての相談	成年後見センター ☎38-8003
生活困窮相談	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)	9:00~17:00	専門の相談員	仕事、生活、住まい、病気など、さまざまな生活上の困難な課題についての専門家による相談	インクル相談室 鎌倉 ☎46-2119
ひきこもり等相談	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)	9:00~17:00	専門の相談員	ひきこもりに関する相談	生活福祉課 ☎61-2319
窓口耐震相談	月1~2回程度(不定期) ●予約制	13:30~16:30	建築士	耐震についての相談 ※昭和56年5月以前建築の木造住宅が対象	建築指導課 ☎61-3586
ネウボラすくすく	月~金曜日(祝日・年末年始を除く)、第2・4土曜日	8:30~17:00	保健師、母子保健コーディネーター	妊娠・出産・育児に関する相談	市民健康課 ☎61-3944

★内容は変更する場合があります。確認は「広報かまくら」をご覧ください





市民参加・勤労福祉など

▷ 広聴活動

問 地域共生課 暮らしと福祉の相談担当

▷ 市長カフェ

市長が、市内で活動しているグループと懇談し、市政や協働に関する課題を話し合います。市役所にお越しいただき、気軽に話し合います(申し込み制)。

▷ ふらっとミーティング

市長と市民の皆さんが鎌倉のまちづくりなどについて、意見交換を行います。市民の皆さんからの意見や提案について市政運営に活かします(申し込み制)。

▷ 若者から意見を聴く(青少年トーク)

市長が、これからの鎌倉を担う若者と懇談します。学校単位や自主活動グループなどと鎌倉の課題や将来像などを語り合い、まちづくりに活かします(申し込み制)。

▷ 夏休み一日市長体験

小学生(高学年)を対象に、市政に対する関心と理解を深め、将来のまちづくりを考える機会となることを目的に、一日市長業務を体験してもらうものです(申し込み制)。

▷ LINEアンケート

市民の皆さんの意見やニーズを随時伺って行政計画に反映させるため、LINEを活用したアンケートを実施します。

▷ ふれあい地域懇談会

問 地域のつながり課 地域のつながり担当

市長が、自治町内会や各種団体の皆さんと、市の施策や地域の課題について話し合います。皆さんから出される提案や要望を市政運営に生かします。

▷ 男女共同参画社会への取り組み

問 地域共生課 61-3870

▷ かまくら男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」

男女共同参画社会の実現を目指して行政とともに考え行動していく市民組織です。

▷ 行政資料コーナー

問 総務課 行政資料コーナー

情報公開条例・個人情報保護法に基づく、行政文書の公開や個人情報の開示などを行っています。各種行政資料、事業概要などの市政情報を中心に、鎌倉市や神奈川

県の刊行物などの閲覧ができるほか、一部の行政資料を除き、コピーサービスもしています。また市が発行する冊子・都市計画図などの販売もしています。

▷ 選挙

問 選挙管理委員会事務局 61-3874

1 選挙人名簿

満18歳以上の日本国民で、本市の住民基本台帳に引き続き3か月以上登録されている人は選挙人名簿に登録されます。この名簿に登録されていないと投票することができません。

2 期日前投票制度

投票は選挙当日に投票所で投票するのが原則ですが、本市の選挙人名簿に登録されている選挙人が選挙の当日、投票所へ行って投票することができない場合、公・告示日の翌日から選挙当日の前日までの間に投票することができる制度です。

3 不在者投票制度

本市の選挙人名簿に登録されている選挙人が出張先等の市区町村の選挙管理委員会や、入院・入所している病院、老人ホーム等で投票できる制度です。投票できる期間は、公・告示日の翌日から選挙当日の前日までです。

4 郵便等による不在者投票制度

一定の障害のある人や、要介護5の介護保険被保険者証をお持ちの人は自宅等で郵便等による投票を行うことができます。投票できる期間は、Eとと同じです。

E、4の不在者投票制度を利用するためには、事前の手続きが必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

▷ 市議会

問 議会総務課 議会総務担当
議事調査課 議事調査担当

市議会は、選挙で選ばれた議員(定数26名)により構成され、条例や予算など市の重要な事項について審議・決定する議決機関です。

本会議と委員会(総務・教育福祉・市民環境・建設の各常任委員会および議会運営委員会)、さらに、必要に応じ特別な事項を審査するときは議会の議決により特別委員会を設置し、審議などを行います。

市議会定例会は、2月、6月、9月、12月の年4回開催され、傍聴も可能です。開催日程は市議会ホームページでお知らせしています。

また、市議会ホームページでは、本会議および常任委員会などの映像配信のほか、会議録やその他議会に関する情報を掲載しています。なお、映像配信は、スマートフォンおよびタブレット端末でもご覧いただけます。

▷ 本会議・委員会などの傍聴

開催日の当日、本会議は本庁舎警備員室で、委員会などは本庁舎2階議会事務局で傍聴の受け付けを行っています。

▷ 請願と陳情

請願と陳情は、市民の皆さんの意見や要望を市議会を通して行政に反映させる制度です。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要となりますが、陳情は不要です。請願、陳情はいつでも提出可能で、各定例会の初日の前日までに提出されたものをその定例会で取り扱います。

▷ 議会だより

「かまくら議会だより」は、2月、5月、8月、11月の年4回発行し、各世帯への配布のほか本庁舎や支所の窓口などにも置いています。

また音声版(デジ版CD)・点訳版の議会だよりも作成しています。希望する方はご連絡ください。

▷ 市民活動補償制度

問 地域のつながり課 地域のつながり担当

市民の皆さんに安心して市民活動を行っていただくため、活動中に起きた事故により、活動する人が損害賠償の責任を負うとき、または負傷したときに補償する制度です。同制度は、市が保険会社と契約し、保険料を支払っています。事前に登録する必要はありませんが、無報酬で、継続的・計画的に行う公共性のある活動(防犯活動、公園等の美化活動など)であることなど、対象となる活動や対象者に要件があります。詳しくはお問い合わせください。

▷ 市民活動センター(NPOセンター)

環境、福祉、国際支援、まちづくりなどのボランティア活動や社会的貢献活動に取り組む市民活動団体を支援する施設です。活動の「場」、「情報交換」、「交流」の拠点としてご利用ください。また、NPO法人の設立・団体運営やボランティアに関する相談もお受けしています。なお、ミーティングコーナー・作業コーナーの利用には利用登録が必要です。

開館時間 9:00~17:00(時間外利用17:00~21:00)

休館日 第2・4・5日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

主な設備 ミーティングコーナー、作業コーナー、情報コーナー、相談窓口

1 NPOセンター鎌倉 60-4555

交通 鎌倉駅西口から徒歩5分(鎌倉市役所第二分庁舎)

2 NPOセンター大船 42-0345

交通 大船駅西口から徒歩5分(たまなわ交流センター1階)

▷ 生涯学習

問 生涯学習課 61-3912

さまざまな学習活動を支援し、多様化・高度化している学習ニーズにこたえるため、民間を含めたさまざまな学習情報の提供や学習相談に応じるほか、ホームページによる学習情報の提供を行っています。

また、市民による生涯学習を進めるため、生涯学習指導者(ボランティア)の登録を行っています。

学習センター

市民の皆さんが生涯にわたって、学習・文化活動を行うための生涯学習施設です。学習センターでは趣味や教養などの講座・講習会、地域文化祭や展示会・発表会など各種の行事を開催しています。

学習センターの主催事業は「広報かまくら」や生涯学習情報誌「鎌倉朝」などでお知らせしています。

1 各学習センター(愛称)

- 鎌倉生涯学習センター(きらら鎌倉) 25-2030
- 腰越学習センター(きらら腰越) 33-0712
- 深沢学習センター(きらら深沢) 48-0023
- 大船学習センター(きらら大船) 45-7712
- 玉縄学習センター(きらら玉縄) 44-2219
- 玉縄学習センター分室(きらら玉縄分室) 44-2219 (きらら玉縄内)

開館時間 9:00~21:00
休館日 毎月最終月曜日(12月は28日)、年末年始(12月29日~翌年の1月3日)

※令和4(2022)年10月1日以降、開館時間、利用区分および利用料金が変わりました

2 第一小学校開放施設 61-3912
多目的室1(60人)・多目的室2(45人)があります。

休館日 年末年始(12月27日~1月4日)
利用できる曜日と時間帯 午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~21:00)の単位で利用できます。日・火・木・土曜日、祝日は午前・午後・夜間が、月・水・金曜日は午後・夜間が利用できます。

3 御成小学校・今泉小学校・手広中学校の開放施設 61-3912

利用施設 ● 御成小学校多目的ルーム(50人)
● 今泉小学校多目的室(40人)、和室(30人)
● 手広中学校多目的室2室(各40人)

利用できる曜日と時間帯 平日(月~金)は夜間のみの使用です。土・日曜日、祝日および学校の休業日は午前・午後・夜間の使用が可能です。
● 午前(9:00~13:00)
● 午後(13:00~17:00)
● 夜間(17:00~21:00)
(御成小学校は平日のみ17:45~)

※年末年始(12月27日~1月4日)および学校行事などで学校が使用するときには、利用できません

▷ 生涯学習ネットワークシステム

学習センターなどの公共施設にある開放端末、インターネットで施設の空き情報の検索や利用予約ができるシステムです。

1 機能

学習センター、第一小学校・御成小学校・今泉小学校・手広中学校開放施設の空き情報検索、利用予約の抽選申し込み、抽選結果の確認、随時予約の申し込み、予約のキャンセルができます。

吉屋信子記念館は、空き情報の検索ができます。

2 開放端末の設置場所と利用時間

すべての学習センターにあり、施設の開館時間内に利用できます。

3 インターネット

自宅などのパソコン・スマートフォンから生涯学習ネットワークシステムが利用できます。

利用時間は通常は4:00～23:45で、月の末日は抽選申し込みのみ17:00までです。

市ホームページの「施設の利用と予約」からもアクセスできます。

URL インターネット(パソコン・スマートフォン)
<https://web102.rsv.ws-scs.jp/kamakura/web/>

4 利用方法(申し込みから使用までの流れ)

使用団体の登録 施設を利用するためには、事前に団体登録が必要です。学習センターの利用は、各センター窓口で、第一小学校・御成小学校・今泉小学校・手広中学校開放施設の利用は、生涯学習課で、登録の申請をしてください。登録を受け付けると、団体コードをお知らせします。登録できるのは、①構成員の中に市内在住・在勤・在学の人がある、②構成員が5人以上である、のいずれも満たす団体です。上記以外は窓口へご相談ください。

▶ 申し込み方法

施設名	各学習センターの集会所など 第一小学校・御成小学校・今泉小学校・手広中学校開放施設
抽選申し込み	使用日の4カ月前の月の初日から末日の17時までに、インターネットまたは各センターにある開放端末で抽選申し込みの入力をしてください。 ※生涯学習ネットワークシステムを参照してください
抽選	使用日の3カ月前の月の初日に機械による自動抽選をします。この抽選後、生涯学習ネットワークシステムなどで抽選結果を知ることができます。
随時予約 (抽選日後の使用予約)	●期間 市内団体は使用日の3カ月前の月の6日から、その他の団体は11日から、使用日の2日前までです。(※前日・当日の予約は受付) また、学校開放施設は使用日の4日前までです。 ●方法 生涯学習ネットワークシステムで申し込んでください。
使用料の納入	使用日の当日までにお支払いください。実際に使用しなかったときでも、使用予約の取り消しが2日前までに行われない場合は、使用料が全額かかります。
キャンセル	●使用料納入前 使用日の2日前までに、生涯学習ネットワークシステムで行ってください。 ●使用料納入後 使用料の全額を還付します。詳しくは各学習センター窓口にお問い合わせください。

施設名	鎌倉生涯学習センター ホール・ギャラリー
抽選申し込み	使用日の7カ月前の月の初日から末日の17時までに、インターネットまたは各センターにある開放端末で抽選申し込みの入力をしてください。 ※生涯学習ネットワークシステムを参照してください
抽選	使用日の6カ月前の月の初日に機械による自動抽選をします。この抽選後、生涯学習ネットワークシステムなどで抽選結果を知ることができます。
随時予約 (抽選日後の使用予約)	●期間 使用日の6カ月前の月の1日から使用日の14日前までです。 ●方法 生涯学習ネットワークシステムで申し込んでください。 ※ギャラリーは鎌倉生涯学習センター窓口にお問い合わせください
使用料の納入	使用日の前日までにお支払いください。実際に使用しなかったときでも、使用予約の取り消しが4日前までに行われない場合は、使用料が全額かかります。
キャンセル	●使用料納入前 使用日の14日前までに、生涯学習ネットワークシステムで行ってください。 ●使用料納入後 使用料の全額を還付します。詳しくは各学習センター窓口にお問い合わせください。

○各学習センターの施設と使用料の詳細については、各学習センターにお問い合わせください。

▷ 文化活動の支援

問 文化課 ☎61-3872

市民文化祭を行うなど各種文化活動の支援をしています。

▷ 国際交流活動・国際理解など

問 文化課 ☎61-3872

市民の国際交流・国際協力活動や国際理解を推進するため、次のことを行っています。

- 1 国際親善友好バッジ、バナーを配布しています。市民同士の国際交流の際に、友好の記念として利用できます。
- 2 外国籍市民が市の窓口を利用する場合等に、市に登録されている「市民通訳ボランティア」を紹介します。市内の国際交流に関する情報提供をしています。

▷ 都市交流事業等奨励金

問 文化課 ☎61-3872

市内の団体が企画実施する国内および海外姉妹都市などへの訪問事業、鎌倉市内で実施する国際交流事業などに対し、予算の範囲内で奨励金を交付します。

1 交付額

5万円(宿泊を伴う参加者10人以上の海外の都市への訪問および参加者31人以上の国内の都市への訪問)または3万円(参加者10人以上30人以下の宿泊を伴う国内の都市への訪問、10人以上での日帰りの国内の都市への訪問および市内で実施する国際交流事業など)を上限とする。

2 申し込み

事業実施予定の3カ月前から2週間前までに、所定の申請書に事業計画書、予算書、参加者名簿などを添えて提出。詳しくは、お問い合わせください。

▷ 勤労者の福祉

問 勤労者福祉担当 ☎61-3853

▶ 勤労者の福利厚生制度

中小企業や個人商店で働く従業員などへ福利厚生サービスを提供します。少ない負担で各種祝金や見舞金などの給付金、宿泊補助金、人間ドック補助金などを受け取ることが可能なほか、観劇やレジャー施設などを割引利用することが可能です。

市が負担金を交付している湘南勤労者福祉サービスセンターが運営しています。

▶ 中小企業退職金共済掛金補助制度

独力で退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度です。鎌倉市では、中小企業の事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構または鎌倉商工会議所の退職金共済制度に加入した場合に、掛金の一部(従業員1人当たり月額400円)を3年間補助しています。

▶ 勤労者生活資金融資制度

勤労者の生活の安定と向上に役立つよう、市が金融機関と提携し低利で融資をします。

対象者	市内に居住または勤務する勤労者の人(原則として、同一勤務先に1年以上勤務、前年度税込年収150万円以上の人)
資金の使途	家の増改築、冠婚葬祭、医療、教育、耐久消費財の購入、技能取得、育児・介護休業対策、応急生活対策(資金遅欠けによるものに限る) ※R6.4.1時点
貸付限度額	300万円 貸付利率:0.8%～2.0% (使途により変動あり) なお、別途保証料(年0.7%～1.2%)がかかります。
問い合わせ	中央労働金庫大船支店 ☎46-6291

▶ 各種相談

働く人のメンタルヘルス相談、労働相談を行っています。「市民相談」一覧(88ページ)を参照してください。



防犯・交通安全

▷ 防犯活動の取り組み

問 地域のつながり課 安全安心担当

各自治会・町内会、PTAなどで自主的に防犯活動に取り組んでおり、犯罪減少の効果をあげています。

効果的な防犯活動のために

より効果的な防犯活動となるよう、身近な犯罪発生状況など、必要な情報をホームページなどで提供しています。

- 町名別犯罪発生状況
安全安心まちづくり推進ニュース(3カ月ごとに発行・市役所、支所などで配架)
- 不審者情報(メール配信および発生付近の掲示板に掲示など)
- 注意喚起情報(メール配信・防災行政用無線放送)

▷ 防災・安全情報メール配信サービス

防犯情報などを配信しています。詳細は14ページを参照してください。

振り込み詐欺を防ぐには

- 家族で連絡方法、対処法を決めておく
- 迷惑電話防止機能・留守番電話機能を活用する
- 家族や警察に相談する
- 事実確認がとれるまで振り込まない

▷ 自主防犯活動をバックアップ

市では団体への腕章・ベスト・青色誘導灯・帽子・車両用青色回転灯の貸し出しと、防犯アドバイザー(元警察官)による防犯教室、防犯訓練などを開催しています。



(写真右上)
愛犬の散歩時に着用。申し込みは2世帯以上で。散歩は団体でなくても可
(写真右下)
夜間パトロールを実施する団体に貸し出し

▷ 防犯アドバイザー

市民の皆さんの身近な相談窓口として、また、地域の防犯活動を支援・協力するため、警察などと連携しながら次のようなさまざまな活動を行っています。

- 防犯教室
振り込み詐欺等防止教室
誘拐連れ去り防止教室
防犯講話
- 防犯訓練
(不審者侵入対策訓練)
- 防犯パトロールなど



など

防犯教室の様子。自治会・町内会、学校・PTAなどで防犯教室のほか犯罪発生状況、防犯対策、振り込み詐欺防止などをテーマに話をします。防犯アドバイザーの派遣申し込みや問い合わせは地域のつながり課へ

▷ 地域巡回パトロールを実施



市の防犯アドバイザーが、子ども関連施設を含む市内の各地域を青色回転灯を装備した車(写真左)で巡回し、防犯パトロールを行っています。

ひったくりを防ぐには

- カバンは車道側に持たない
- 金融機関の帰りは要注意
- 自転車の前かごに防犯ネット
- 携帯電話・音楽プレーヤーを使用しながら歩かない

▷ 警備員を配置

問 学校施設課 ☎61-3753

市内の全市立小学校に警備員を配置しています。

▷ 就職支援

問 勤労者福祉担当 ☎61-3853

就職支援に関する相談や女性・高齢者の就職支援をしています。

キャリアコンサルタントとの就職支援相談は「市民相談」一覧(88ページ)をご参照ください。

▷ 中小企業融資制度

問 商工課 商工担当

市内の中小企業者・中小企業団体、市内で創業する計画のある人などに、事業を行うために必要な運転資金・設備資金について、低利で融資をする制度です。申込資格には、市税の滞納がないこと、神奈川県信用保証協会の保証対象業種であることなどの条件があり、相談と申込手続きは、横浜銀行、スルガ銀行、東日本銀行、湘南信用金庫の市内各支店の窓口で行います。また、融資に当たり、金融機関および神奈川県信用保証協会の審査があります。

▷ 経営アドバイザー派遣事業補助制度

問 商工課 商工担当

公益財団法人神奈川産業振興センターが実施する経営アドバイザー派遣事業を利用する際の費用の一部を助成する制度です。

経営革新、販路拡大、新規事業を検討している中小企業者や新たに事業を始めようとしている人は、お気軽にご利用ください(補助率1/2以内)。

そのほか、毎月1回市役所で経営相談を行っています。「市民相談」一覧(88ページ)をご参照ください。

▷ 企業・求人情報発信サイト「鎌倉worker's station」

問 商工課

インターネットを利用し、事業者自ら事業や製品・サービス・求人など魅力ある企業情報を画像などを使って発信し、アピールすることができる、市の公式サイトです。

自社ホームページがなくても、市に申し込むことで、無料で登録・更新ができます(通信料等は除く)。

企業間でのビジネスマッチング、求人情報発信などにぜひご利用ください。

URL: <https://kamakura-kigyoo.com/>





主な公共施設・文化施設

▷ 図書館

登録と図書館カード

図書館はどなたでも利用できますが、本やCDなどの貸し出しには図書館カードが必要です。図書館カードを作ることができるのは、市内在住・在勤・在学の人です。

手続きに必要なものは①運転免許証や健康保険証、学生証など住所と氏名が分かるもの、②在勤・在学の方は、在勤・在学先が分かるものです。

貸し出し期間など

1人につき、本や雑誌などの書籍は10冊、CDやビデオなどは3点、それぞれ2週間貸し出します。また、図書館にある書籍やCDなどは、図書館の検索機や図書館のホームページ(<https://lib.city.kamakura.kanagawa.jp>)から予約ができます。

返却方法

図書館の窓口、ブックポストのいずれかに返してください。ブックポストは図書館の建物の入口、鎌倉駅(東口)・大船駅(東口・西口)にあり、鎌倉市図書館の書籍・雑誌のみ返却できます。

レファレンス

調べものをするときに必要な資料や情報を見つけるお手伝いをします。

おはなし会など

幼児から小学生対象の「おはなし会」や0~3歳児とその保護者対象の「あかちゃんとしむおはなしかい」、「おひぎにだっこのおはなしかい」などがあります。

図書館の概要

詳細は、図書館ホームページを参照してください。

施設名	場所	主な施設	閉館時間	休館日
中央図書館 ☎25-2611	御成町20-35	1階…一般(文学)図書・児童図書・外国語図書コーナー、AV(CD・DVDなど)コーナー、雑誌コーナー、大活字コーナー、ヤングアダルトコーナー 2階…一般(文学以外)図書コーナー、郷土・参考資料コーナー、新聞コーナー、インターネットコーナー	火・水・土・日・祝 9:30~18:00 平日の木・金のみ 9:30~19:00	●毎週月曜日 (祝日の月曜日は開館し、翌平日を休館)
腰越図書館 ☎33-0711	腰越行政センター3階	一般図書・児童図書コーナー、新聞・雑誌コーナー、参考・郷土資料コーナー、AV(CD・DVDなど)コーナー、インターネットコーナー	火・水・土・日・祝 8:45~17:15 平日の木・金のみ 8:45~19:00	●年末年始(12月29日~1月3日) ●特別整理期間
深沢図書館 ☎48-0022	深沢行政センター2階			
大船図書館 ☎45-7710	大船行政センター2階			
玉縄図書館 ☎44-2218	玉縄行政センター2階			

※インターネットコーナーのパソコンでは、メール・掲示板への書き込みや、プリントアウト、ダウンロードなどのデータの取り込み、ゲーム、文書・表作成はできません

▷ 青少年会館

青少年会館は、青少年の健全な育成を図るための施設です。青少年の活動と交流の場として利用でき、青少年を対象とした教室や講座を開いています。

また、地域のコミュニティーや生涯学習の場として、活用できます。

- 使用料** 有料(青少年、青少年育成団体等には減免制度有)
- 開館時間** 9:00~21:30(日曜日・祝日は17:00まで)
- 休館日** 各月最終月曜日(12月は28日)、年末年始
- 使用方法** 登録が必要。詳細は市ホームページを参照してください。

1 鎌倉青少年会館 ☎23-7530

主な設備 研修室大(70人)・研修室小(40人)・調理実習室(25人)・屋外炊事場(無料)があり、ロビーは随時利用できます

交通 バス停「杉本観音」下車徒歩1分

2 玉縄青少年会館 ☎44-0480

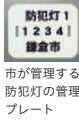
主な設備 集会室(180人)・会議室A(40人)・和室(30人)・音楽室(24人)・美術室(20人)・学習コーナー(7人)があります。

交通 大船駅西口から徒歩10分

▷ 防犯灯

問 地域のつながり課 安全安心担当

市内には、市が管理する防犯灯と自治会・町内会などが管理する防犯灯があります。市が管理する防犯灯には、防犯灯が設置されている柱にプレートが付いています。市が管理する防犯灯で、不点灯や破損を発見された場合は、市の防犯灯コールセンターまでご連絡ください。



なお、自治会・町内会などが管理する防犯灯の修理などについては、直接、自治会・町内会などにご相談ください。また、防犯灯の新設は自治会・町内会などにご相談ください。

鎌倉市防犯灯コールセンター ☎0120-933-790

▷ 駐輪場(自転車等駐車場)

問 都市計画課 交通安全担当

下表の有料の駐輪場を利用する人は、それぞれの施設へお申し込みください。また、湘南モノレール富士見町駅、湘南町屋駅、湘南深沢駅、西鎌倉駅、片瀬山駅、江ノ電七里ヶ浜駅付近、稲村ヶ崎駅、極楽寺駅には、無料駐輪場があります。こちらは、お申し込みがなくても、空きがあれば利用できます。

鎌倉駅	東口	小町サイクルパーク	☎24-9459	
		シーンサイクルパーキング	☎22-0345	
	西口	鎌倉駅西口第1	☎24-9457	
		鎌倉駅西口第2	☎24-9544	
		鎌倉駅西口暫定(一時利用のみ)	連絡先なし(無人)	
大船駅	東口	大船東口	☎44-4918	
		湘南パーキング	☎47-0360	
		大船駅東口暫定第1		
		大船駅東口暫定第2	☎42-8266	
			大船駅東口暫定第3	
			大船駅東口暫定第4	連絡先なし(無人)
	西口	大船サイクルパーク	☎46-7093	
		大船駅西口交通広場	☎45-6300	
大船駅西口				
大船駅西口仮設第1		☎46-2577		
北鎌倉駅		北鎌倉サイクルパーク	☎24-9667	

▷ 自転車等放置禁止区域

問 都市計画課 交通安全担当

JR鎌倉駅・北鎌倉駅・大船駅周辺に放置禁止区域の指定をしています。この区域内で自転車や原動機付自転車が放置された場合は保管場所へ移動します。また、区域外でも、道路上などの公共の場所に放置された自転車や原動機付自転車は、保管場所へ移動します。

▷ 自転車等保管場所

鎌倉市大船自転車等保管場所 ☎46-6665

移動した自転車や原動機付自転車は保管場所で3カ月間保管します。

返還日時

月~金曜日の12:00~20:00
土~日曜日の13:00~17:00(祝・休日と12月29日~1月3日は除く)

- 持ち物
- 自転車・原動機付自転車のかぎ
 - 運転免許証など住所・氏名を確認できるもの
 - 返還料(現金のみ、自転車=2,000円、原動機付自転車=4,000円)

▷ 交通安全教室など

問 都市計画課 交通安全担当

警察や鎌倉市交通安全対策協議会などの交通安全団体と連携し、園児から高齢者まで、各年代に応じた内容で各種交通安全教室を実施します。

▷ 運転免許証の更新など

問 鎌倉警察署 ☎23-0110
大船警察署 ☎46-0110

手続きに必要なものなど、神奈川県警察のホームページをご覧になるか、警察署にお問い合わせください。

▷ スポーツ施設

問 スポーツ課(鎌倉武道館内) ☎43-3419

鎌倉体育館をはじめ、大船体育館、鎌倉武道館、見田記念体育館、笹田公園庭球場・野球場など、皆さんがスポーツをするときに利用できるスポーツ施設があります。スポーツ課ではスポーツ、レクリエーションなどのイベントを開催しています。

▶ 個人登録・団体登録

問 鎌倉体育館 ☎24-3553 大船体育館 ☎47-1862 笹田公園管理事務所 ☎32-0559
鎌倉武道館 ☎46-8010 見田記念体育館 ☎24-1415

鎌倉体育館・大船体育館・鎌倉武道館(9:00~21:00)。見田記念体育館(9:00~17:00)。
登録要件は、個人の場合は15歳以上(中学生を除く)で市内在住・在勤・在学の人。団体の場合は10人以上でその半数以上が市内在住・在勤・在学の人で、代表者が20歳以上。
登録申請は、各施設の窓口で受け付けます。登録申請の際、本人確認ができるもの(団体の場合は代表者の人のもの)が必要です。
※笹田公園管理事務所では笹田公園と西御門テニスコートをご利用の人のみ受け付け(受付時間は8:00~17:15)
予約および空き状況の確認は公共施設利用予約システムで行えます(原則24時間。ただし、利用日の属する月の2カ月前の10日および抽選申し込みの開始日に抽選申し込みを行う場合は、5:00~24:00)。

▷ スポーツ施設

施設名	主な施設	利用方法など	開館・開場時間	休みの日
鎌倉体育館	【1階】 卓球室、 トレーニング室、 格技室	●団体利用(団体登録が必要) 予約制(抽選申し込みは利用日の3カ月前の15日~25日、抽選日は2カ月前の1日、抽選確定期間は2カ月前の2日~8日、随時申し込みは2カ月前の10日から利用日の7日前まで) ●個人利用 個人開放日(毎月第1と第3土・日曜日17:00まで)、 団体利用がないとき(電話で確認を☎24-3553)用具と運動靴は必ずお持ちください。	9:00~11:00 11:00~13:00 13:00~15:00 15:00~17:00 17:00~19:00 19:00~21:00 21:00~22:30※ ※21:00~は個人利用のみ	
	【2階】 競技場 (バレーボールなど)			
鎌倉武道館	剣道場、弓道場、柔道場、多目的室(ダンス・卓球など)	●団体利用 鎌倉体育館と同じ ●個人利用 団体利用がないとき(電話で確認を☎46-8010)	9:00~11:00 11:00~13:00 13:00~15:00 15:00~17:00 17:00~19:00 19:00~21:00	毎月最終月曜日(ただし12月は28日)と12月29日~1月3日
大船体育館	【1階】 競技場 (バレーボールなど)	●団体利用 鎌倉体育館と同じ ●個人利用 個人開放日(毎月第2と第4土・日曜日17:00まで)、 団体利用がないとき(電話で確認を☎47-1862)	13:00~15:00 15:00~17:00 17:00~19:00 19:00~21:00	
	【2階】 格技室			
見田記念体育館	体育室 多目的室 (体操・ダンスなど)	●団体利用 鎌倉体育館と同じ ●個人利用 団体利用がないとき(電話で確認を☎24-1415)	9:00~11:00 11:00~13:00 13:00~15:00 15:00~17:00	
笹田公園庭球場	テニスコート4面	●個人利用(個人登録が必要) 予約制(抽選申し込みは利用日の3カ月前の15日~25日、抽選日は2カ月前の1日、抽選確定期間は2カ月前の2日~8日、随時申し込みは2カ月前の10日から利用日の前日まで)☎32-0559	3月~5月と9月・10月は 9:00~17:00、 6月~8月は 8:00~18:00、 11月~2月は 10:00~16:00 ※野球場は4月~10月の 早朝(6:00~8:00)も 利用可	月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日、翌日が祝日の場合はその翌日)と12月29日~1月3日
笹田公園野球場	野球場1面(軟式野球・ソフトボール)	●団体利用(団体登録が必要) 予約制(抽選申し込みは利用日の3カ月前の15日~25日、抽選日は2カ月前の1日、抽選確定期間は2カ月前の2日~8日、随時申し込みは2カ月前の10日から利用日の前日まで)☎32-0559		
鎌倉海浜公園水泳プール	50mプール、25mプール、幼児用プール、児童用プール	50mプール、児童プールは利用できません。 スポーツ課 ☎43-3419 プール ☎22-2909(開場中のみ)	7月1日~9月7日 9:00~17:00 (入場は16:30まで)	学校の授業実施などにより7月1日~7月20日まで臨時休場の場合あり
西御門テニスコート	テニスコート6面	●個人利用(個人登録が必要) 予約制(抽選申し込みは利用日の3カ月前の15日~25日、抽選日は2カ月前の1日、抽選確定期間は2カ月前の2日~8日、随時申し込みは2カ月前の10日から利用日の前日まで)☎22-8583	4月~11月は9:00~15:00、12月・3月は11:00~15:00 ※4月~10月の土・日・祝日は9:00~17:00	月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日、翌日が祝日の場合はその翌日)と8月1日~8月31日、12月29日~2月末日

主な公共施設・文化施設

スポーツ施設

施設名	主な施設	利用方法など	開館・開場時間	休みの日
山崎浄化センター スポーツ等広場	広場1面(少年野球、ソフトボール、サッカー、ラグビーなど)	●団体利用(団体登録が必要) 鎌倉体育館と同じ ●個人利用 団体利用がないとき (電話で確認を☎43-3419 スポーツ課)	9:00~16:00	12月26日~1月6日
こもれび山崎温水プール	25mプール、サブプール、幼児プール、ジャグジー、トレーニングルーム	☎46-0505	9:00~22:00、日曜日・祝日は9:00~18:00	火曜日と12月29日~1月3日

▷ 学校体育館・校庭などの開放

問 スポーツ課(鎌倉武道館内) ☎43-3419

市内の小・中学校の校庭や体育館を、学校の休校日および夜間のうち、学校が使用しないときに開放しています。校庭の夜間利用は深沢中学校、関谷小学校のみです。
1 学校の校庭・体育館を利用するためには、あらかじめ団体登録が必要です。詳しくはスポーツ課にお問い合わせください。
2 夏休みには小・中学校のプールを一般開放しています。詳しくは「広報かまくら」でお知らせします。

▷ 旧華頂宮邸の庭園一般公開

問 都市景観課 ☎61-3477

入料 無料。※施設維持のための募金にご協力をお願いします。
開園時間 4月~9月...10:00~16:00
10月~3月...10:00~15:00
休園日 月・火曜日(休日の場合は公開し、次の平日を休園)、年末年始
交通 バス停「浄明寺」下車徒歩6分(駐車場はありません)

▷ 公園

問 みどり公園課 ☎61-3492



▷ 主な公園

公園名	最寄の駅・バス停
鎌倉海浜公園	由比ガ浜地区 江ノ島電鉄「和田塚駅」下車徒歩5分
	福村カ崎地区 江ノ島電鉄「福村ヶ崎駅」下車徒歩5分
	坂ノ下地区 江ノ島電鉄「長谷駅」下車徒歩13分
鎌倉中央公園	湘南モノレール「湘南町屋駅」下車徒歩約12分 バス停「山の上ロータリー」下車徒歩3分 バス停「鎌倉中央公園」下車徒歩0分
	散在ガ池森林公園 バス停「今泉不動」下車徒歩2分
源氏山公園	JR「鎌倉駅」下車徒歩20分
笹田公園	バス停「笹田」下車徒歩5分
六国見山森林公園	バス停「高野台」下車徒歩5分
夫婦池公園	バス停「若松」「見晴」下車徒歩5分
鎌倉広町緑地(御所谷入口)	湘南モノレール「西鎌倉駅」下車徒歩約10分
岩瀬下関防災公園	バス停「下関」下車徒歩1分
笹田一丁目公園	バス停「八反目」下車徒歩2分
街区公園	23カ所
児童遊園・青少年広場など	27カ所
山崎・台峯緑地	南管理事務所 バス停「日当入口」下車徒歩5分 北管理事務所 JR「北鎌倉駅」下車徒歩20分

● 問い合わせ

笹田公園:三菱電機ライフサービス株湘南支社 ☎32-0559
鎌倉広町緑地:特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会(鎌倉広町パートナーズ代表) ☎32-5112
その他の公園、児童遊園・青少年広場など:
(公財)鎌倉市公園協会 ☎45-2750

▷ 日比谷花壇大船フラワーセンター

問 ☎46-2188

主な施設 ぼたん園、しゃくやく園、ばら園、はなしょうぶ園、展示場、グリーンハウス、カフェなどがあります
入料 学生を除く20歳以上400円、学生と20歳未満200円、65歳以上と高校生は150円、中学生以下と身体障害者手帳等の交付を受けている人は無料(証明できるものを持参)
開園時間 3月~10月...9:00~17:00
11月~2月...9:00~16:00
休園日 第二・第四月曜日(月曜日が祝日および振替休日の場合は開園)、年末年始(12月29日~1月3日)
交通 大船駅西口から徒歩16分

主な公共施設・文化施設

スポーツ施設 学校体育館・校庭などの開放

▷ 主な施設の所在地と電話番号

市役所・支所

鎌倉市役所	御成町18-10	☎23-3000 FAX 23-8700
腰越支所	腰越864	☎33-0710
深沢支所	常盤111-3	☎48-0021
大船支所	大船2-1-26	☎45-7711
玉縄支所	岡本2-16-3	☎44-2217
市民サービスコーナー	大船1-4-1 (大船ルミネ ウィング6階)	☎48-3030

文化・体育施設

鎌倉生涯学習センター (きらら鎌倉)	小町1-10-5	☎25-2030
腰越学習センター (きらら腰越)	腰越864	☎33-0712
深沢学習センター (きらら深沢)	常盤111-3	☎48-0023
大船学習センター (きらら大船)	大船2-1-26	☎45-7712
玉縄学習センター (きらら玉縄)	岡本2-16-3	☎44-2219
玉縄学習センター分室 (きらら玉縄分室)	台1-2-25	☎44-2219 (きらら玉縄)
中央図書館	御成町20-35	☎25-2611
腰越図書館	腰越864	☎33-0711
深沢図書館	常盤111-3	☎48-0022
大船図書館	大船2-1-26	☎45-7710
玉縄図書館	岡本2-16-3	☎44-2218
鎌倉国宝館	雪ノ下2-1-1	☎22-0753
鎌倉歴史文化交流館	扇ガ谷1-5-1	☎73-8501
鎌倉文学館 (R8年度まで休館)	長谷1-5-3	☎23-3911
鎌倉芸術館	大船6-1-2	☎48-5500
川喜多映画記念館	雪ノ下2-2-12	☎23-2500
鎌木清方記念美術館	雪ノ下1-5-25	☎23-6405
吉屋信子記念館	長谷1-3-6	☎61-3912 (生涯学習課)
鎌倉武道館	山崎616-6	☎46-8010
鎌倉体育館	由比ガ浜2-9-9	☎24-3553
大船体育館	台3-2-5	☎47-1862
見田記念体育館	由比ガ浜2-13-21	☎24-1415
鎌倉海浜公園水泳プール	坂ノ下34-5	☎22-2909 (開場期間中)
こもれび山崎温水プール	山崎1330-39	☎46-0505
苗田公園管理事務所	苗田3-30-1	☎32-0559
西御門テニスコート	西御門1-11-5	☎22-8583
鎌倉中央公園管理事務所	山崎1667	☎45-2750
鎌倉海浜公園管理事務所	由比ガ浜4-7-1	☎22-7272
散在ガ池森林公園 管理事務所	今泉台7-930-1	☎47-1176
夫婦池公園パークセンター	鎌倉山2-2-2	☎38-1183
鎌倉広町緑地管理事務所	津1133	☎32-5112
鎌倉青少年会館	二階堂912-1	☎23-7530

玉縄青少年会館	玉縄1-2-1	☎44-0480
県立近代美術館 鎌倉別館	雪ノ下2-8-1	☎22-5000
日比谷花壇 大船フラワーセンター	岡本1018	☎46-2188
山崎・ 台峯緑地	南管理事務所 北管理事務所	☎38-6065 ☎55-5517

衛生施設

名越クリーンセンター	大町5-11-16	☎24-1096
今泉クリーンセンター	今泉4-1-1	☎44-5344
深沢クリーンセンター	苗田3-24-1	☎32-4384
苗田リサイクルセンター	苗田1-11-34	☎32-9090
山崎浄化センター	山崎354-2	☎46-8001
七里ガ浜浄化センター	七里ガ浜東5-3-1	☎46-8001 (山崎浄化センター)

福祉・保健施設

名越やすらぎセンター	材木座2-15-3	☎25-1188
教養センター	苗田2-17-1	☎32-1221
玉縄ここやかセンター	玉縄5-9-1	☎47-1338
今泉さわやかセンター	今泉3-21-23	☎45-4611
腰越なごやかセンター	津西1-7-7	☎31-0800
鎌倉市シルバー 人材センター	岩瀬549	☎50-0181
児童発達支援センター あおぞら園	苗田2-38-20	☎32-0739
障害児通所支援施設	由比ガ浜3-11-48 由比ガ浜こども センター内	☎61-6615
鎌倉子育て支援センター	由比ガ浜3-11-48 由比ガ浜こども センター1階	☎23-0606
深沢子育て支援センター	梶原2-33-2 深沢こども センター3階	☎48-0550
大船子育て支援センター	大船2135 小坂子ども会館 1階	☎47-3377
玉縄子育て支援センター	岡本2-21-19 玉縄こども センター1階	☎45-5077
鎌倉市ファミリー サポートセンター	玉縄1-2-1 玉縄青少年会館 1階	☎43-5401
鎌倉市高齢者生活支援 サポートセンター	台2-8-1 台在宅福祉サービ スセンター内	☎48-1130
鎌倉市社会福祉協議会	御成町20-21 鎌倉市福祉 センター内	☎23-1075
鎌倉市障害者二千人 雇用センター	御成町20-21 鎌倉市福祉 センター1階	☎53-9203
発達支援室	御成町20-21 鎌倉市福祉 センター内	☎23-5130
教育センター相談室	御成町18-10 市役所第4分庁舎 2階	☎24-3386

●地域包括支援センター

鎌倉市社会福祉協議会	御成町20-21	☎61-2600
鎌倉きしろ	材木座1-8-6 ヴィラ・エスポ アール103	☎40-4434
鎌倉静養館	由比ガ浜4-4-30	☎23-9110
聖テレジア	腰越1-2-1	☎38-1581
聖テレジア第2	津602-184	☎38-6612
みどりの園鎌倉	常盤165-8	☎62-0666
湘南鎌倉	山崎1202-1	☎41-4013
きしろ	大船1273-1	☎42-7503
ふれあいの泉	今泉2-4-10	☎43-5977
さざりんどや鎌倉	城廻270-2	☎42-3702

●医療関係施設

県鎌倉保健福祉事務所	由比ガ浜2-16-13	☎24-3900
休日夜間急患診療所	材木座3-5-8 (旧材木座保育園)	☎22-7888
鎌倉市口腔保健センター	台2-8-1 台在宅福祉 サービスセンター1階	☎47-8119

●保育園・幼稚園・認定こども園 など

●保育園

由比ガ浜保育園	由比ガ浜3-11-48	☎61-0880
腰越保育園(注1)	腰越1535-1	☎31-1808
深沢保育園	梶原2-33-2	☎48-0200
大船保育園	大船2-10-24	☎44-6291
岡本保育園	岡本2-21-19	☎45-2212
富士妻保育園	材木座6-8-20	☎22-3465
聖アンナの園	大船4-1-19	☎43-2208
岩瀬保育園	岩瀬1526	☎46-2629
明照フラワ ーガーデン保育園	岡本1022-31	☎43-5960
オランジェ	岩瀬1304	☎44-5821
清心保育園	大船6-5-53	☎44-7855
こぼとナースリー	岩瀬776-2	☎46-6930
大船ひまわり保育園	台1-2-25	☎44-6335
大船ひまわり保育園分園	台1-2-22	☎44-6335
たんぼぼ共同保育園	手広2-18-27	☎38-1688
梶原の森たんぼぼ保育園	梶原4-2-10	☎39-6600
山崎保育園	山崎1148	☎45-6440
ピヨピヨ保育園	常盤666	☎84-8671
寺分保育園	寺分418-10	☎45-1360
プレッぽおおぞら保育園	大船4-21-1	☎46-1071
保育園みつばち	台2-6-7	☎46-2221
うちゅう保育園かまくら	扇ガ谷1-1-31	☎40-4670
キディ腰越保育園(注2)	腰越5-11-7	☎080-1203- 9350
保育所のぞみ	小町2-11-4	☎81-4560
鎌倉おなり保育園	御成町2-5	☎23-5430
佐助保育園	佐助1-13-6	☎40-4040
まんまる保育園	手広5-5-5	☎33-5840
鎌倉浄明寺雲母保育園	浄明寺5-5-7	☎22-5188
北鎌倉保育園 さとの森	山ノ内388	☎22-5537
グローバルキッズ大船園	岩瀬1-2-1	☎38-6601

(注1)腰越保育園は、令和6年3月末日をもって閉園となります。
(注2)キディ腰越保育園は、令和6年4月1日に開所を予定しています。

●小規模保育施設

保育室ハビネス	小袋谷2-1-5	☎48-1150
てつなぐ腰越保育室	腰越5-2-1	☎81-3357
きみのまま保育園	津西1-5-15	☎39-5950
キンダークリッペ西鎌倉	西鎌倉2-17-1	☎32-6754

●事業所内保育施設

サザkids	城廻270-2	☎42-3701
--------	---------	----------

●病児・病後児保育施設

naste(ネステ)大船	大船1-27-28 STKビル5階	☎73-8841
かまくらファミリー クリニック 病児保育室トコトコ	由比ガ浜2-6-20-202	☎38-9009

●幼稚園

かまくら幼稚園	浄明寺6-19-1	☎25-2391
鶴岡幼稚園	雪ノ下2-1-31	☎22-2975
比企谷幼稚園	大町1-13-10	☎22-1687
鎌倉いずみ幼稚園	材木座3-3-7	☎23-2055
ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜2-2-33	☎23-3207
長谷幼稚園	長谷3-8-38	☎24-2310
聖路加幼稚園	稲村ガ崎4-2-5	☎22-3673
江ノ島ともだち幼稚園	腰越3-18-9	☎31-6905
モンタナ幼稚園	津550	☎32-5741
西鎌倉幼稚園	西鎌倉2-17-1	☎32-6754
片岡幼稚園	山ノ内1-11-32	☎31-5875
北鎌倉幼稚園	山ノ内483	☎22-3575
大船カトリック幼稚園	大船2-1-34	☎46-7395
ひがし幼稚園	大船6-10-10	☎45-1402
鎌倉女子大学幼稚部	岩瀬1420	☎44-2134
玉縄幼稚園	植木129	☎46-7673
鎌倉しらやま幼稚園	城廻479	☎45-2467

●認定こども園

アワーキッズ鎌倉	寺分1-13-5	☎45-1886
アワーキッズ鎌倉分園	寺分1-15-4	☎46-2610
アワーキッズ大船	大船2-16-49	☎84-9511
鎌倉みどりこども園	植木210-1	☎67-5274
おおぞら幼稚園	大船5-10-35	☎46-2932
七里ガ浜楓幼稚園	七里ガ浜東3-13-12	☎31-2626

●家庭的保育施設

育ちあいの家おなり	御成町6-15	☎67-6139
-----------	---------	----------

小・中学校、高等学校、大学

●公立

第一小学校	由比ガ浜2-9-55	☎25-1200
第二小学校	二階堂878	☎25-1202
御成小学校	御成町19-1	☎25-1204
稲村ケ輪小学校	極楽寺3-2-3	☎24-8338
七里ガ浜小学校	七里ガ浜東5-3-2	☎32-4102
腰越小学校	腰越5-7-1	☎31-7600
西鎌倉小学校	津1069	☎32-4100
深沢小学校	梶原1-11-1	☎44-1226
富士塚小学校	上町屋810	☎45-1621
山崎小学校	山崎2500	☎44-1232
小坂小学校	小袋谷587	☎44-1228
玉縄小学校	玉縄1-860	☎44-1230
植木小学校	植木1	☎44-1686
関谷小学校	関谷468-1	☎44-5436
大船小学校	大船2-8-1	☎44-1224
今泉小学校	今泉2-13-1	☎44-1234
横浜国立大学教育学部 附属鎌倉小学校	雪ノ下3-5-10	☎22-0647
第一中学校	材木座6-19-19	☎25-1300
第二中学校	西御門1-7-1	☎25-1302
御成中学校	笹目町2-1	☎25-1304
腰越中学校	腰越4-11-20	☎31-1500
深沢中学校	梶原1-14-1	☎44-1222
手広中学校	手広5-7-1	☎32-0801
大船中学校	大船4-1-25	☎44-1220
玉縄中学校	岡本1100	☎45-6197
岩瀬中学校	岩瀬840	☎47-5131
横浜国立大学教育学部 附属鎌倉中学校	雪ノ下3-5-10	☎22-2033
県立深沢高等学校	手広6-4-1	☎31-6600
県立鎌倉高等学校	七里ガ浜2-21-1	☎32-4851
県立七里ガ浜高等学校	七里ガ浜東2-3-1	☎32-5457
県立大船高等学校	高野8-1	☎47-1811
県立鎌倉支援学校	関谷566	☎45-1482

●私立

清泉小学校	雪ノ下3-11-45	☎25-1100
鎌倉女子大学初等部	岩瀬1420	☎44-2112
鎌倉女学院中学校	由比ガ浜2-10-4	☎25-2100
鎌倉学園中学校	山ノ内110	☎22-0994
北鎌倉女子学園中学校	山ノ内913	☎22-6900
鎌倉女子大学中等部	岩瀬1420	☎44-2113
清泉女学院中学校	城廻200	☎46-3171
栄光学園中学校	玉縄4-1-1	☎46-7711
鎌倉女学院高等学校	由比ガ浜2-10-4	☎25-2100
鎌倉学園高等学校	山ノ内110	☎22-0994
北鎌倉女子学園高等学校	山ノ内913	☎22-6900
鎌倉女子大学高等部	岩瀬1420	☎44-2113
清泉女学院高等学校	城廻200	☎46-3171
栄光学園高等学校	玉縄4-1-1	☎46-7711
鎌倉女子大学短期大学部	大船6-1-3	☎44-2111
鎌倉女子大学	大船6-1-3	☎44-2111

子ども会館・子どもの家(学童)

子どもひろばにかいどう	二階堂912-1	☎23-7532
にかいどう子どもの家		
子どもひろばだいいち	由比ガ浜2-9-13	☎25-1481
だいいち子どもの家		
子どもひろばおなり	御成町18-35	☎24-1822
おなり子どもの家		
子どもひろばいなむらがさき	極楽寺3-2-3	☎24-8354
いなむらがさき子どもの家		
子どもひろばしちりがはま	七里ガ浜東5-3-3	☎33-2233
しちりがはま子どもの家		
子どもひろばこしごえ	腰越5-2-10	☎31-0179
こしごえ子どもの家		
子どもひろばにしかまくら	津1069	☎31-3010
にしかまくら子どもの家		
子どもひろばふかさわ	梶原1-11-1	☎47-1418
ふかさわ子どもの家		
子どもひろばふじつか	寺分418-10	☎46-5357
ふじつか子どもの家		
子どもひろばやまさき	山崎2456-1	☎43-0454
やまさき子どもの家		
子どもひろばおおふな	大船2-10-3	☎44-1490
おおふな子どもの家		
子どもひろばおさか	大船2135	☎44-6070
おさか子どもの家		
子どもひろばいまいずみ	今泉2-13-1	☎43-5270
いまいずみ子どもの家		
子どもひろばたまなわ	玉縄1-860	☎47-1293
たまなわ子どもの家		
子どもひろばうえき	植木66-6	☎47-4011
うえき子どもの家		
子どもひろばせきや	関谷468-1	☎44-5462
せきや子どもの家		

消防署

消防本部	大船3-5-10	☎44-0119
鎌倉消防署	由比ガ浜4-1-10	☎24-0119
大船消防署	大船3-5-10	☎43-2424
腰越出張所	腰越4-9-12	☎32-4488
深沢出張所	手広1-16-12	☎32-4090
浄明寺出張所	浄明寺6-2-7	☎25-5522
七里ガ浜出張所	七里ガ浜東1-2-5	☎31-0119
玉縄出張所	玉縄2-5-2	☎44-1529
今泉出張所	今泉2-4-25	☎43-0119

警察署など

鎌倉警察署	由比ガ浜2-11-26	☎23-0110
大船警察署	大船1709-2	☎46-0110
鎌倉交通安全協会	由比ガ浜2-11-26	☎23-2923
大船交通安全協会	大船1709-2	☎45-1533

電気・ガス・水道

東京電力神奈川カスタマーセンター		☎0120-995-001
東京ガスお客様センター		☎0570-002211
県鎌倉水道営業所	御成町12-18	☎22-6200

バス・タクシー

●バス

横浜ノ電バス 鎌倉営業所	岩瀬1120-2	☎46-5191
神奈川中央交通大船駅 西口サービスセンター	岡本2-1-39	☎43-5698
京浜急行バス鎌倉営業所	由比ガ浜2-1-12	☎23-2553

●タクシー

KGグループ 共同配車センター 鎌倉江之島ハイヤー 鎌倉タクシー グリーンハイヤー 逗子葉山タクシー	常盤302(事務所)	☎31-0101 (配車) ☎31-0606 (問い合わせ)
鎌倉マイル株	苗田2-1-26	☎40-5396 (配車) ☎40-5370 (問い合わせ)
京急交通株 配車センター	小袋谷1-173-3	☎44-2214
大船中央交通株 配車センター	大船4-17-35	☎46-5115
ロイヤル交通株 配車センター	大船1184-1	☎0120-43-1245 ☎43-1245
大船自動車株 配車センター	植木23-1	☎0120-46-2047
株グリーンキャブ 配車センター	関谷709-1	☎46-6270

郵便局

鎌倉	小町1-10-3	☎0570-943-374
大船	大船2-20-23	☎0570-034-720
鎌倉浄明寺	二階堂921-2	☎24-9703
鎌倉長谷	長谷1-15-11	☎24-9700
鎌倉材木座	材木座3-17-30	☎24-9701
鎌倉小坂	山ノ内739	☎44-2223
鎌倉岡本	岡本2-12-4	☎44-2222
鎌倉雪ノ下	雪ノ下1-10-6	☎24-9705
鎌倉由比ヶ浜	由比ガ浜3-9-45	☎24-9704
腰越	腰越3-1-23	☎31-2180
深沢	常盤60-3	☎45-1906
鎌倉稲村ガ崎	稲村ガ崎1-15-18	☎24-9707
鎌倉台	台3-11-21	☎44-2224
鎌倉梶原	梶原2-34-8	☎44-2225
西鎌倉	西鎌倉1-3-4	☎31-2181
鎌倉今泉台	今泉台4-19-17	☎44-2235
鎌倉大船三	大船3-15-29	☎44-2284
鎌倉七里ガ浜	七里ガ浜東4-13-4	☎31-3451
鎌倉植木	植木580	☎45-2222
鎌倉津西	津西1-1-14	☎31-5311
鎌倉手広	苗田1-8-4	☎32-1600
大船ルミネウイング内	大船1-4-1 (大船ルミネウイング1階)	☎44-2204

NPOセンター

NPOセンター鎌倉	御成町18-10	☎60-4555
NPOセンター大船	台1-2-25	☎42-0345

その他

鎌倉市公園協会	山崎1667 (鎌倉中央公園内)	☎45-2750
鎌倉風致保存会	扇ガ谷4-29-1	☎23-6621
鎌倉市観光協会	御成町1-12 江ノ電鎌倉ビル4階	☎23-3050
鎌倉市芸術文化 振興財団	大船6-1-2 (鎌倉芸術館内)	☎30-9259
観光案内所	小町1-1-1	☎22-3350
鎌倉商工会議所	御成町17-29	☎23-2561
鎌倉税務署	佐助1-9-30	☎22-5591
鎌倉簡易裁判所	由比ガ浜2-23-22	☎22-2202
鎌倉エフエム放送	長谷1-14-10 3階	☎25-7000

市外で利用する施設

神奈川県庁	横浜市中区 日本大通1	☎045-210-1111
県藤沢土木事務所	藤沢市鶴沼石上 2-7-1	☎0466-26-2111
横須賀県税事務所	横須賀市日の出町 2-9-19	☎046-823-0210
県鎌倉三浦地域 児童相談所	横須賀市日の出町 1-4-7	☎046-828-7050
県立かながわ男女 共同参画センター (かなテラス)	藤沢市鶴沼石上 2-7-1	☎0466-27-2111
ハローワーク藤沢 (職業安定所)	藤沢市朝日町 5-12	☎0466-23-8609
藤沢労働基準監督署	藤沢市朝日町 5-12	☎0466-23-6753
藤沢年金事務所	藤沢市藤沢1018	☎0466-50-1151
横浜地方方法務局 湘南支局	藤沢市辻堂神台 2-2-3	☎0466-35-4620

(広告)

大船駅周辺、鎌倉市内の
タクシーのご利用は
ロイヤル交通株式会社

- ・快適空間
- ・迅速配車
- ・24時間配車可能

☎0120-43-1245
TEL 0467-43-1245

予約・切符も承ります

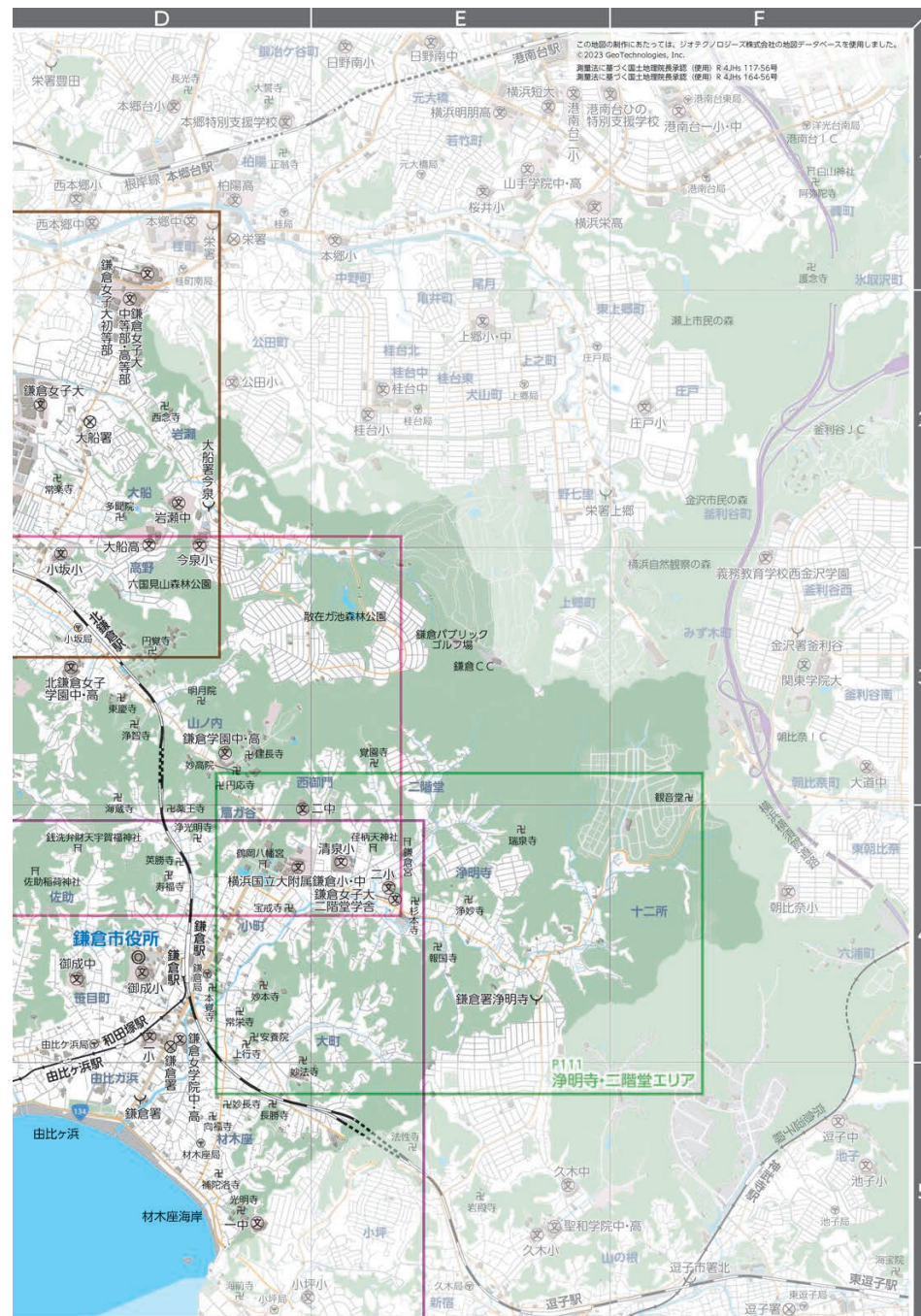


市の地図・バス路線図



市の地図・バス路線図

市内全域



市の地図・バス路線図

市内全域

鎌倉駅周辺エリア



市の地図 バス路線図
鎌倉駅周辺エリア

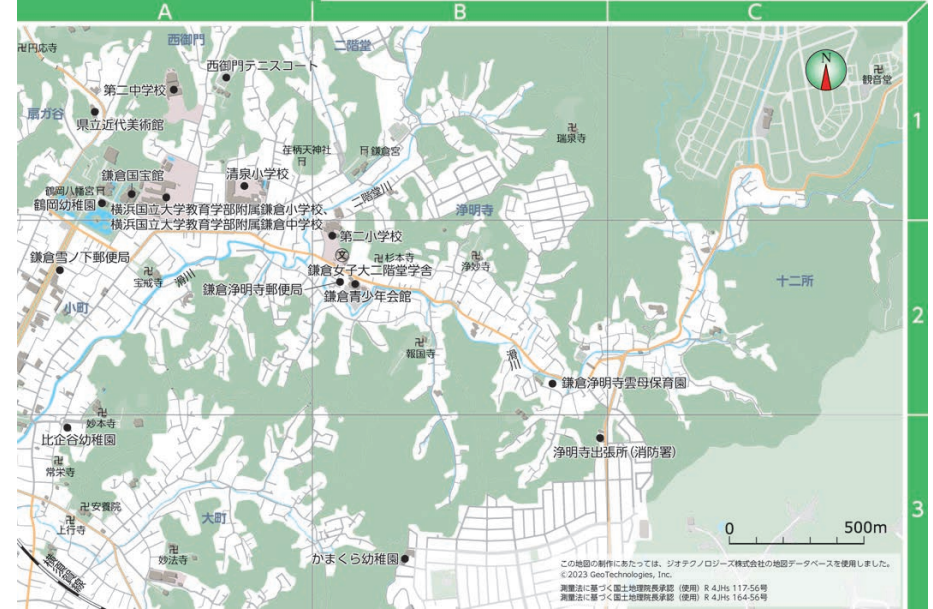


市の地図 バス路線図
鎌倉駅周辺エリア

腰越・七里ヶ浜エリア



浄明寺・二階堂エリア



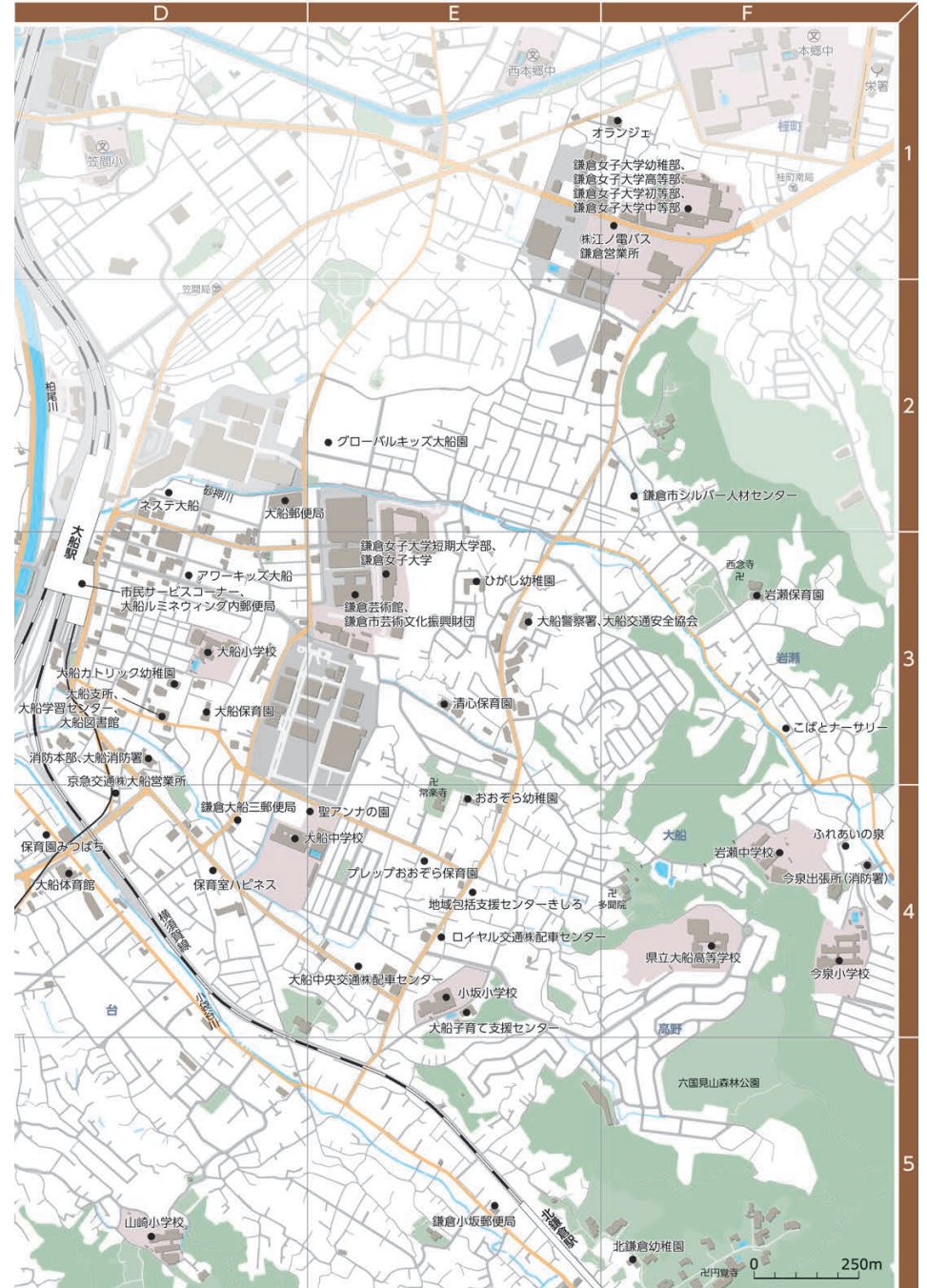
深沢エリア



北鎌倉駅周辺エリア



大船駅周辺エリア



市の地図 バス路線図

大船駅周辺エリア

市の地図 バス路線図

大船駅周辺エリア

この地図の制作にあたっては、ジオタクノロジス株式会社地図データベースを使用しました。
 © 2023 GeoTechnologies, Inc.
 測量法に基づく国土地理院承認 (使用) R.4J46.117.56号
 測量法に基づく国土地理院承認 (使用) R.4J46.164.56号

0 250m



医療機関ガイド

▷ 鎌倉市医療機関のご案内

受診の際は、必ず健康保険証をお持ちください

～休日や夜間などの診療時間外に具合が悪くなった人のために～

**症状が軽く
救急車を呼ぶこともない
と判断した場合**

救急医療機関案内☎24-0099で
診療可能な医療機関を確認して、
自家用車や公共交通機関を利用して
医療機関を受診してください

**意識障害、胸痛、
呼吸困難などがあり、重症
と判断した場合**

119番へ電話してください。
救急車が医療機関へ
搬送します

救急車を呼ぶときは、
局番なしの
119番へ電話して、
次のことを
伝えてください。

- [火事] か [救急] か
- 場所・目印 (近くにある大きい建物や店舗、工場など)
- どのような事故・病気が
- 傷病者の人数・性別・年齢
- 傷病者はどんな容体・状況か
- 119番通報をした人の氏名と電話番号

※このページに記載されている休日とは、日曜日、祝日(振替休日を含む)、年末年始(12月29日～1月3日)をいいます

① 休日夜間急患診療所

● 内科・小児科

鎌倉市医師会地域医療センター
材木座3-5-8(旧材木座保育園) ☎22-7888

受付時間	平日	19:00～22:45
	土曜日	18:00～22:45
		9:00～11:45、 13:00～16:45、 18:00～22:45
	休日	

事前に連絡のうえ、受診してください。

< 広告 >

市からのお願い

● 発熱や軽いけがなど、緊急性が低いと思われる119番通報があります。その対応のために一刻を争う重症患者の救急搬送に支障が生じることがあります。救急車の適正な利用をお願いします。

● 小児は、体調が急激に変化することがあります。保護者が昼間「いつもと様子が違う」と感じたときは、早めに「かかりつけ医」に診てもらいましょう。

② 鎌倉市口腔保健センター

● 歯科

台在宅福祉サービスセンター
台2-8-1 1階 ☎47-8119(歯の119番)

受付時間	日曜日	10:30～13:30
	祝日	10:00～13:00
	GW/年末年始	10:00～12:30、14:00～16:30

※受付時間以外のお問い合わせは
鎌倉市歯科医師会 ☎45-2755(月～土曜日10:00～15:00)
へご確認ください。

③ 救急医療機関案内電話番号

受診できる医療機関を案内します。

電話番号	受付時間(24時間対応)		
		毎日	23:00～翌9:00
☎24-0099	土曜日	9:00～18:00	案内します
	上記以外		職員が対応します

④ 市内救急病院

● 内科系・外科系

※救急医療機関案内☎24-0099に確認するか、必ず事前に医療機関に連絡してから受診してください

大船中央病院	☎45-2111
鎌倉病院	☎22-5500
鈴木病院	☎31-7651
鎌倉ヒロ病院	☎24-7171
清川病院	☎24-1200
湘南記念病院	☎32-3456
ふれあい鎌倉ホスピタル	☎23-1111

ホームページ 鎌倉市医師会 <https://kmed.jp/>

● 内科系・外科系

湘南鎌倉総合病院 岡本1370-1
24時間対応 ☎46-1717

⑤ 鎌倉市の小児救急医療拠点病院

鎌倉市の小児救急医療拠点病院に指定されています。

※必ず事前に連絡してから受診してください

● 小児科

藤沢市民病院 藤沢市藤沢2-6-1
☎0466-25-3111

▶ こどもの救急ホームページ(日本小児科学会)

夜間や休日などに病院を受診するかどうか、判断の目安を提供します(病院を受診するかどうかの最終的な判断はご自身でしてください)。

ホームページ <http://kodomo-qq.jp/>

▶ 神奈川県医療安全相談センター

医療に関する相談などに応じます。

受付時間 10:00～12:00、13:00～15:00
(土曜日・休日を除く)

連絡先 ☎045-210-4895 ☎045-210-8858

FAXでのお問い合わせの場合は、発信者の電話番号を記載してください。

▶ がん情報サービス

● がん情報の提供

がんの治療等の情報を、提供しています。

ホームページ 地方独立行政法人
神奈川県立病院機構
神奈川県立がんセンター
<https://kccch.kanagawa-pho.jp>

● がん相談(患者支援センター-患者支援室)

看護師・ソーシャルワーカーが電話や対面による、がんの治療に関する疑問や、生活に対する不安などの相談に応じます。

受付時間 9:00～16:00(土曜日・休日を除く)

連絡先 ☎045-520-2211

< 広告 >

社会医療法人財団互恵会
大船中央病院
市民健診・人間ドック・各種健康診断

内科/呼吸器内科/消化器内科/外科/呼吸器外科/乳腺外科
形成外科/整形外科/脳神経外科/眼科/耳鼻咽喉科/皮膚科
泌尿器科/婦人科/放射線治療科/リハビリテーション科/歯科口腔外科

24時間365日救急診療 大船駅東口より徒歩約6分
☎0467-45-2111 大船中央病院 大船2-24



高齢者と子供に優しい
女医のいる歯医者さん

KATO DENTAL CLINIC 歯科・小児歯科/訪問診療

加藤歯科医院
院長 佐藤 浩美

■診療時間 平日 9:00～12:30
14:00～18:00
土曜 9:00～13:00
■休診日 木曜・日曜・祝日

たんぽぽ保育園向け

■専用駐車場8台有り
鎌倉市手広2-19-1 TEL 0467-31-6245
URL:<https://kdmamasanshika.web.fc2.com>

福祉介護タクシー
鎌倉アンビ
医療依存利用者特化型

救急業務35年間の実績と
介護資格及び大型二種免許を
併せ持った救命士への対応で
医療依存の高い方の搬送も
安心・安全・揺れない!

救急救命士の運用で安心・安価な患者搬送
予約・見積 ☎080-7737-0110

お問合わせ
【受付時間】
8:00～23:00 年中無休
(早朝・夜間の搬送もご相談ください)
鎌倉市浄明寺4-4-12
TEL・FAX 0467-23-1129
E-mail: hi@kamakura-amb.com
HP: <http://kamakura-amb.com>

医療機関ガイド

医療機関ガイド

▷ 新型コロナウイルス感染症について

掲載情報は、令和5(2023)年11月1日時点のものです。最新情報は、市ホームページなどでご確認ください。

▶ 相談・受診の前に心がけること

- 発熱などの風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱などの風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患(持病)をお持ちの人で症状に変化がある人、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な人は、まずはかかりつけ医などに電話で相談する。

▶ 発熱などの症状があり、受診を希望する人は

① かかりつけ医をお持ちの場合

事前に電話でご相談のうえ、受診してください。

② かかりつけ医をお持ちでない場合

神奈川県が設置している「新型コロナウイルス専用ダイヤル」へご相談ください。

詳細は、神奈川県のホームページをご確認ください。



▶ 妊娠中の人へ

念のため、重症化しやすい人と同様に、早めにかかりつけ医や「新型コロナウイルス専用ダイヤル」にご相談ください。

▶ お子さんがある人へ

小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関や「新型コロナウイルス専用ダイヤル」に電話などでご相談ください。

▶ 自費検査を提供する検査機関一覧

詳細は、厚生労働省のホームページを御確認ください。



かかりつけ医を探そう!

鎌倉医療リスト

【病院・診療所/歯科/薬局リストについて】

・令和6年1月15日時点での「かながわ医療情報検索サービス」の情報をもとに作成したものです。

・掲載順序は**地名の50音順**(例: 稲村ガ崎) に並べてあります。

・表示されている診療科目以外の診療科目については、「かながわ医療情報検索サービス」でご確認ください。

・一般外来診療を行わない機関は掲載していません。



- 病院・診療所リスト 119
- 歯科リスト 124
- 薬局リスト 127

▶ 病院

施設名	住所	電話
大船中央病院	大船6-2-24	45-2111
医療法人財団額田記念会額田記念病院	大町4-6-6	25-1231
医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院	岡本1370-1	46-1717
医療法人大樹会ふれあい鎌倉ホスピタル	御成町9-5	23-1111
メンタルホスピタルかまくら山	鎌倉山1-23-1	32-2550
鈴木病院	腰越1-1-1	31-7651

施設名	住所	電話
鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院	腰越1-2-1	32-4125
鎌倉療育医療センター小さき花の園	腰越1-2-1	31-6703
医療法人徳洲会清川病院	小町2-13-7	24-1200
鎌倉ヒロ病院	材木座1-7-22	24-7171
一般財団法人鎌倉病院	長谷3-1-8	22-5500
医療法人湘和会湘南記念病院	笛田2-2-60	32-3456

〈 広告 〉

一般社団法人
KDA 鎌倉市歯科医師会

鎌倉市口腔保健センター
☎ 0467-47-8119
〔休日急患歯科診療〕〔障害者歯科診療〕

訪問歯科診療
在宅歯科医療地域連携室
☎ 0467-38-8970

歯周病検診 **妊婦歯科健診**

詳しくはホームページをご覧ください
<https://kamasi.jp>

鎌倉市歯科医師会事務局 TEL.0467-45-2755
〒247-0061 鎌倉市台2-8-1 台在宅福祉サービスセンター内



▶ 内科

施設名	住所	電話
左近允医院	今泉台4-20-19	45-2450
医療法人土橋医院	植木590-9 植木ビル1F	46-8258
医療法人社団 プラタナス鎌倉 アーバンクリニック	扇ガ谷1-1-29 大崎ビル2階	61-3305
吉岡内科医院	扇ガ谷1-9-4	25-5536
医療法人社団 メディカルフェニックス メディカルスキニング大船	大船1-3-9 M5大船ビル1階 B1区画	42-8200
コンフォート北鎌倉台 クリニック	大船1-7-5 大船末広神尾ビル 5階B号室	81-3456
いろでん内科胃腸科 クリニック	大船1-11-10 協和ビル2F	42-8812
しらいわ内科・ リウマチクリニック	大船1-12-11 ミツハビル201号	47-1777
あいクリニック仲通	大船1-22-28-1F	38-8312
ゆう内科・糖尿病 クリニック	大船1-23-26 ニュー大船ビル1F-A	38-8026
ほなみクリニック	大船1-23-31 サトウビル2階	46-2500
医療法人社団ひだまりの船 まつむらファミリー クリニック	大船1-23-31 浜田ビル3F	45-3335
高井内科クリニック	大船1-26-27-1F	43-5556
大船内科・消化器科 クリニック	大船2-17-2 パルティータ2階	38-8127
クリニック森	大船2-18-24	40-2500
しおのり内科	大船3-1-3 セイショウナンビル4F	42-7640
山口内科	大船3-1-17 レガート大船201号室4	47-1312
医療法人社団 花岡内科クリニック	大船4-21-25	43-2800
若杉内科クリニック	大船6-1-1 松竹ショッピングセンター B棟2階	47-6755
足立医院	大町2-2-4	22-2125
中村内科	岡本1241-4	45-5780
医療法人社団奏愛会 アカラクリニック	岡本1343-5	84-9527
おび内科・ 漢方クリニック	岡本2-1-10 プロシードビル1階	42-7288
大船睡眠・糖尿病内科	岡本2-1-10 プロシードビル201号	38-7555

施設名	住所	電話
医療法人社団 倉岡胃腸科内科	岡本2-6-39	43-1748
鎌倉御成町クリニック	御成町4-16 鎌倉NSビル2F	60-5557
井口内科医院	御成町6-9	22-4681
鎌倉西口クリニック	御成町11-1 長塚ビル4F	22-5657
瀧内科クリニック	梶原1-5-12 ビュア湘南2F	44-1024
道林クリニック梶原	梶原2-34-1	48-3000
医療法人社団田川医院	梶原2-34-5	44-1657
かまくらクリニック	梶原5-1-1	45-4161
たまるクリニック	小袋谷1-2-2 湘英ビル1F	43-5733
恵風園内科・ 消化器内科クリニック	腰越2-10-5	32-4024
立山医院	小袋谷1-7-27 星ビル1F	46-0639
医療法人社団湘美会 湘南高井内科	小袋谷1-9-18 高井医療ビル2F	45-8180
道林クリニック駅前	小町1-2-16 早見プラザビル3F	25-5151
鎌倉小町通り診療所	小町1-6-5 第2小町ビル2階	23-2366
小林内科医院	小町2-9-13	22-1888
鎌倉逗子胃腸肛門 内視鏡クリニック	小町2-14-10 鎌倉メディカル サブライビル2.3F	24-0220
材木座診療所	材木座3-16-9 スガワラビル2000 1階	61-2275
章平クリニック	七里ガ浜東3-4-20	31-5554
七里ガ浜診療所	七里ガ浜東3-11-1	38-1290
泉水橋とうとう クリニック	十二所6-1 泉水橋クリニックビル2階	24-1515
富士見診療所	台3-9-32	44-0001
医療法人社団湘南友和会 さとうクリニック	台5-8-29 いけだビル2F	43-5220
あいクリニック	玉縄1-1-5-106	46-1486
かがみ在宅クリニック	玉縄1-11-5	84-7007
医療法人大船クリニック	玉縄1-11-11	44-5505
おちあい内科循環器科	津887	31-6532
柏木外科胃腸内科	腰越1171	31-2486
医療生協ながわ 生活協同組合 深沢中央診療所	手広1-9-31	31-7284

施設名	住所	電話
天本クリニック	手広3-14-8 手広ビル2階	38-1160
ふかさわ消化器内科 クリニック	常盤52-1	40-0500
柳川クリニック	西鎌倉1-18-3	33-0857
西鎌倉ファミリー クリニック	西鎌倉1-19-9 福田ビル2F	39-3880
ヘテロクリニック	長谷2-9-11-5	53-8731
湘南いしぐる クリニック鎌倉院	長谷2-17-19 長谷2丁目店舗2階	84-7301
遠藤内科クリニック	笛田4-5-1	32-5344
ドクターゴン鎌倉診療所	笛田4-25-2 アスクレピオン鎌倉B-1	32-5230
遠藤クリニック	山ノ内512-1	23-2355
鎌倉内科クリニック	山ノ内736	45-5939
医療法人徳洲会 湘南かまくらクリニック	山崎1202-1	43-1717
橋本クリニック	由比ガ浜2-2-40 KFビル2F	22-7226
かまくらファミリー クリニック	由比ガ浜2-6-21	22-0522
西井クリニック	由比ガ浜2-16-2 サンフローラビル1F	23-3880
由比ガ浜内科クリニック	由比ガ浜3-1-12	23-1780
じんの内科クリニック	由比ガ浜3-11-39 福地ビル1F	60-4866
エミ内科クリニック	雪ノ下2-14-30	22-5957
さかい内科・胃腸科 クリニック	雪ノ下3-1-32	23-0015
医療法人昌晋会 鎌倉雪ノ下クリニック	雪ノ下4-1-8	22-0111

▶ 人工透析内科

施設名	住所	電話
医療法人社団善仁会 湘南クリニック	大船2-6-14	45-7490

▶ 小児科

施設名	住所	電話
山下ごとう小児科内科	稲村ガ崎2-8-10	22-1726
医療法人孝啓会 いくた小児科クリニック	大船1-27-28 STKビル102号	47-4787
大船こどもクリニック	大船2-3-7	45-6393
すくすくまことくりっく	大船2-25-20-1F	47-3939
しみずこどもクリニック	大船4-17-17 メディカルプラザ 鎌倉大船	46-2255
安保小児科医院	岡本2-5-11-101	48-6206
みやげこども医院	梶原1-5-12 ビュア湘南301	45-8068
西鎌倉こどもクリニック	腰越1179 石黒ビル2F	39-1134
藤本小児科医院	由比ガ浜3-11-16	22-0381

▶ 精神科・心療内科

施設名	住所	電話
海街クリニック	稲村ガ崎3-8-6	37-6410
みやじこころクリニック	扇ガ谷1-8-1 山口ビル2階B室	25-5564
医療法人社団奏愛会 大船心療内科	大船1-3-9 M5ビル3階	40-4765
ハートクリニック	大船1-22-9 湘南大船ビル4階	46-8610
大船すばるクリニック	大船1-24-19 カサハラビル大船四6階	46-0101
大河内メンタルクリニック	大船2-18-16	47-1235
医療法人社団奏愛会 信愛クリニック	大船2-26-10	48-6678
小林クリニック	大船3-1-3 セイショウナン7F	47-8640
恩田クリニック	御成町7-8 御成ever3階3-B号室	73-7877
医療法人和楽会 心療内科・神経科鎌倉山 クリニック安心堂	鎌倉山2-17-25	38-0320
医療法人社団爽風会 雪ノ下診療所	小町1-6-5 第2小町ビル1F	22-1778
由比ガ浜こころの クリニック	由比ガ浜2-16-2 3階 301	60-5211
鎌倉メンタルクリニック	雪ノ下1-9-21 トウセン鎌倉ビル3階	050-3734- 3855

▶ 外科・整形外科

施設名	住所	電話
森岡医院	岩瀬1497	45-2425
岩田整形外科クリニック	大船1-12-17 リオンビル1F,2F	41-1630
大船静脈瘤クリニック	大船1-26-33 片岡ビル2F	48-0006
田辺整形外科	大船2-18-20	44-5290
若林整形外科	大船3-2-11 大船メディカルビル101	45-6610
医療法人社団 阿部整形外科クリニック	梶原2-25-2	46-6070
鎌倉駅前整形外科 クリニック	小町1-5-21 鎌倉Moriビル2F	23-1450
鎌倉ドクター 日光ビル診療所	小町1-7-10 日光ビル4階	61-1977
湘南鎌倉人工関節センター	台5-4-17	47-2377
川島整形外科	津西1-17-44	39-1223
池田整形外科	由比ガ浜3-1-10	25-6116
医療法人とよた医院	雪ノ下1-9-21 トウセン鎌倉ビル2F	61-2963

▶ 脳神経科

施設名	住所	電話
医療法人たかだ 脳神経外科クリニック	大船2-18-32 1F	46-1771
医療法人社団明祐会 阿部脳神経外科	梶原2-25-2	46-6181

▶ 産婦人科

施設名	住所	電話
横井レディース クリニック	大船1-12-17 リオンビル3F	41-0015
矢内原医院	大船2-17-18	44-1188
医療法人社団守巧会 矢内原ウィメンズ クリニック	大船1-24-30 アゴラ大船4階	50-0112
腰越中央医院	腰越4-8-29	32-5511

▶ 乳腺外科

施設名	住所	電話
鎌倉大船 こぼこ乳腺クリニック	大船1-11-16 アルエットビル3階	43-0585

▶ 耳鼻いんこう科

施設名	住所	電話
医療法人社団 神尾耳鼻咽喉科医院	大船1-7-5 大船末広ビル2F	46-5218
浜田耳鼻咽喉科医院	大船1-23-31	46-2336
大船耳鼻咽喉科クリニック	大船2-18-24 森ビル2階	45-0027
しみず耳鼻咽喉科 クリニック	岡本2-5-11 第2大観ビル1階	42-8733
赤尾耳鼻咽喉科医院	御成町5-6	25-3387
ひいらぎ耳鼻咽喉科 クリニック	小袋谷1-9-18 高井医療ビル1F	45-9187
芋川耳鼻咽喉科クリニック	小町2-10-1 松喜屋小町ビル3F	24-7273
岩武耳鼻咽喉科医院	台5-2-27	46-2977
長島クリニック	津西1-10-10-5	33-1717
にしまま耳鼻咽喉科診療所	西鎌倉1-2-10	38-1633
医療法人社団はせ駅前耳鼻 咽喉科クリニック	長谷2-16-3	25-5111
高橋耳鼻咽喉科 クリニック	雪ノ下1-10-26	24-8780

▶ 皮膚科・形成外科

施設名	住所	電話
大船T's形成クリニック	大船1-25-4 ヴィレッジビルディング 201号室	47-3711
えぞえ皮膚科大船駅前 クリニック	大船2-6-7 ベルテ鎌倉芸術館通り 102号	47-2887
大船笠間皮膚科医院	大船2-18-9	43-3923
おおふな皮ふ科	大船2-26-22 湘風館3階	38-6700
はつ花皮フ科クリニック	大船3-2-11 大船メディカルビル301	43-2468
大船まえた皮膚科	大船4-17-17 メディカルプラザ 鎌倉大船	43-1112

施設名	住所	電話
原皮膚科医院	大町1-18-15	22-3858
鎌倉皮膚科クリニック	御成町12-12 片岡ビル3階	25-4112
深沢皮膚科	梶原1-5-17	45-6241
鎌倉かまりんヒフ クリニック	小町2-15-11 井蔵ビル2階 201号室	25-1255
かも皮ふ科	雪ノ下1-16-25	67-7298

▶ 泌尿器科

施設名	住所	電話
池田腎・泌尿器クリニック	大船1-10-16	48-2211
湘南おおふなクリニック	大船2-25-2 セルアラージュ鎌倉大船1階	44-1117
医療法人かまくら泌尿器科	小町2-2-3	23-5122
中野泌尿器科医院	小町2-16-33	23-0332

▶ AGA

施設名	住所	電話
ルートレディースAGA クリニック	大船1-11-18 プロシードハビネスビル4F	38-8396

▶ 眼科

施設名	住所	電話
おおふな駅ビル眼科	大船1-4-1 大船ルミネウィング1F	55-5910
大船駅前眼科	大船1-7-8 ハマヤビル2F	47-2422
医療法人泉樹会 飯野眼科医院	大船1-24-19-3階	48-3990
大船いのうえ眼科	大船1-27-28 STKビル202	55-5893
大船田園眼科	大船2-18-36	45-0485
高橋眼科	大船3-2-11 大船メディカルビル202	46-7882
福田眼科	岡本2-1-10 プロシードビル203号室	38-8603
後藤眼科医院	御成町4-40	22-0307
まり眼科	梶原1-5-12 ビュア湘南3F	48-0031
医療法人慶恭会 鎌倉小町通り眼科	小町1-6-8 リアスコビル1階102号室	61-2623
医療法人社団蔵並医院 蔵並眼科医院	小町1-12-5	22-2029
七里ガ浜眼科	七里ガ浜東4-21-3	32-0875
手広やまうち眼科	手広3-14-8 手広ビル2階および3階	38-1212
西鎌倉谷野眼科	西鎌倉1-2-20	32-6009
北鎌倉眼科	山ノ内1337-5 山ノ内ビル1FA号	22-8852
じんの眼科クリニック	由比ガ浜3-11-39 福地ビル2F	60-4867



(広告)

阿部脳神経外科
脳神経外科・外科・放射線科
☎0467-46-6181

受付時間 月火水木金土
09:00~12:00 ○○○○※
14:00~18:00 ○○○○※

※土曜日午前は、9:00~14:00です。
休診日：日曜日・祝日
<https://www.abe-nouge.jp>

阿部整形外科クリニック
整形外科・リハビリテーション科
☎0467-46-6070

受付時間 月火水木金土
09:00~12:00 ○○○○※
14:30~18:00 ○○○○※

※土曜日午前は、9:00~14:00です。
休診日：日曜日・祝日
<https://www.abe-seikei.jp>

鎌倉市梶原2-25-2 (「西橋原」バス停下車徒歩1分)

▶ 歯科

施設名	住所	電話
やまじ歯科医院	稲村ガ崎3-3-30	23-9147
今泉台歯科医院	今泉台4-20-6	46-6780
うえだ歯科 岩瀬診療所	岩瀬1-11-24	47-1331
わたなべ歯科医院	植木259-7	53-8646
うえだ歯科 植木診療所	植木361-3	43-1551
鈴木歯科矯正クリニック	扇ガ谷1-8-1 山口ビル2F	25-3648
川野邊歯科医院	扇ガ谷1-9-12	22-1812
大船駅前歯科	大船1-5-3	42-4140
さかむら歯科医院	大船1-6-2	44-0788
なかひろ歯科医院	大船1-10-14 2F	47-3456
Aiデンタルクリニック	大船1-11-22 アイビル3階	42-6788
大船歯科医院	大船1-22-2	46-6741
石田歯科クリニック	大船1-23-10 石田ビル2階	47-3855
大船根津矯正歯科	大船1-23-26 ニュー大船ビル4F	47-1690
井内歯科医院	大船1-24-19 鶴ヶ岡会館 センタービル2階	45-5819
斎藤歯科医院	大船1-25-11 SSビル2F	46-4293
大船デンタルクリニック	大船1-26-3 渡辺ビル1階	43-1860

施設名	住所	電話
福村歯科大船医院	大船1-26-33 片岡ビル2F	47-0232
金子歯科医院	大船1-27-28 STKビル201	45-8217
宮本歯科医院	大船2-1-33	46-2972
なかしま歯科	大船2-6-16 禪ビル2F	43-1730
医療法人社団 カマタ歯科診療所	大船2-6-20 MCH大船1階	39-5800
勝畑歯科医院	大船2-7-12	43-1690
大船中央病院附属 歯科診療所	大船2-13-5 互惠会ビル2F	45-2111
脇田歯科医院	大船2-17-26	46-8114
大船みんなの歯科 クリニック	大船2-18-6	45-8880
医療法人社団 咲陽会 ふかわ矯正歯科	大船2-20-35	47-0771
喜多デンタルクリニック	大船2-21-14 DAIICHIビル101号	81-3181
医療法人東歯会 鎌倉ハート歯科 クリニック	大船2-25-2 セルアージュ 鎌倉大船1F	47-4618
あおぞら歯科	大船3-1-3 セイショウナンビル1F	40-6840
大船総合歯科クリニック	大船3-1-7 レガート大船	73-7577
大友歯科	大船3-2-11 大船メディカルビル3F	46-8241
ブライト矯正歯科	大船3-6-2 新進ビル1F-B	39-6400

施設名	住所	電話
ふくしま歯科医院	大船3-6-22 米倉ビル2F	42-6792
くり歯科クリニック	大船3-6-26 ルーデンス鎌倉1F	46-1182
あおば歯科	大船3-15-28 離山ガーデン ハウス102	46-1711
かまくらサンライズ歯科	大船4-21-8 アミュレット 鎌倉1F	39-5945
おさらぎ歯科	大船6-1-1 松竹ショッピングセンター B棟2F	46-7136
エソエ歯科クリニック	大船1756 ブラウンハイツ大船1F	45-5670
木村歯科医院	大町1-8-23	25-3980
原歯科医院	大町1-18-12	61-3430
鎌倉わかお歯科 クリニック	大町2-7-4 小沢ビル1F	61-3061
鎌倉大町歯科	大町4-1-7	81-4488
マハロ歯科	大町5-10-5	38-7712
佐々木歯科クリニック	岡本1-1-3 小島ビル2F	43-5454
青木歯科医院	岡本1-2-35 大船プラザ3F	45-7170
木村歯科医院	岡本1-7-14	45-1321
グレースデンタル メディカルクリニック 鎌倉分院	岡本2-2-1 DIKマンション大船 1階107号室	81-5275
林歯科医院	岡本2-2-1-119	45-1650
あべ歯科クリニック	岡本2-5-11 第二大観ビル1階	46-2300
モモイ歯科医院	岡本2-12-5	45-6149
大船スマイル歯科	岡本2-19-15 田中ビル102号	37-6077
医療法人社団徳誠会 鎌倉大船歯科・矯正歯科	岡本1188-1 ホームセンターコーナン 鎌倉大船モール2F	42-7601
シマダ歯科クリニック	岡本2-21-26	46-2133
箕田歯科医院	御成町2-19	22-1710
鶴岡歯科医院	御成町7-8 御成ever3階	22-8222
鎌倉御成歯科	御成町9-26 太田ビル鎌倉1階	73-8084

施設名	住所	電話
鎌倉デンタルクリニック	御成町11-2 ヤノヤビル3F	22-6480
鎌倉カイロス歯科	御成町13-37 1F	33-5200
ドクタービーバー 小児歯科・矯正歯科	御成町14-1 御成ビル2F	84-9111
にしむら歯科クリニック	梶原1-5-12 ビュア湘南201	42-6840
けいこう歯科医院	梶原2-24-10 上村内科ビル2F	45-9108
医療法人社団福順会 かじわら歯科クリニック	梶原2-34-23	38-5585
野崎歯科医院	梶原3-8-7	50-0918
ミキプラザ歯科医院	梶原4-1-6 助川ビル203	47-5818
堀田歯科医院	腰越3-23-2	32-4561
島村歯科	腰越3-23-10	31-0555
なまため歯科医院	小袋谷1-6-7	46-6400
遠藤歯科医院	小袋谷1-9-18 高井医療ビル3F	43-9677
鶴井歯科クリニック	小袋谷2-23-3 グリーンビル北鎌倉101	42-1182
医療法人湘誉会 又吉歯科医院	小袋谷553-5	43-2598
田中歯科 鎌倉	小町1-2-7 東急ストア鎌倉店別館4階	38-8902
カマクラデントフェイシャル オーソペディクス 山本歯科・矯正	小町1-5-21 森ビル3F	22-6702

〈 広告 〉

医療法人社団開成会 日本歯周病学会認定歯周病専門医
うえだ歯科 鎌倉市歯周病検診取扱い
 理事長 上田 順一

岩瀬診療所

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:30~13:00	○	○	○	○	○	○
15:00~19:00	○	○	○	○	○	○

鎌倉市岩瀬1-11-25
☎0467-47-1331

植木診療所

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:30~13:00	○	○	○	○	○	○
15:00~19:00	○	○	○	○	○	○

鎌倉市植木361-3
☎0467-43-1551

休診日: 日曜・木曜・祝日 www.uedadental.com うえだ歯科 鎌倉 検索



〈 広告 〉

歯科・歯科口腔外科・小児歯科
原 歯 科 医 院

診 療 時 間
 am 9:00 ~ pm 1:00
 pm 3:00 ~ pm 6:30
 (受付は終了30分前まで)

休 診 日
 木 曜 ・ 日 曜 ・ 祝 日

鎌倉駅東口より徒歩6分 原ひふ科医院となり
 TEL: 0467-61-3430
 URL: http://www.haradental.jp
 鎌倉市大町1-18-12 **P**あり

施設名	住所	電話
山本歯科	小町1-5-30 小松屋ビル4F	23-1102
鎌倉小町通り歯科	小町1-7-10 日光ビル3F	53-9681
小町歯科医院	小町1-10-34	25-3773
若宮大路歯科	小町1-13-2	24-9990
渡辺歯科医院	材木座1-12-7	25-1946
真央歯科クリニック	材木座3-14-18	24-2397
材木座歯科クリニック	材木座4-4-33	23-2257
ささめ歯科	笹目町6-5	22-5401
医療法人社団 聖カリストス会 菅井歯科医院 鎌倉	佐助1-8-14	24-5558
鎌倉佐助矯正歯科 にこにこのにわ	佐助1-14-13	33-6209
佐助デンタルクリニック	佐助1-16-12	23-8041
野村歯科医院	七里ガ浜東2-35-8	32-6714
高垣歯科医院	七里ガ浜東5-9-8	33-2330
回天デンタルクリニック	浄明寺3-7-41	61-1080
てらお歯科クリニック	台1-1-8 良産ビル2F	45-4618
寺木歯科医院	台1-3-12	46-3025
廣瀬歯科医院	台2-6-1	46-2037
鎌倉市口腔保健センター	台2-8-1	47-8119
R歯科医院	台3-3-13 ケーユープラザビル2階	46-3131
しろた歯科	台3-9-29 トムグレース鎌倉1F	42-8882
村下歯科医院	玉縄2-10	42-4731
おおとの歯科クリニック	津675-1	31-0990
佐藤歯科医院	津1037-56	32-6480
たかごし歯科クリニック	津西1-4-24	32-8130
西鎌倉デンタルオフィス	津西1-10-10	31-1155
加藤歯科医院	手広2-19-1	31-6245
手広デンタルクリニック	手広3-8-1	32-9990
医療法人社団泰晴会 らいおん歯科クリニック 手広医院	手広4-8-1	31-1182

施設名	住所	電話
柏木歯科クリニック	手広6-1-3	32-7887
伊藤歯科診療所	常盤50	44-4284
肥後歯科医院	常盤89-2	31-1760
グリーン歯科	常盤127-9	44-1070
守田歯科医院	常盤212-2	31-4749
いずみ歯科医院	常盤530-1	31-9001
だんじょう歯科医院	西鎌倉1-19-9 福田ビル101	31-0999
KAZU デンタルクリニック	西鎌倉1-19-16 アムール西鎌倉1階101	33-1186
目黒歯科医院	西鎌倉2-4-6	32-6535
氏家歯科医院	西鎌倉4-3-29	31-6491
長谷小路診療室 歯科	長谷2-4-27	95-2484
渋谷歯科医院	長谷2-14-12	22-8249
湘南深沢歯科クリニック	笛田3-1-7 ゴウハラビル203	33-0208
鎌倉小野歯科クリニック	笛田3-16-1 そうてつローゼン3F	33-1180
湘南鎌倉歯科・矯正歯科	笛田5-4-23	38-6010
いがらし歯科医院	山崎1222-23	41-4182
齋藤歯科医院	山ノ内959	24-0900
久和歯科医院	山ノ内1360	22-4670
山内歯科医院	由比ガ浜1-2-14	22-3754
パシフィックデンタル クリニック	由比ガ浜2-16-2 サンフロラ2F	39-6707
跡部歯科クリニック	由比ガ浜3-11-22	33-4533
澤野歯科	雪ノ下1-3-9	24-3434
さくら歯科クリニック	雪ノ下1-10-5 ファーストアベニュー カマクラ3F	22-6489
鎌倉矯正歯科 クリニック雪ノ下	雪ノ下1-10-8 酒井ビル201号	23-0080
加茂歯科	雪ノ下1-16-24	24-8022
雪ノ下泉歯科クリニック	雪ノ下3-3-21 旭屋ビル2F	23-8249
岡戸歯科医院	雪ノ下3-10-37	24-8811
鎌倉雪ノ下伊藤歯科医院	雪ノ下4-3-20 雪ノ下マンション1D	24-7339

薬局

施設名	住所	電話
クオール薬局 稲村ヶ崎店	稲村ガ崎3-3-30	22-1763
オリーブ薬局	今泉台4-20-3	40-5560
ウェルシア薬局 鎌倉岩瀬店	岩瀬540-2	84-7115
ピー・エフ・ラボ陣屋坂薬局	植木356-2	55-8815
なの花薬局 湘南鎌倉店	植木683	33-5966
オレンジ薬局 鎌倉店	扇ガ谷1-8-9 鎌工会館ビル108号室	61-2312
共創未来 田園薬局	大船1-10-16	43-2330
共創未来 仲通薬局	大船1-12-11	40-2042
みらい薬局 大船駅前店	大船1-12-20	33-5556
みらい薬局 大船店	大船1-13-8	53-8250
共創未来 大船薬局	大船1-14-19	45-8740
日本調剤大船薬局	大船1-22-28 パブコ・コート1階	40-1755
アリス薬局	大船1-23-29	42-3030
すがファーマシー	大船1-23-31	45-1414
有限会社 杉本薬局	大船1-25-37	46-2454
共創未来 大船一丁目薬局	大船1-26-27	43-3550
共創未来 大船笠間口薬局	大船1-27-28 STKビル101号	42-6838
共創未来 大船中央薬局	大船2-14-21	46-2030
アリス薬局 弐番館	大船2-16-2 湘南ファーストビル1F	42-7701
鎌倉調剤センター薬局	大船2-17-8 中島ビル1F	40-2189
薬樹薬局 北山	大船2-17-23 増田ビル1F	46-4410
よほどころ薬局 大船店	大船2-19-28 RELAIR OFUNA 102号室	73-8053
クオール薬局 大船2号店	大船2-24-25	42-7689
日本調剤 新大船薬局	大船2-24-27	42-8931
アプリ薬局 大船店	大船2-26-22	47-6939
クリエイト薬局 鎌倉大船店	大船4-17-18	42-7275
すばる中央薬局 大船店	大船4-18-6 宮地ビル1A	48-5855
うさぎ薬局 大船店	大船6-1-1 松竹ショッピングセン ター2階	53-9025
クオール薬局 大船1号店	大船6-2-3 エクセラ湘南102	42-7789
比留川薬局	大町2-2-9	22-2106
回生堂大町薬局	大町2-9-13	23-1234
すばる中央薬局 大町店	大町4-3-22	23-6100
カノン薬局 大船観音前店	岡本2-1-10 プロシードビル102	42-8830
カノン薬局	岡本2-5-11 第二大観ビル104	45-7311
薬局大船	岡本2-6-35-1F	47-1901
共創未来 鎌倉大船モール薬局	岡本1188-1	42-6371
共創未来 湘南岡本薬局	岡本1343-5	55-9851
ソニア調剤薬局	御成町4-16	23-5959
鎌倉ファーマシー御成薬局	御成町4-40	23-5675
陽だまり薬局 鎌倉店	御成町8-41	60-4365
内外薬局	御成町11-38	22-2430
湘南薬品 深沢薬局	梶原1-5-12-101	46-0762
オアシス薬局 深沢店	梶原1-6-10	42-7222

施設名	住所	電話
鎌倉のぞみ薬局	梶原2-25-18	42-6021
クリエイト薬局 鎌倉梶原店	梶原2-33-50	42-1767
マリン薬局 梶原店	梶原3-12-5	38-3088
高木薬局	腰越3-7-21	32-2892
すばる中央薬局 腰越店	腰越4-8-1	38-1601
しんわ薬局 西鎌倉店	腰越1016-3	81-5031
湘南薬品西カマクラ薬局	腰越1179	31-6697
佐野薬局 大船店	小袋谷1-1-1	45-9468
つばさ薬局	小袋谷2-2-37	44-0182
コスモ薬局 北鎌倉店	小袋谷2-23-2	43-7061
湘南カマクラ薬局	小町1-3-7	22-2271
ハックドラッグ鎌倉薬局	小町1-5-21 1階	60-1289
ハックドラッグ鎌倉調剤薬局	小町1-5-21 2階	61-1789
鎌倉ダルマ薬局	小町1-6-3	25-3879
共創未来 鎌倉小町薬局	小町1-6-5 小町第2ビル	61-0420
鎌倉若竹薬局	小町2-13-5	23-6527
鎌倉調剤薬局	小町2-14-9	24-5911
材木座ファーマシー	材木座1-6-36	23-8916
シーガル調剤薬局	材木座1-7-25	25-6660
クリエイト薬局 鎌倉材木座店	材木座5-7-6	60-4341
さくら薬局 七里ガ浜店	七里ガ浜2-20-18	39-1326
マンボウ薬局 七里ガ浜店	七里ガ浜東3-1-10	62-1530
十二所薬局	十二所6-1泉水橋 クリニックビル1F	61-3775
チバ薬局	浄明寺3-7-43	22-4380
つばきファーマシー	城廻48-1	73-9348
有限会社 大船漢方堂薬局	台1-3-10	47-3311
クララ調剤薬局	台5-2-31	44-1189
共創未来 玉縄薬局	玉縄1-1-29	48-6652
セキファーマシー	玉縄1-5-1	48-3395
クリエイト薬局 鎌倉玉縄店	玉縄1-16-1	42-7750
クリエイト薬局 新鎌倉手広店	手広1-5-27	32-7211
アイビス薬局 手広店	手広3-14-8 テレビロビル1F	38-1710
サンドラッグ鎌倉常盤薬局	常盤276-1	39-1121
有限会社 清光堂薬局	常盤638	32-6566
にしか薬局	西鎌倉1-2-3	38-1240
薬局湘南薬品ラポール西鎌倉	西鎌倉1-19-13	32-4623
さくら薬局 西鎌倉駅前店	西鎌倉1-19-17	31-1919
有限会社 吉野十全堂薬局	長谷1-2-4	22-2184
あい健康局	長谷1-15-5	50-0657
有限会社 早川薬局	長谷2-15-20	22-0010
すばる中央薬局 笛田店	笛田2-1-34	73-8255
すみれ中央薬局 鎌倉店	笛田2-1-40	32-6080
タカノ薬局 鎌倉店	笛田4-25-2-A	38-1180
共創未来 鎌倉山崎薬局	山崎1195-1	46-1205
すずらん薬局	山ノ内768-4	53-9943
北鎌倉薬局	山ノ内1337-5	61-4177
共創未来 由比ヶ浜薬局	由比ガ浜2-6-20 第二田中ビル1F 101号	38-8651
和田塚薬局	由比ガ浜3-1-9	23-8680
テル薬局	由比ガ浜3-11-41	61-1232
おだいに薬局 鎌倉店	雪ノ下1-16-27 1階	22-5711
あおば薬局	雪ノ下3-1-32	23-5494